

防 廃 審 第 2 号

令和4年(2022年)2月10日

防府市長 池田 豊 様

防府市廃棄物減量等推進審議会

会長 土井 章



防府市ごみ処理基本計画の策定について（答申）

令和2年10月12日付け、防ク第602-2号で諮問のありました防府市ごみ処理基本計画の策定について、市が提示した計画案をもとに慎重に審議検討を重ねた結果、結論を得ましたので、別添のとおり答申します。

防府市ごみ処理基本計画 (案)

防 府 市

目 次

第 1 章	計画策定の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	「SDGs（エスディーゼーズ）」について	3
1	「SDGs（エスディーゼーズ）」とは	3
2	「SDGs（エスディーゼーズ）」と本計画の関係	3
第 3 節	計画の位置付け	4
第 4 節	上位計画の数値目標	5
第 5 節	計画の期間	6
第 2 章	ごみ処理の現状と課題	7
第 1 節	処理区域等の状況	7
1	処理区域及び対象となるごみ	7
2	処理区域内人口の状況	7
3	産業の動向	8
第 2 節	現在のごみ処理システム	9
1	家庭系ごみの分別収集	9
2	事業系ごみの排出	10
3	処理手数料	10
4	ごみ処理・処分の状況	11
5	現有施設の状況	12
第 3 節	ごみ排出量等の状況	14
1	ごみ排出量の推移	14
2	可燃ごみの性状	17
第 4 節	ごみ減量化及びリサイクルの状況	18
1	ごみ減量化の取組	18
2	リサイクルの状況	19
第 5 節	最終処分の状況	22
第 6 節	前計画の数値目標の達成状況	23
第 7 節	ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況	25
1	ごみに関する市民アンケートの概要	25
2	ごみに関する市民アンケートの結果	26
第 8 節	ごみ処理の課題	36
1	ごみの減量に関する課題	36
2	リサイクルに関する課題	36
3	プラスチックごみの削減に関する課題	37

4	食品ロスの削減に関する課題	37
5	効率的な収集体制の構築に関する課題	38
6	災害廃棄物の適正処理に関する課題	38
第3章	ごみ処理の目標	39
第1節	基本目標	39
第2節	各主体（市民・事業者・市）の役割	40
第3節	数値目標	41
第4章	目標達成に向けた施策の展開	46
第1節	施策展開の基本方針	46
第2節	2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進	47
1	施策体系	47
2	施策内容	47
第3節	再生利用（リサイクル）の推進	52
1	施策体系	52
2	施策内容	52
第4節	適正処理の推進	55
1	施策体系	55
2	施策内容	56
第5章	防府市食品ロス削減推進計画	65
第1節	計画策定の趣旨	65
第2節	計画の位置付け	65
第3節	計画の期間	65
第4節	食品ロスの現状と課題	66
1	食品ロス量の状況	66
2	食品ロス削減に関する課題	66
第5節	食品ロス削減の目標	66
第6節	基本方針	67
第7節	施策の展開	67
第6章	計画の推進	70

附属資料	72
1 ごみ量推計の考え方	73
2 実績と将来推計	74
3 ごみ排出量予測	75
4 上位計画の目標値との比較	79
5 その他	81
6 用語説明	84

- ・表及び図の数値は、四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・本文中、「〇〇〇〇※」とある用語の解説は、附属資料「用語説明」に記載しています。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成28年12月に中間年度見直しを行った「防府市ごみ処理基本計画」（以下「前計画」という。）に基づき、循環型社会※の形成に向けて、「発生抑制（リデュース）※・再使用（リユース）※の推進」、「再生利用（リサイクル）※の推進」、「環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進」を基本方針とした様々な施策を実施してきました。

また、令和3年3月に策定した市の総合計画である「輝き！ほうふプラン※」では、「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目指し、分野別施策に掲げた「3R※の推進」と「廃棄物の適正処理の推進」に積極的に取り組むこととしています。

一方で、国際的には、平成27年9月の国連総会では、持続可能な開発のための目標（SDGs（エスディーゼーズ））が採択され、循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

こうした中、国においては、平成30年6月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画※」を策定し、循環型社会の形成を一層推進するため、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの方向性に基づく総合的な施策を実行することとしています。

また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの問題が国際的にも注目される中、令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略※」が策定され、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底して削減する等により、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指しており、本戦略を具体化するため、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律※」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が公布されました。本法律は製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、その一環として市区町村が行うプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられているところです。

さらに国は、令和2年10月「2050年カーボンニュートラル※（温室効果ガス※排出実質ゼロ）」を宣言し、同年12月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略※」を策定しています。

また、令和元年10月に施行された「食品ロス※の削減の推進に関する法律※」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取組が行われるなど、国を挙げて持続可能な社会づくりを進める機運が高まっており、こうした喫緊の課題にも適切に対応していく必要があります。

県においては、令和3年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）※」が策定され、重点プロジェクトとして、「ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進」、「次世代を担う資源循環型産業の強化」、「廃棄物の適正処理の推進」、「海洋ごみ※対策の充実強化」を掲げ、

取組の推進に当たっては、本県の地域特性及び産業特性を最大限に活用することとされています。

このような本市のごみ処理を取り巻く状況の変化や動向を踏まえたうえで、廃棄物の適正処理に努めながら、様々な課題や不測の事態にも柔軟かつ適切に対応できるよう、令和4年度を始まりとする新たな「防府市ごみ処理基本計画」を策定し、一層のごみ減量・リサイクルを進めてまいります。

本計画の策定にあたっては、現行計画における数値目標の達成状況や、これまで実施・検討してきた施策の検証を行い、今後の10年、さらにその先を見据え、循環型社会の構築に向け、効果的で実効性のある計画となるよう策定を進めます。

なお、「食品ロス削減推進法」により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画※」を、廃棄物分野における食品ロス削減の取組として、新たに本計画に盛り込むこととします。

第2節 「SDGs（エスディージーズ）」について

1 「SDGs（エスディージーズ）」とは

「SDGs（エスディージーズ）」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心となるものです。貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な世界的課題の解決に向けて、令和12年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケーター（指標）の3層構造で構成されています。先進国・途上国を問わず、全ての国に適用される普遍性が最大の特徴で、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和元年5月に、プラスチックのさらなる3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、10月にはまだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向け「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取組を進めていくこととしています。

2 「SDGs（エスディージーズ）」と本計画の関係

17のゴール（意欲目標）のうち、廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本市としても、ごみ処理基本計画に基づき、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）をより重視した3Rの取組や、食品ロスの削減などの取組を、市民や事業者と協働で進めていきます。本計画に関係するゴールは次の7つです。



第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物※の適正処理などを行うための基本となる事項を定める計画です。また、令和3年3月に策定した「第5次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン」を上位計画とし、「防府市環境基本計画※」の基本目標に掲げた「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を実現するための分野計画となるものです。

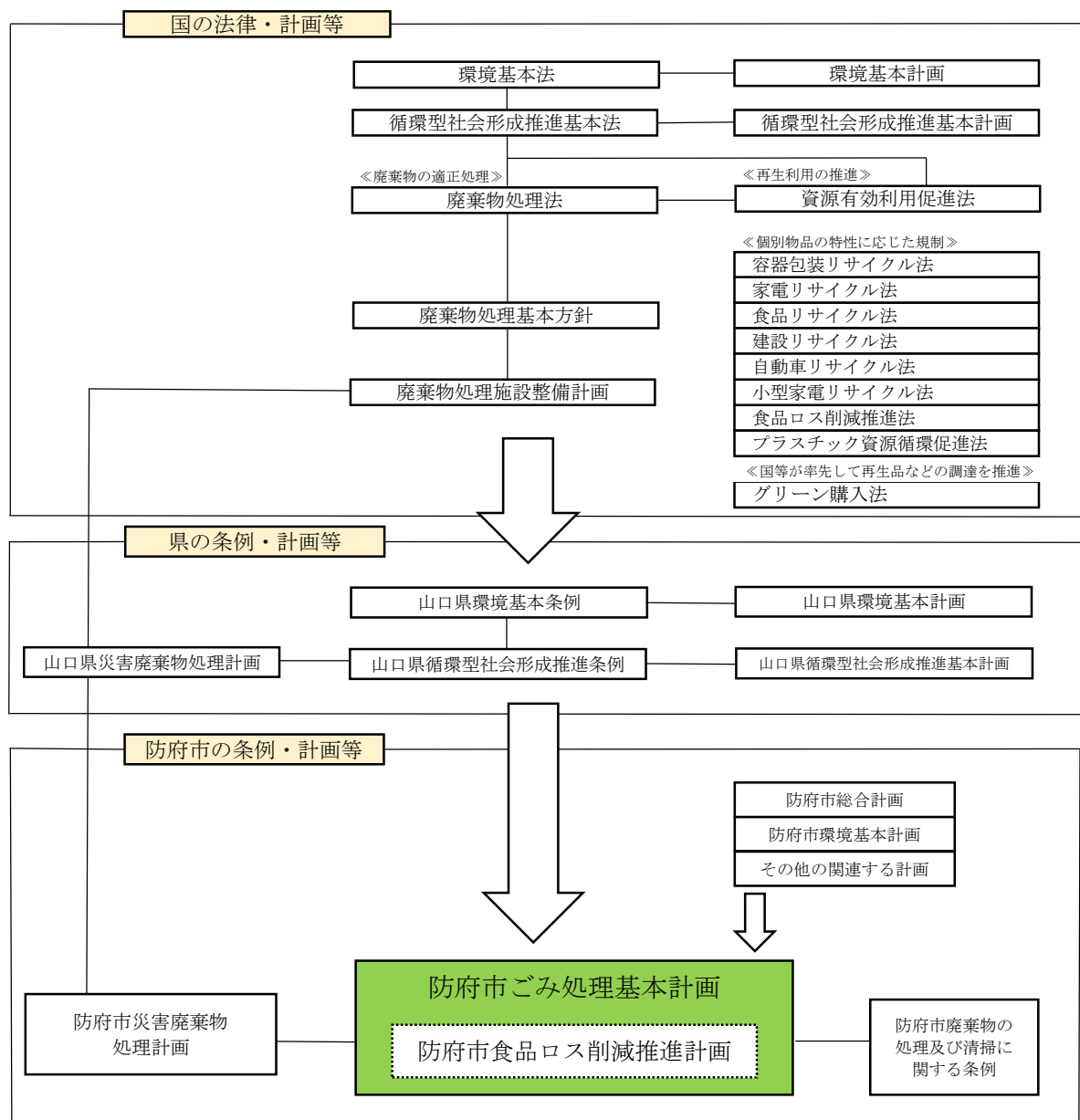


図1 ごみ処理基本計画の位置付け

第4節 上位計画の数値目標

「循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）」において、循環型社会を構築するに当たり、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付けるとともに、廃棄物等の処理の優先順位が法定化されています。

〔1〕発生抑制、〔2〕再使用、〔3〕再生利用、〔4〕熱回収※、〔5〕適正処分の順で、廃棄物の発生抑制を第一に、可能な限り再使用を行い、再使用できないものについて再生利用を図る、どうしても燃やさざるを得ない廃棄物は熱回収によるエネルギー活用を行い、最後に、循環利用できないものについて適正処分するというものです。

この循環型社会形成や廃棄物の適正処理を進めるため、国等の計画において各種数値目標が掲げられています。

表1 上位計画の数値目標

項 目	国の計画	県の計画	市の計画	
	第四次循環型社会形成推進基本計画	山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）	第5次防府市総合計画	防府市環境基本計画（第三次）
策定年月	平成30年6月	令和3年3月	令和3年3月	令和4年3月
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度	〔中間目標年度 令和8年度〕 令和13年度
ごみ排出量の目標	1人1日当たりごみ排出量※約850g	県内ごみ総排出量を424kt以下	1人1日当たりごみ排出量※850g	1人1日当たりごみ排出量※を令和8年度に812g、令和13年度に776g
家庭系ごみ排出量の目標	集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量約440g	集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を462g以下		集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和8年度に432g、令和13年度に405g
事業系ごみ排出量の目標	事業系ごみ排出量約1,100万t			事業系ごみ排出量を令和8年度に11,062t、令和13年度に9,883t
再生利用の目標		リサイクル率を35%以上		リサイクル率を令和8年度に35%、令和13年度に38%
最終処分の目標	最終処分量約1,300万t	最終処分量を22kt以下		

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

第5節 計画の期間

前計画は、平成23年度を基準年度とし、計画期間を、平成25年度から令和3年度までの9年間としています。

今回策定の計画では、令和2年度を基準年度とし、計画期間については、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、計画の見直しについては、令和8年度を中間目標年度とし、中間目標年度においては、ごみ量や人口の変化等の状況に応じて、見直しを行うものとします。

なお、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

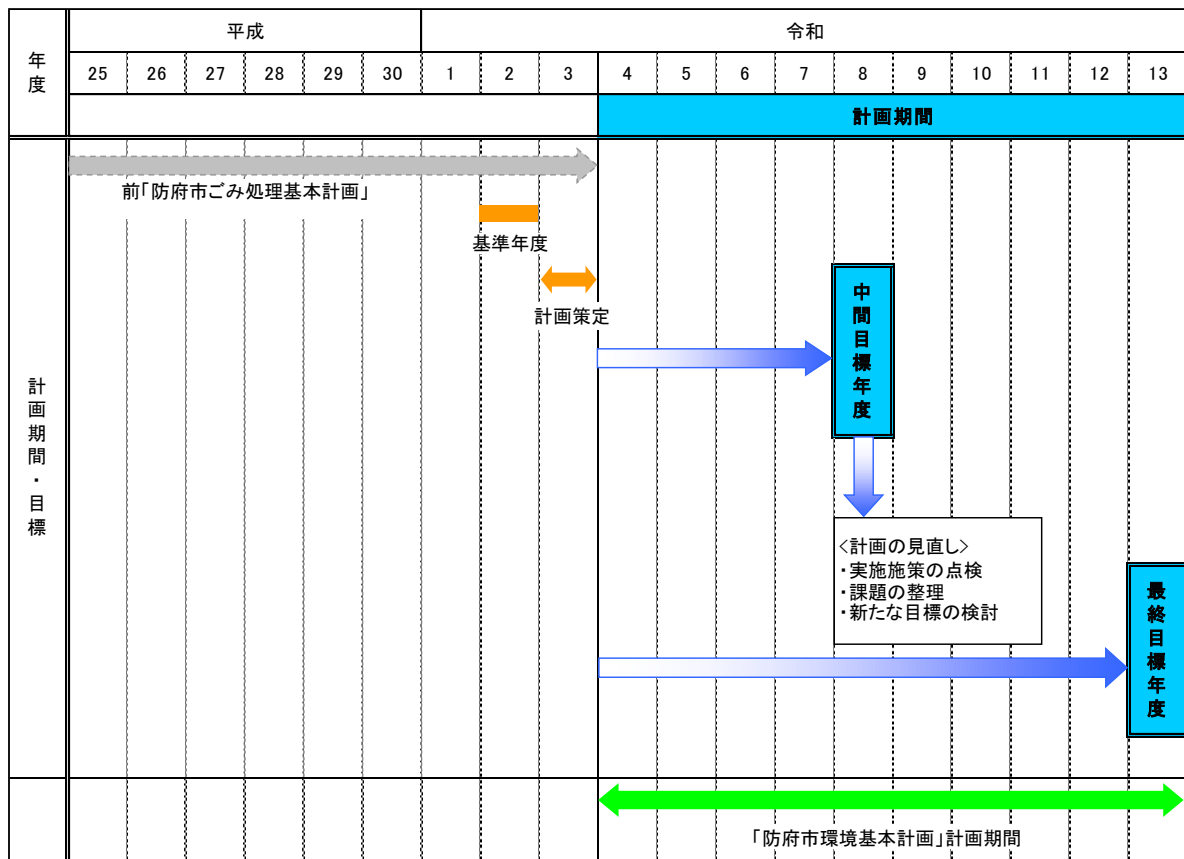


図2 計画期間

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 処理区域等の状況

1 処理区域及び対象となるごみ

市内全域を処理区域としています。

また、本計画におけるごみは、処理区域内で発生する一般廃棄物を対象としています。

なお、市民及び事業者から排出されるごみのうち、集団回収※以外の方法により家庭や事業者自ら処理しているもの（例：生ごみ処理機等による堆肥化）については、量の把握が困難なため、ごみ排出量から除いています。

2 処理区域内人口の状況

本市の人口は、令和2年度で115,603人となっており、現行計画の基準年度とした平成23年度の118,512人と比較して2,909人減少しています。

野島地域（離島）を除く可燃ごみ及び市内全域の不燃ごみ、資源ごみ等については、防府市クリーンセンターで処理しています。野島地域の可燃ごみについては、野島小型焼却炉で処理しており、令和2年度の人口は85人となっています。

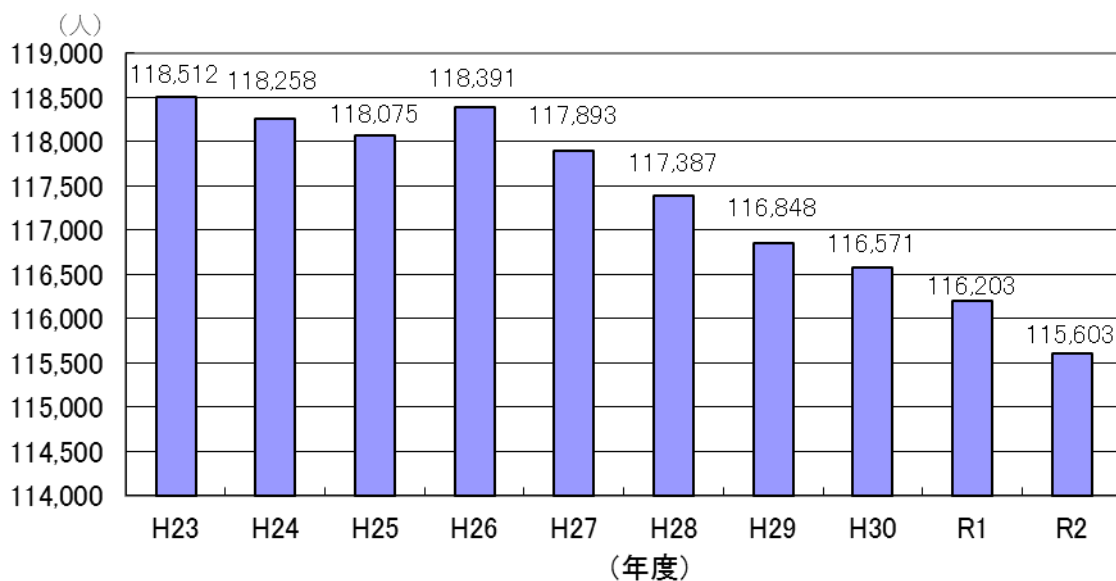


図3 処理区域内人口（住民基本台帳人口（外国人含む。：各年10月1日））

3 産業の動向

(1) 産業別就業者数

国勢調査に基づく平成27年の就業者総数は55,142人となっており、減少傾向となっています。構成割合は、第一次産業に従事する人は、わずか2.5%で、31.0%が第二次産業、64.3%が第三次産業に従事しており、各産業ともに就業者割合に大きな変化はありません。

表2 産業別就業者数

年度	項目	就業者総数	区 分			
			第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成27年度	人口(人)	55,142	1,374	17,118	35,456	1,194
	割合(%)	100.0	2.5	31.0	64.3	2.2
平成22年度	人口(人)	56,218	1,644	17,239	35,271	2,064
	割合(%)	100.0	2.9	30.7	62.7	3.7
平成17年度	人口(人)	57,524	2,442	18,171	36,222	689
	割合(%)	100.0	4.2	31.6	63.0	1.2

出典: 国勢調査

(2) 事業所数

国の経済センサス活動調査に基づく事業所数は平成28年で4,488事業所あり、平成24年(4,586事業所)と比較すると、その数は減少しています。

産業大分類別でみると、卸売業・小売業(27.5%)と宿泊業・飲食サービス業(11.6%)で全体の約4割を占め、次いで生活関連サービス業・娯楽業(10.4%)、建設業(9.8%)、医療・福祉(8.4%)の順になっています。

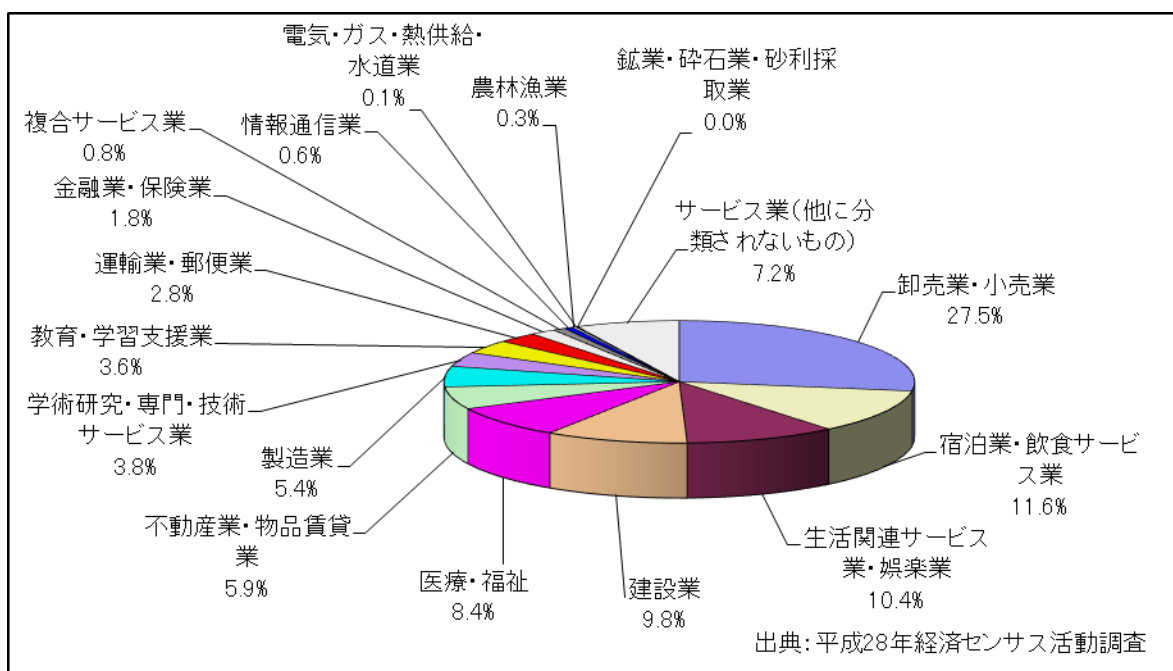


図4 産業大分類別事業所数の割合

第2節 現在のごみ処理システム

1 家庭系ごみの分別収集

本市では、家庭から出されるごみについて、大きく可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみに分類し、資源ごみについては12区分の分別により収集しています。粗大ごみや引越時等の一時多量ごみ、家電リサイクル券が添付された特定家庭用機器、犬や猫等のペットの死体は、申込制により戸別収集を行っています。

また、市内約70の自治会においては、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみの自主搬入※を実施しています。加えて、自治会、子ども会、PTA等の団体により、古紙等の資源物を資源回収事業者に引き渡す集団回収も行われています。

表3 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分	ごみの内容	収集場所	収集回数	手数料
可燃ごみ	燃やせるごみ	厨芥類、草木、プラスチックなど	可燃ごみステーション (R2:3,796か所)	週2回	有料 (指定袋)
不燃ごみ	燃やせないごみ	金属類、電化製品、石油器具など	不燃ごみステーション (R2:280か所※)	月1回	無料
危険ごみ	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ	資源ごみ・危険ごみステーション (R2:256か所※)	月1回	無料
	乾電池類	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など			
	水銀体温計	水銀体温計			
	蛍光灯	蛍光灯			
	ライター類	使い捨てライター、大型ライター			
	陶磁器・ガラス類	陶磁器、ガラス			
資源ごみ	缶(アルミ缶・スチール缶)	飲料や食品(ペットフード含む。)が入っていた缶(飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)			
	ペットボトル	ペットボトル			
	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん			
	茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん			
	その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん			
	新聞	新聞、折込広告			
	雑誌	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーごみ、はがきなど			
	ダンボール	ダンボール			
	紙製容器包装	紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど			
	紙パック	飲料用紙パック			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器や包装(ボトル類、ポリ袋、トレイなど)	可燃ごみステーション (R2:3,796か所)	週1回	無料
	古着・古布	家庭から発生した古着や古布	クリーンセンターへの持込	—	—
	一時多量ごみ	家具等粗大ごみ、その他上記品目	戸別収集	随時	有料
申込制収集ごみ	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫			
	犬や猫などのペットの死体	犬や猫などのペットの死体			
埋立ごみ	埋立ごみ (少量であれば、一時多量ごみとして戸別収集)	瓦、コンクリートの破片等	最終処分場への持込	—	—

※ 箇所数は、市で収集を行っている不燃ごみ、資源ごみ・危険ごみステーションの数です。自主搬入を実施している自治会(R2:72地区)は、これらとは別に総数約100か所のステーションを自治会で独自に設け、不燃ごみ、資源ごみ及び危険ごみの分別と処理施設への搬入を行っています。

2 事業系ごみの排出

商店、事務所、飲食店等の事業活動によって出されるごみは、原則、市では収集せず、排出事業者の自己処理、排出事業者自ら処理施設に搬入又は許可業者への委託による収集が行われています。

ただし、少量の事業系可燃ごみ及びプラスチック製容器包装については、事業者からの申込みのあった袋数（45 リットル袋で4袋まで／1回）以内のごみを、家庭系ごみに併せて定期収集しています（有料）。

3 処理手数料

家庭系ごみでは、指定袋で収集する可燃ごみ及び申込みにより戸別収集するごみについて有料としています。

事業系ごみについては、排出事業者自ら又は許可業者が搬入する資源ごみ以外の全てのごみについて有料としています。

表4 家庭系ごみ処理手数料及び事業系ごみ処理手数料

種別	区分		徴収方法		料金	備考
家庭系ごみ	市が定期的に収集する家庭系ごみ	可燃ごみ	指定袋・特大(45リットル)		13円/袋	H13.1.1施行
			指定袋・大(28リットル)		12円/袋	
			指定袋・小(17リットル)		9円/袋	
		不燃ごみ	無料			
		危険ごみ	無料			
		資源ごみ	無料			
	臨時申込により市が収集する家庭系ごみ	一時多量ごみ	100kgまで	2,600円	H19.4.1改定(1,800円/100kg→2,500円/100kg) H26.4.1改定(100kgを超える部分の料金について、100kgを増すまでごとに2,500円から10kgを増すまでごとに250円に変更) R1.10.1改定(100kgまでが2,500円から2,600円へ、100kgを超える部分の料金について、10kgを増すまでごとに250円から260円に変更)	
			100kgを超える部分について10kgを増すまでごとに	260円		
		特定家庭用機器	収集1台につき	2,400円	家電リサイクル法の施行に伴いH13.4.1施行 R1.10.1改定(2,300円/1台→2,400円/1台)	
			持込1台につき	1,400円		
	市民自らの直接搬入	可燃ごみ	無料			
		不燃・粗大・危険ごみ	無料			
		資源ごみ	無料			
		埋立ごみ	無料			
	臨時申込による収集	飼われていた動物の死体	1体につき	1,800円	H19.4.1改定(1,400円/1体→1,800円/1体)	
	市民自らの直接搬入		無料			
事業系ごみ	市が定期的に収集する事業系ごみ	可燃ごみ及びプラスチック製容器包装	45リットル容器1袋につき、月額	1,600円	H19.4.1改定(1,200円/袋・月→1,600円/袋・月) H26.4.1 プラスチック製容器包装を収集対象に拡大	
	事業者自ら又は許可業者による直接搬入	可燃ごみ	100kg又はその端数ごとに	570円	H19.4.1改定(370円/100kg→550円/100kg) H26.4.1改定(550円/100kg→560円/100kg) R1.10.1改定(560円/100kg→570円/100kg)	
		不燃・粗大・危険ごみ	20kg又はその端数ごとに	220円	H19.4.1改定(140円/20kg→210円/20kg) R1.10.1改定(210円/20kg→220円/20kg)	
		資源ごみ	無料		H26.4.1 事業系資源ごみの無料化	
		埋立ごみ	100kg又はその端数ごとに	890円	H19.4.1改定(610円/100kg→850円/100kg) H26.4.1改定(850円/100kg→870円/100kg) R1.10.1改定(870円/100kg→890円/100kg)	

4 ごみ処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は、図5のとおりで、「可燃ごみ」は可燃ごみ処理施設で発酵処理及び焼却処理を行い、「不燃・粗大・危険ごみ」はリサイクル施設での破碎・選別を行っています。「資源ごみ」については、異物除去や圧縮・梱包を行い資源化しています。

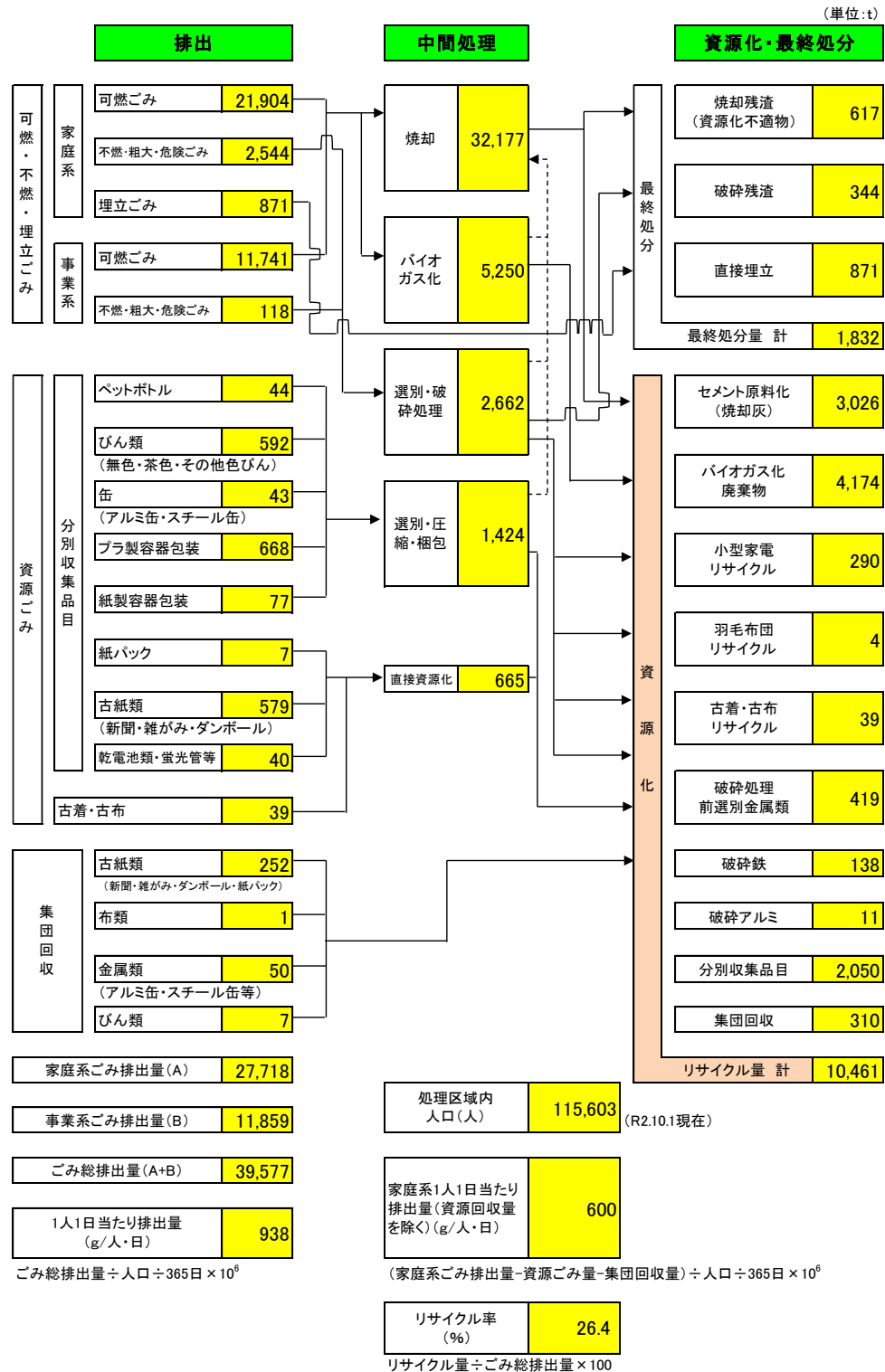


図5 ごみ処理・処分の実績(令和2年度)

5 現有施設の状況

(1) 可燃ごみ処理施設

表5 可燃ごみ処理施設

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設バイオガス化施設
所在地	防府市大字新田364番地
発酵槽規模	可燃ごみ:34.4t/日 汚泥:17.1t/日 合計:51.5t/日 発酵槽容量(有効):1,000m ³ ×2系列 横型(直径6.8m×長さ34m)
発酵方式	乾式高温メタン発酵(コンポガス方式)
発酵日数	最長20日間程度
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設焼却施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	150t/日(75t/日×2基)
処理方式	連続燃焼ストーカ式並行流焼却炉(排ガス再循環システム)
蒸気タービン発電機	蒸気タービン定格出力:3,600kw(2炉運転時、高質ごみ、冬季)
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター小型動物焼却炉
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成26年4月

施設名	野島小型焼却炉
所在地	防府市大字野島地内
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成7年2月



防府市クリーンセンター

(2) リサイクル施設

表6 リサイクル施設

施設名	防府市クリーンセンターリサイクル施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	23t／5時間
破碎設備	粗破碎機(二軸低速回転式破碎機) 細破碎機(横型高速回転式破碎機) 紙製容器破袋機 プラ容器破袋機
選別設備	粗大磁選機、不燃可燃等選別機、粗大アルミ選別機、風力選別機、手選別コンベヤ
圧縮梱包設備	缶プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、紙製容器圧縮梱包機、プラ容器圧縮梱包機
稼働年月	平成26年4月

(3) 一般廃棄物最終処分場

表7 一般廃棄物最終処分場

施設名	防府市一般廃棄物最終処分場
所在地	防府市大字田島 10477 番地
埋立容量	316,000 立方メートル
埋立構造	準好気性埋立※
埋立工法	セル方式
埋立開始年月	平成9年1月

※ 準好気性埋立とは廃棄物埋立の方法で、埋立地内に縦横に排水管を張り巡らし、その排水管により埋立地内部の水分を排除するとともに、埋立地の中で発生したガスを大気中に逃がすため、ガス抜き管を地上から排水管まで縦に埋め込むことで、できるだけ埋立地内に水やガスをため込まないようにするものです。



防府市一般廃棄物最終処分場

第3節 ごみ排出量等の状況

1 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

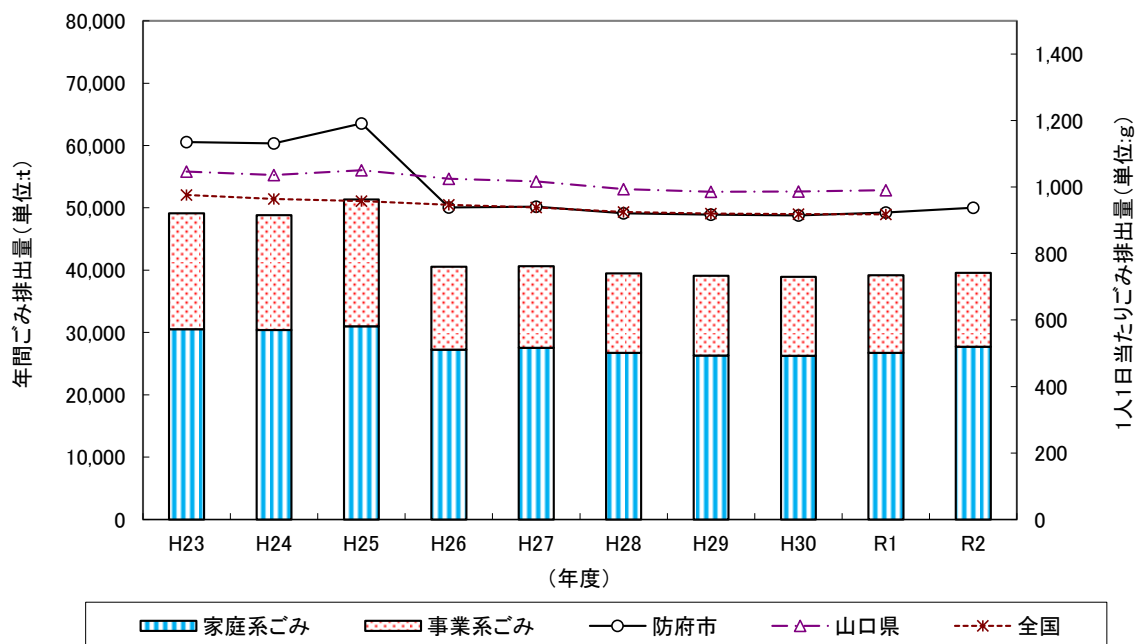
本市の年間ごみ総排出量は、前計画の基準年度である平成23年度は49,106tであり、平成25年度までは約50,000t前後で推移していましたが、新しいごみ処理施設の供用開始及び容器包装リサイクル法※に基づく分別収集の完全実施により、平成26年度には40,558tとなり、令和2年度の排出量は、平成23年度の排出量と比較して19.4%減少しています。また、平成26年度以降の1人1日当たりごみ排出量は、全国平均とほぼ同等で推移しています。

表8 ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理区域内人口	人	118,512	118,258	118,075	118,391	117,893	117,387	116,848	116,571	116,203	115,603
年間ごみ総排出量(A+B)	t	49,106	48,843	51,337	40,558	40,623	39,470	39,100	38,920	39,178	39,577
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	1,135	1,132	1,191	939	941	921	917	915	924	938
全国平均	g	976	964	958	947	939	925	920	919	918	918
山口県平均	g	1,047	1,036	1,051	1,025	1,017	994	986	987	991	991
家庭系ごみ											
年間ごみ排出量(A)	t	30,541	30,401	31,011	27,262	27,537	26,712	26,296	26,277	26,726	27,718
1日当たりごみ排出量	t	84	83	85	75	75	73	72	72	73	76
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	706	704	720	631	638	623	617	618	630	657
〃(資源回収量 ※2を除く。)	g	646	649	665	554	564	557	554	556	573	600
事業系ごみ											
年間ごみ排出量(B)	t	18,565	18,442	20,326	13,296	13,086	12,758	12,804	12,643	12,452	11,859
1日当たりごみ排出量	t	51	51	56	36	36	35	35	35	34	32

※1 「1人1日当たりごみ排出量」とは、年間ごみ総排出量(又は家庭系ごみ年間ごみ排出量)をその年度の人口と日数で除した量です。

※2 「資源回収量」とは、分別収集により収集した資源ごみ量及び集団回収量です。



※ 棒グラフは「年間ごみ排出量」を、折れ線グラフは「1人1日当たりごみ排出量」を表します。

図6 ごみ排出量、1人1日当たり排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみにおいては、平成26年度から実施した新しい分別区分による収集に伴い、説明会等を通じて市民への分別区分の周知等を行った結果、可燃ごみが減少し、資源ごみが増加しています。令和2年度のごみ排出量は、基準年度である平成23年度の排出量と比較して9.2%減少しています。

表9 家庭系ごみ排出量の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	t	25,545	21,664	21,537	21,320	22,032	21,904
不燃・粗大・危険ごみ	t	2,082	1,857	1,890	1,991	1,991	2,544
埋立ごみ	t	329	339	198	345	297	871
資源ごみ	t	1,511	2,261	2,171	2,183	2,011	2,089
集団回収 ※	t	1,074	591	500	438	395	310
合計	t	30,541	26,712	26,296	26,277	26,726	27,718

※「集団回収」とは、自治会、子ども会、PTA等が、古紙、缶、びん等の資源物を回収し、資源回収事業者に引き渡した量をいいます。

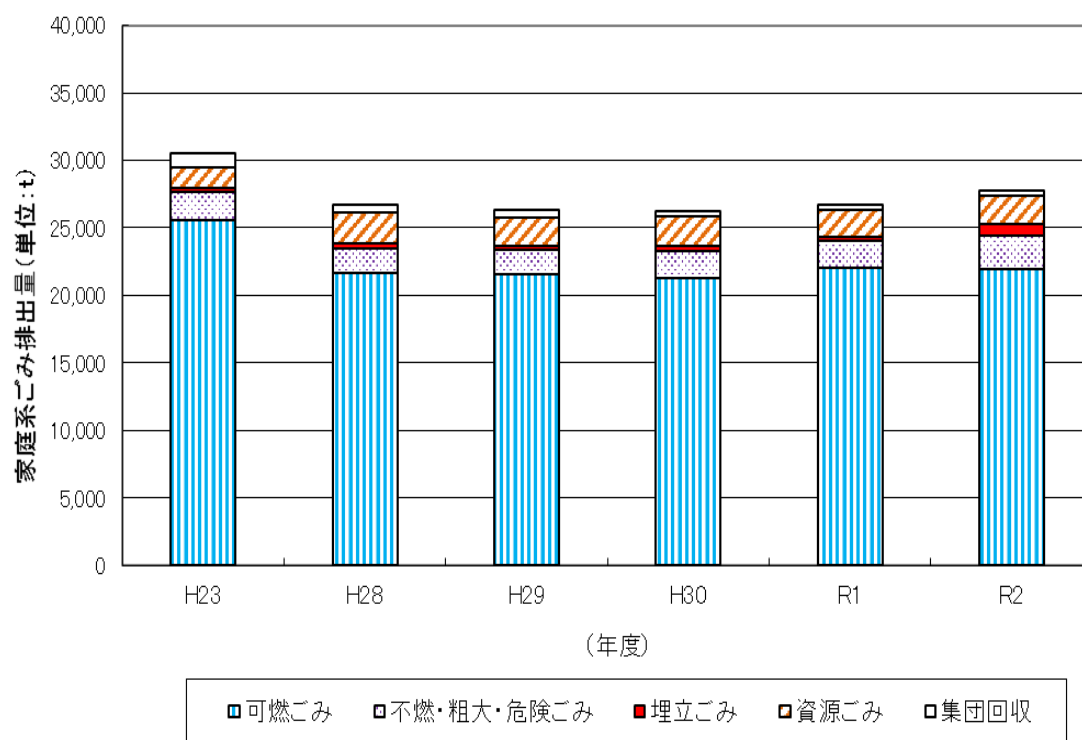


図7 家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は、平成25年度まで増加傾向にありましたが、平成26年度の新施設の稼働に併せて、適正処理の強化を図った結果、可燃ごみ、不燃・粗大・危険ごみともに大幅に減少しています。令和2年度の事業系ごみ排出量については、基準年度である平成23年度と比較して、36.1%減少しています。

表10 事業系ごみ排出量の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	t	17,666	12,649	12,686	12,516	12,345	11,741
不燃・粗大・危険ごみ	t	899	109	118	127	107	118
合計	t	18,565	12,758	12,804	12,643	12,452	11,859

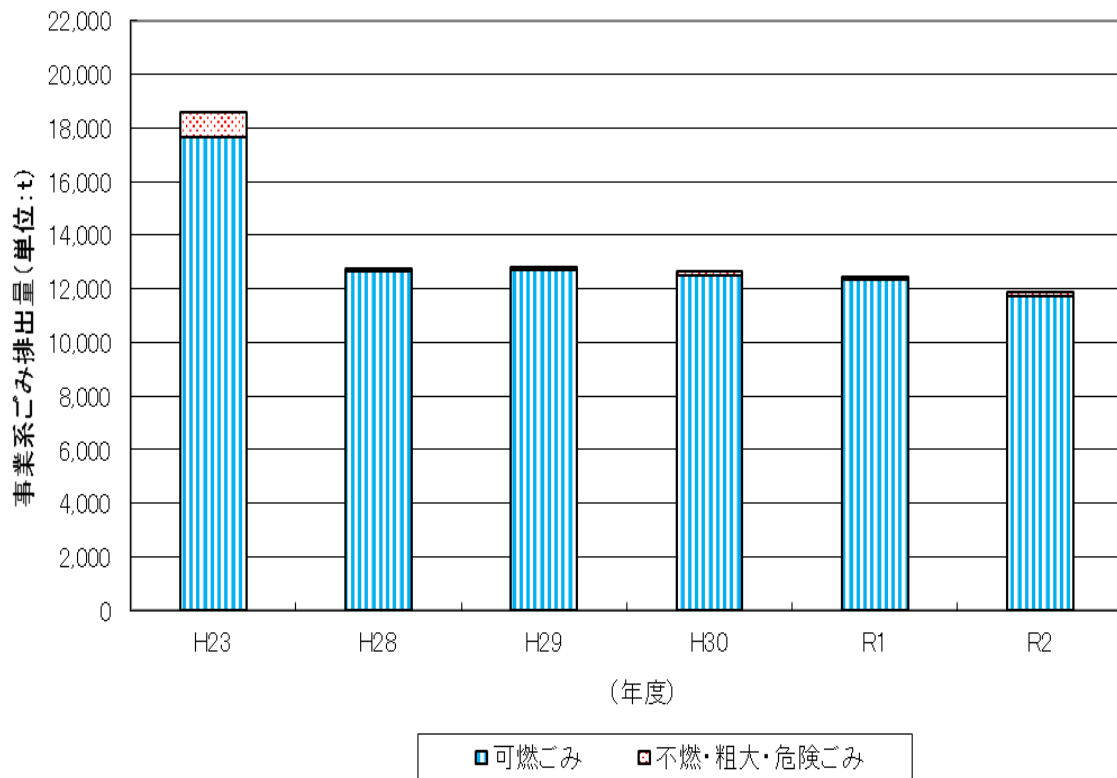


図8 事業系ごみ排出量の推移

2 可燃ごみの性状

可燃ごみの性状については、表 11 のとおりで、令和 2 年度は「紙類」の割合が 46.6%、「ビニール・合成樹脂・ゴム・革類」の割合が 14.5%を占めています。平成 29 年度から「羽毛ふとん」、平成 30 年度から「古着・古布」の回収を開始したことで、平成 30 年度、令和元年度の「布類」の割合は減少しましたが、令和 2 年度実績では増加に転じています。

表 11 可燃ごみの性状の推移

年度		単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
項目								
ごみの種類別組成	紙類	%	52.7	43.4	47.3	35.4	44.3	46.6
	布類	%		8.9	5.6	5.3	4.5	8.3
	ビニール・合成樹脂・ゴム・革類	%	22.1	21.7	16.3	19.7	21.2	14.5
	木・竹・わら類	%	4.3	9.0	9.7	14.3	12.7	14.6
	厨芥類	%	14.5	15.3	14.8	18.1	13.4	13.2
	不燃物	%	3.6	1.5	1.6	1.4	1.0	0.2
	その他(5mmふるい通過物)	%	2.9	0.2	4.7	5.7	2.9	2.4
単位体積重量		kg/m ³	251.7	150.0	195.0	208.8	185.2	202.4

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

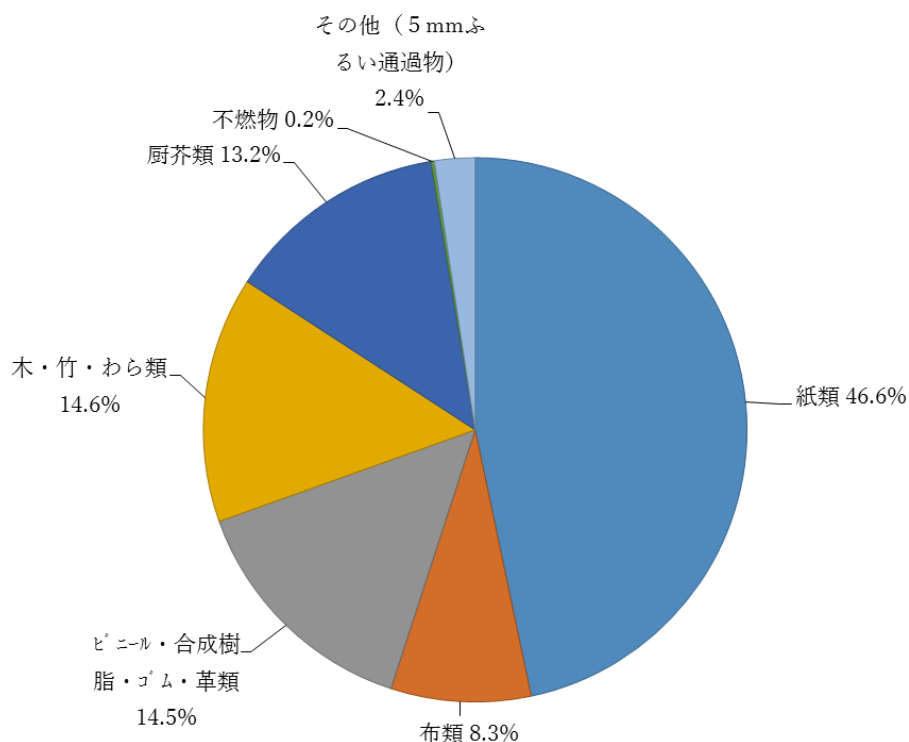


図 9 可燃ごみの種類別組成 (令和 2 年度)

第4節 ごみ減量化及びリサイクルの状況

1 ごみ減量化の取組

(1) マイバッグ持参運動

平成21年4月から、スーパー等小売事業者、消費者団体、県、県内市町で構成された「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会※」により、県内一斉にレジ袋の無料配布中止の取組が始まりました。令和3年4月現在、協議会に参加の市内28店舗のスーパー・小売店等において、レジ袋の無料配布中止によるマイバッグ持参運動が展開されており、約90%のレジ袋辞退率となっています。なお、国においてはワンウェイプラスチック※の削減や、ライフスタイルを見直すことを目的として、令和2年7月1日より、全国一斉にレジ袋有料化義務化を行っています。

(2) ごみ減量容器等購入費補助金制度※

生ごみ減量容器※は基準年度である平成23年度実績と比べると令和2年度実績は3基の増加、電動生ごみ処理機※は14基の減少となっています。

表12 ごみ減量容器の設置基数と補助金額の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
生ごみ減量容器 (補助率:1/2 限度額3,000円)							
設置基数	基	25	22	29	17	15	28
補助金額	円	59,600	54,900	65,700	40,000	38,600	71,100
電動生ごみ処理機 (補助率:1/2 限度額30,000円)							
設置基数	基	26	21	9	8	17	12
補助金額	円	757,100	604,100	255,400	220,600	418,600	267,700
合計							
設置基数	基	51	43	38	25	32	40
補助金額	円	816,700	659,000	321,100	260,600	457,200	338,800

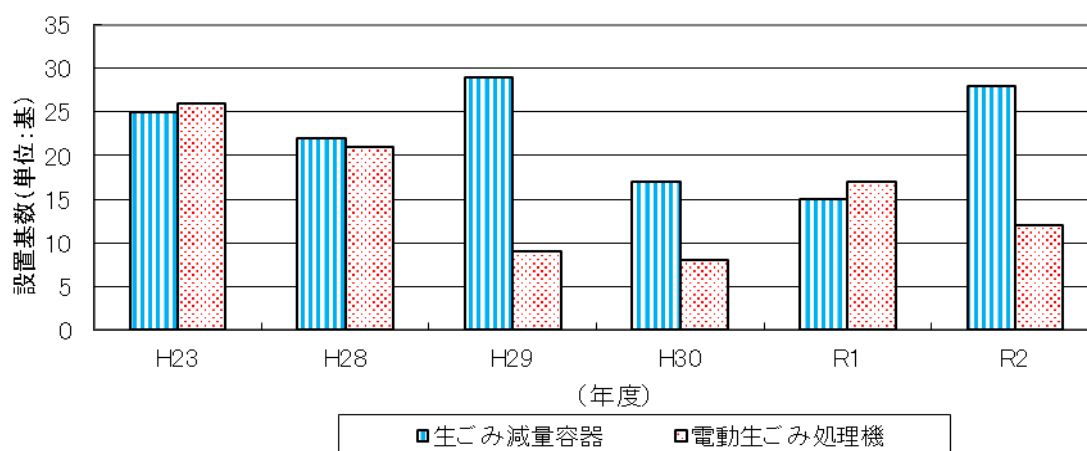


図10 ごみ減量容器の設置基数の推移

2 リサイクルの状況

(1) リサイクル量及びリサイクル率の推移

近年、スーパー等の店頭回収※や資源回収事業者による資源回収が充実してきていることなどから、市の行うリサイクル量は、減少傾向となっていました。平成26年度から、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施、生ごみ等からのバイオガス※回収、焼却灰のセメント原料化の拡大等を行ったことにより、リサイクル量及びリサイクル率は大幅に上昇しました。令和元年度のリサイクル率は26.5%と令和元年度の全国平均を上回る状況となりました。

表13 リサイクル量及びリサイクル率の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収(A)	t	1,074	591	500	438	395	310
分別収集品目等(B)	t	1,511	2,261	2,171	2,183	2,011	2,089
古紙類(新聞・雑がみ・ダンボール)	t	781	571	539	559	533	579
びん類(無色・茶色・その他色びん)	t	603	679	697	752	599	592
缶(アルミ缶・スチール缶)	t	56	47	44	43	41	43
ペットボトル	t	56	36	44	36	37	44
プラスチック製容器包装	t		760	695	661	644	668
紙製容器包装	t		114	103	80	79	77
紙パック	t		7	6	6	6	7
乾電池類・蛍光灯等	t	15	47	43	41	37	40
古着・古布	t				5	35	39
リサイクル施設リサイクル量(C)	t	607	615	663	754	830	862
小型家電リサイクル ※1	t		225	260	322	372	290
前選別金属類 ※2	t	453	293	309	339	361	419
破碎処理金属類 ※3	t	154	97	92	91	94	149
羽毛布団リサイクル ※4	t			2	2	3	4
可燃ごみ処理施設リサイクル量(D)	t	1,374	7,085	7,385	7,097	7,127	7,200
バイオガス化廃棄物 ※5	t		3,888	4,428	4,345	4,215	4,174
焼却灰セメント原料化 ※6	t	1,374	3,197	2,957	2,752	2,912	3,026
リサイクル量(A+B+C+D)	t	4,566	10,552	10,719	10,472	10,363	10,461
ごみ総排出量	t	49,106	39,470	39,100	38,920	39,178	39,577
リサイクル率 ※7	%	9.3	26.7	27.4	26.9	26.5	26.4
全国平均	%	20.6	20.3	20.2	19.9	19.6	
山口県平均	%	27.9	30.9	30.8	30.6	32.7	

※1 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルした家電製品です。

※2 「前選別金属類」とは、搬入された不燃ごみ等から手選別により回収した金属類です。

※3 「破碎処理金属類」とは、搬入された不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別した鉄及びアルミです。

※4 「羽毛布団リサイクル」とは、搬入された羽毛布団をリサイクルすることです。

※5 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化した生ごみ等の廃棄物です。

※6 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルしたものです。

※7 「リサイクル率」＝リサイクル量÷ごみ総排出量×100

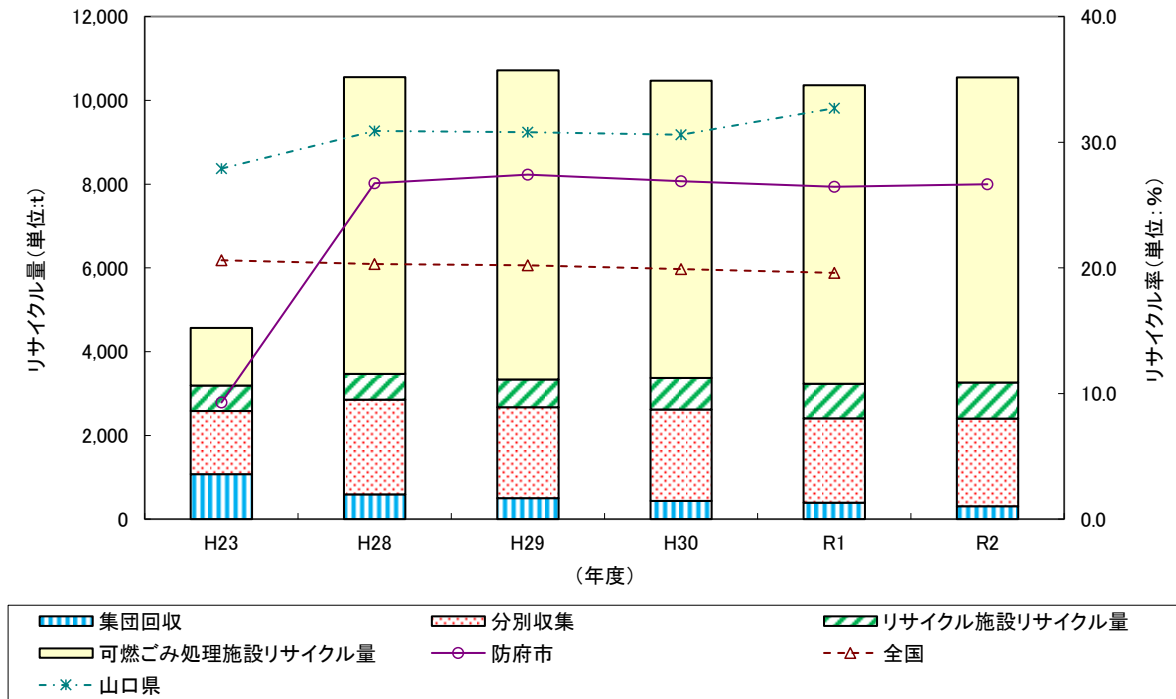


図 11 リサイクル量及びリサイクル率の推移

(2) 集団回収(資源化推進事業)の推移

集団回収を推進するため、自治会、子ども会等に対して資源回収量 1 kg 当たり 5 円の補助金を交付しています。令和 2 年度の集団回収による資源回収量は、基準年度である平成 23 年度と比較して 71.1% 減少しています。

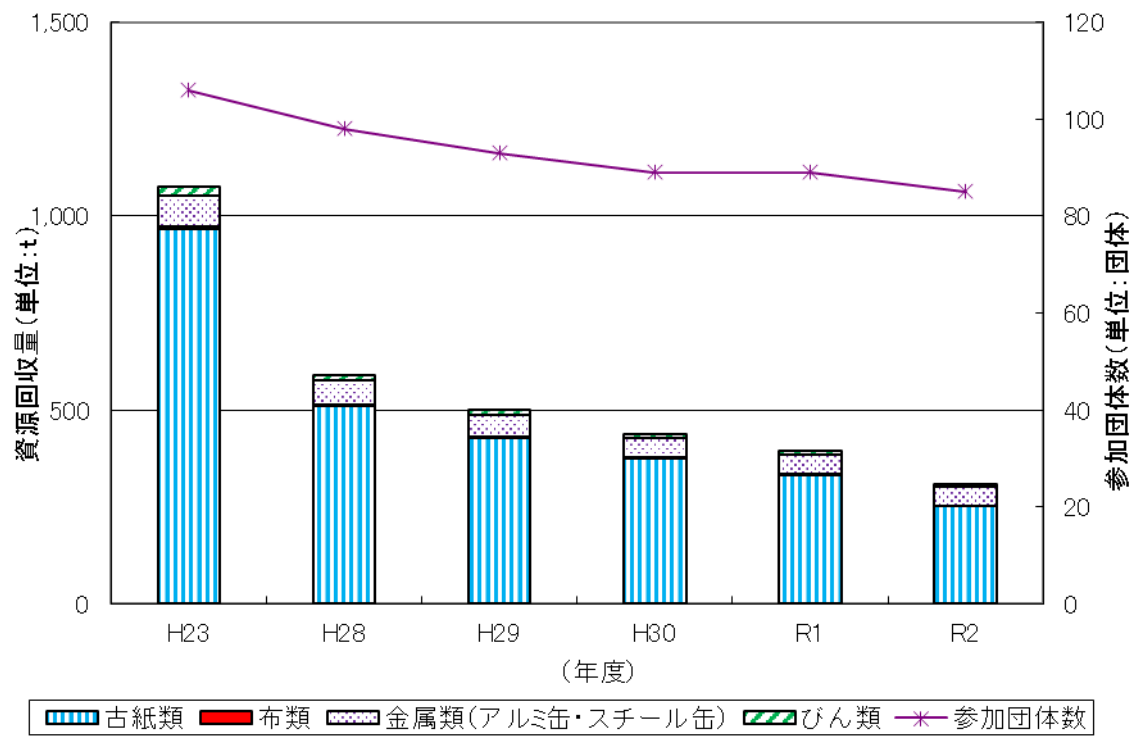
要因としては近年の電子化の進展による古紙類の減少に加え、生活様式の多様化に対応した民間事業者による回収や、拠点回収場所の増加が考えられます。市民アンケートにおいても、民間事業者による拠点回収場所を「よく利用している」、「時々利用している」の割合が合わせて 72.8% と高い割合を示す結果となっています。

表 14 集団回収(資源化推進事業)の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
参加団体数	団体	106	98	93	89	89	85
団体への補助単価	円/kg	5	5	5	5	5	5
団体への補助金額	円	5,366,335	2,954,780	2,500,930	2,184,605	1,977,235	1,552,480
資源回収量	t	1,074	591	500	438	395	310
古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)	t	965	510	428	374	332	252
布類	t	8	3	2	3	2	1
金属類(アルミ缶・スチール缶等)	t	78	65	59	51	52	50
びん類 ※	t	23	13	11	10	9	7

※ 集団回収で取り扱われる「びん類」は、一升びん、ビールびん等の洗浄して繰り返し使えるびん(リターナブルびん)のことです。

分別収集で集められるびんは、ワンウェイびんといい、1 回ごとに碎かれてリサイクルされます。びんを溶かして作り直す場合は、洗浄して使用する場合に比べて多くのエネルギーが必要になります。



※ 棒グラフは集団回収による「資源回収量」を、折れ線グラフは「参加団体数」を表します。

図 12 集団回収(資源化推進事業)の推移

第5節 最終処分の状況

最終処分量は、表15のとおりであり、それまで焼却灰の一部について行っていたセメント原料化を、平成26年度の新施設の稼働に併せ、ふるい分けした資源化不適物以外の全量をセメント原料化することにより、大幅に削減されました。令和2年度の最終処分量は、基準年度である平成23年度と比較して、77.0%削減されています。

表15 最終処分量の推移

年度	単位	H23	H28	H29	H30	R1	R2
最終処分量	t	7,976	1,242	1,019	1,206	1,201	1,832
焼却残さ(焼却灰)	t	6,944	645	542	564	608	617
破碎残さ	t	703	258	279	297	296	344
直接埋立量	t	329	339	198	345	297	871

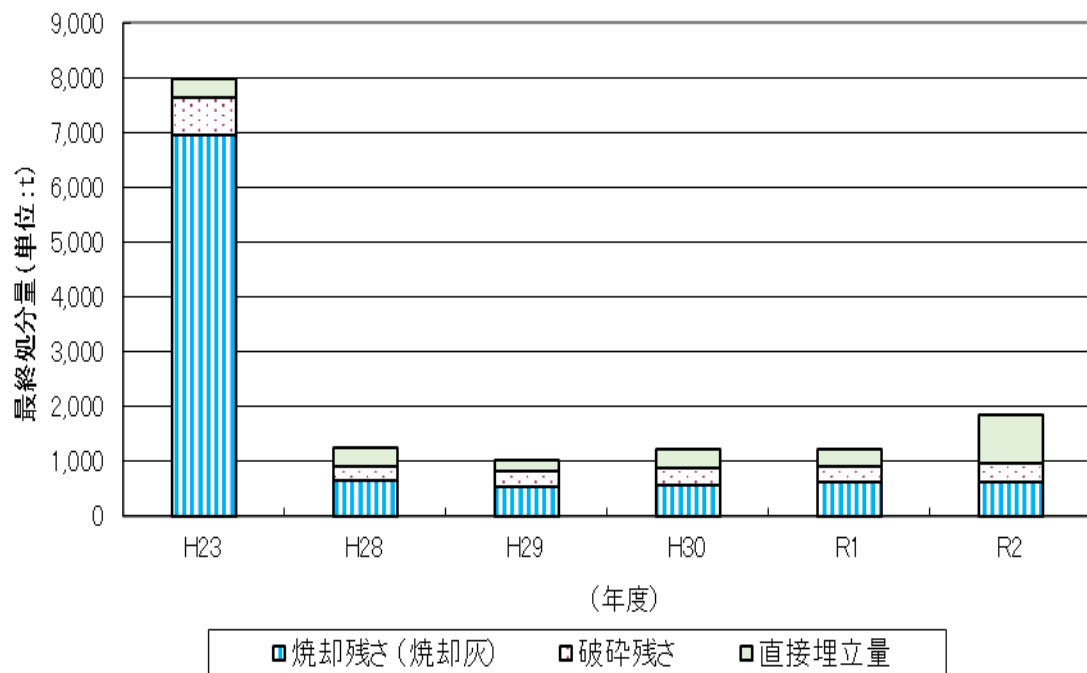


図13 最終処分量の推移

第6節 前計画の数値目標の達成状況

前計画は、平成23年度を基準年度とし、平成27年度を中間目標年度、令和3年度を最終目標年度として、3項目の数値目標を定めています。

表16 前計画の数値目標と実績

区 分	〔基準年度〕 平成23年度	実績値	目標値	
		令和2年度	〔中間目標〕 平成27年度	〔最終目標〕 令和3年度
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) ※1	646g/人・日	600g/人・日 (△46g)	586g/人・日 (△60g)	520g/人・日 (△126g)
対基準年度比	—	△7.1%	△9.3%	△19.5%
数値目標2 事業系ごみ排出量	18,565t/年	11,859t/年 (△6,706t)	16,565t/年 (△2,000t)	11,565t/年 (△7,000t)
対基準年度比	—	△36.1%	△10.8%	△37.7%
数値目標3 リサイクル率 ※2	9.3%	26.4%	29.6%	31.8%

※1 国、県の計画目標値との整合性を図るとともに資源化を推進するため、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日あたりに換算し、目標値とします。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

＝(家庭系ごみ排出量－集団回収量－分別収集により収集した資源ごみ量)÷総人口÷365日

※2 リサイクル率＝リサイクル量÷ごみ総排出量×100

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

平成26年度からの資源ごみ等の分別品目の拡大等により、平成26年度に大幅な減量となりました。その後も新たな取組を実施していますが、ここ数年は増加傾向にあり、令和3年度の目標値の達成は厳しい状況です。その要因として、市民へのごみの発生抑制に対する意識啓発の不足、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛が長引いたことによる家庭ごみの増加、世帯数の増加が考えられます。

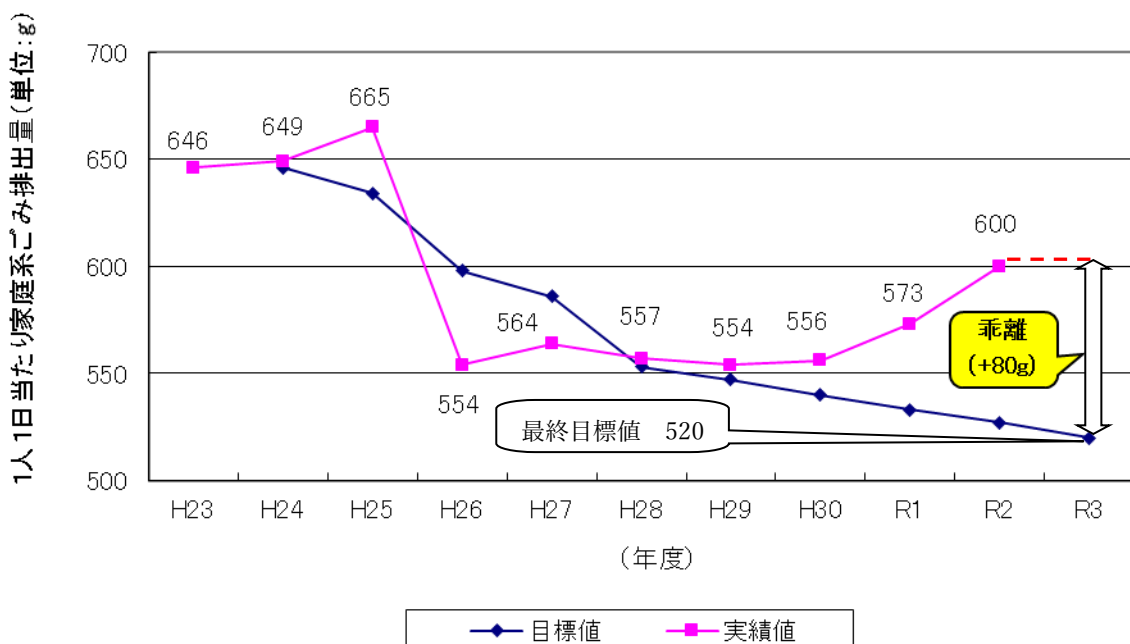


図14 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標と実績

② 事業系ごみ排出量

平成26年度の新施設の稼働に合わせ、搬入基準の明確化や適正処理に関する周知活動を展開したことにより、順調な減少傾向にあります。直近実績は今のところ最終目標値に達していませんが、多量排出事業者への訪問指導等に取り組むことなどにより、令和3年度の目標達成を目指しています。

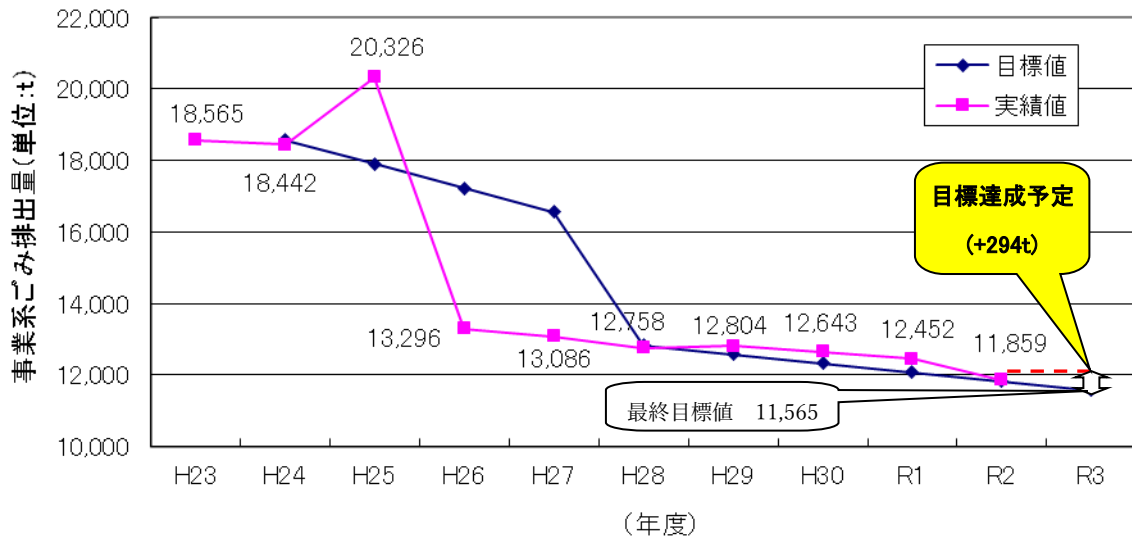


図15 事業系ごみ排出量の数値目標と実績

③ リサイクル率

平成26年度の新施設稼働を契機に、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施、生ごみからのバイオガスの回収、焼却灰のセメント原料化量の拡大等、資源化施策に新たに取り組んだことから、リサイクル率は大幅に向上しましたが、ここ数年はほぼ横ばいで推移しており、令和3年度の目標値の達成は困難な状況です。その要因として、近年の電子化の進展による古紙類の減少や、生活様式の多様化に対応した民間事業者による拠点回収場所の増加、製品の軽量化等の社会的要因による影響が考えられます。

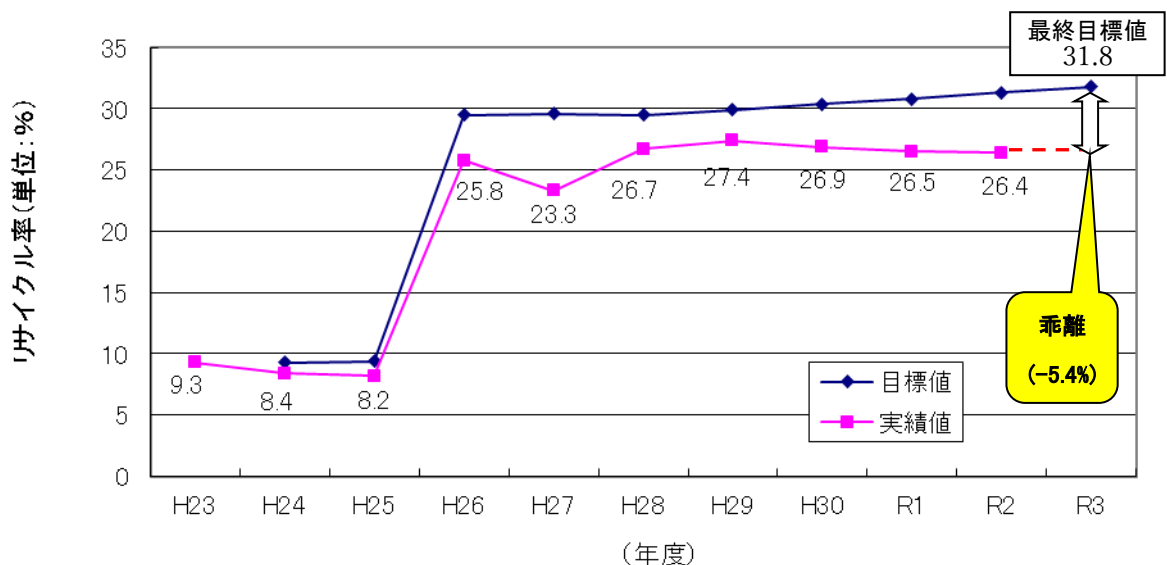


図16 リサイクル率の数値目標と実績

第7節 ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況

1 ごみに関する市民アンケートの概要

(1) 目的

市民の日常生活におけるごみ減量等の取組、分別の理解度等を把握し、ごみ処理基本計画策定に当たっての基礎資料とする。

(2) 調査対象

令和2年10月31日現在で市内在住の18歳以上の男女2,000人

(3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

(4) 調査方法 郵送配布・郵送回収

(5) 調査期間 調査票発送日 令和2年11月30日(月)

調査票提出期限 令和2年12月16日(水)

集計対象 令和3年1月12日(火)到着分まで

(6) 調査項目

①基本属性

②ごみの減量とリサイクルについて

③ごみの収集について

④ごみの分別・出し方について

⑤生ごみの減量や食品ロスの削減について

⑥プラスチックごみについて

⑦ごみ減量化・リサイクルに関する市の取組等について

(7) 回答

①発送数 2,000通

②返却数 11通(宛先不明等)

③有効発送数 1,989通

④回答数 1,026通

⑤回答率 51.6%

(8) アンケート結果の表記

①回答割合(%)は「当該項目を選択した回答数÷設問の総回答数×100」で求めています。

②小数点第2位で四捨五入しているため、各回答の合計が100%に一致しない場合があります。

③平成28年1月に実施したアンケートを「前回アンケート」として記載しています。

2 ごみに関する市民アンケートの結果

アンケート結果を抜粋し、概ねP36～P38の「第8節 ごみ処理の課題」に関する設問ごとに次の（１）～（６）のとおり分類し、分析しました。

（１）ごみの減量について

問１ ごみの減量やリサイクルに対する関心度

「非常に関心がある」（20.8%）と「ある程度関心がある」（64.8%）と答えた人の割合が合わせて 85.6%あり、ごみの減量とリサイクルへの関心は高いですが、前回アンケートの割合は 89.9%だったため、当時の割合よりは若干下がっています。

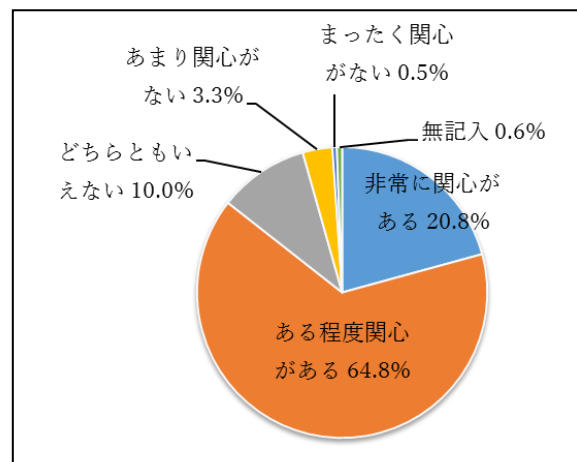


図 17 ごみの減量やリサイクルに対する関心度

問４－４ ごみ減量容器（コンポスト）購入費助成制度の認知度・利用度

「知らない」が 45.3%であり、制度の認知度が低いことが分かります。

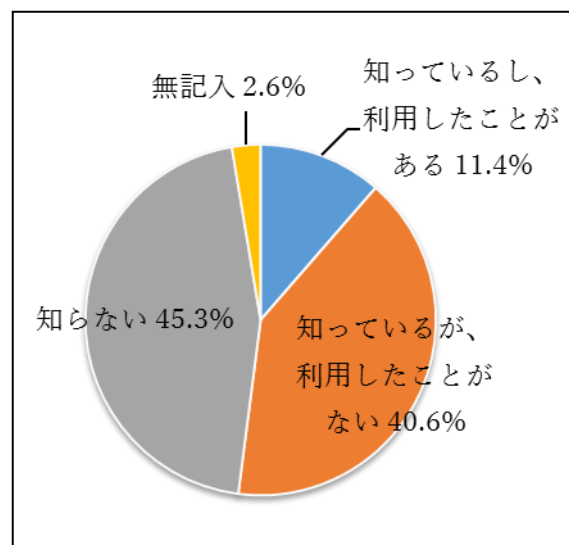


図 18 ごみ減量容器購入費助成制度の認知度・利用度

問2-1 生ごみの水分を減らすために、工夫していること

「三角コーナーや水切りネットなどの用品で水を切っている」(62.2%)の割合が最も高い結果となりましたが、その他の項目はさほど高くない結果となりました。

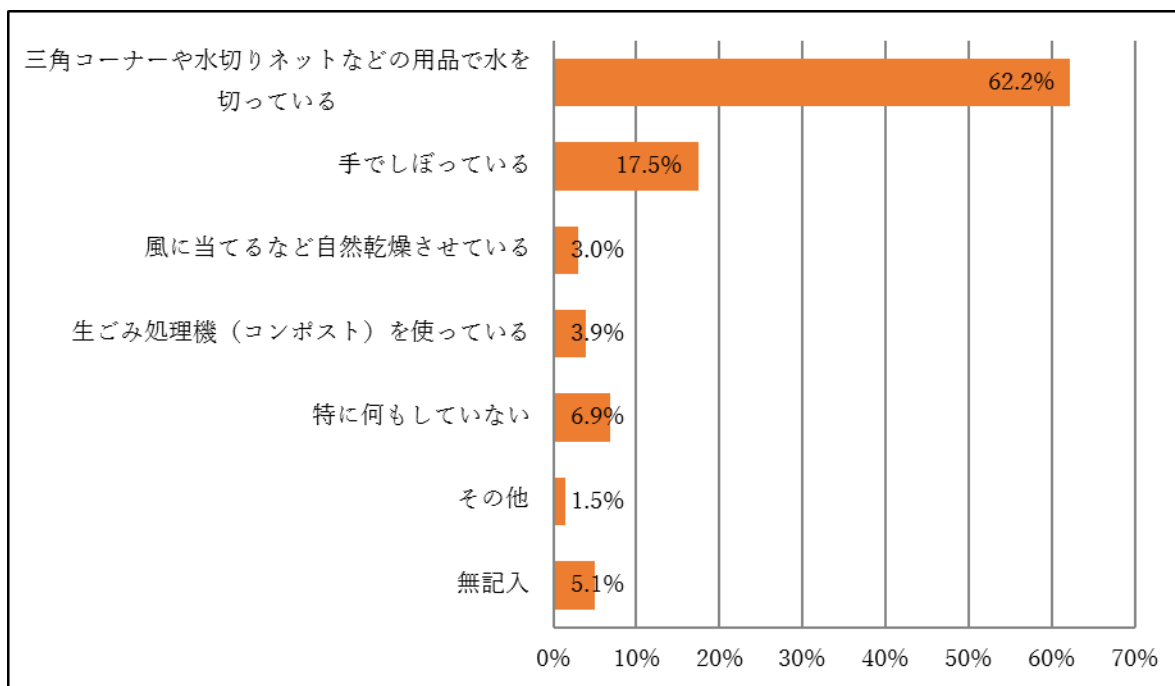


図19 生ごみの水分を減らすために、工夫していること

(2) リサイクルについて

問5 店頭回収の利用状況

「よく利用している」(45.1%)、「時々利用している」(27.7%)の割合が合わせて72.8%となり、排出先の選択肢の1つとして店頭回収が市民にも広く浸透していることが分かります。

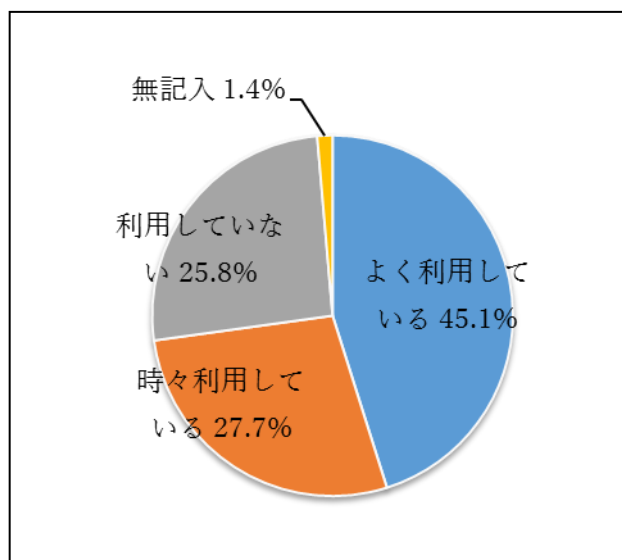


図20 店頭回収の利用状況

問17 資源ごみの分別排出の取組

前回アンケートで調査したプラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パックの「いつも分別して出している」と「だいたい分別して出している」を合わせた割合で比較すると、ほとんど変動はありませんでした。

「プラスチック製容器包装」については「いつも分別して出している」と答えた割合は前回アンケートと比べて7.8ポイント増えています。

「ペットボトル」、「缶」、「びん類」は「いつも分別して出している」の割合が90%程度あるのに対し、「紙製容器包装」、「紙パック」、「雑がみ」については「いつも分別して出している」の割合が50%台と低い結果となりました。

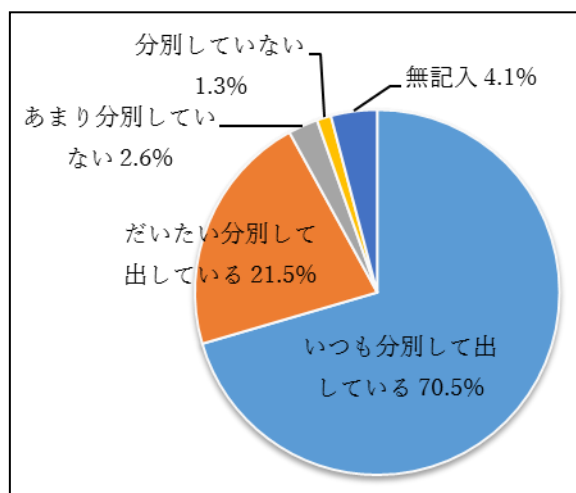


図 21

プラスチック製容器包装の分別実行状況

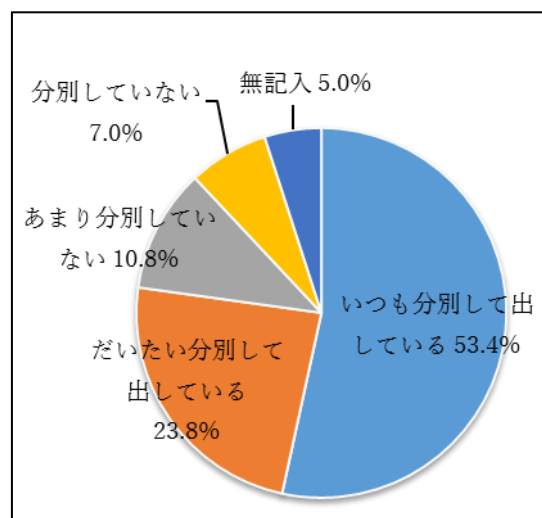


図 22

紙製容器包装の分別実行状況

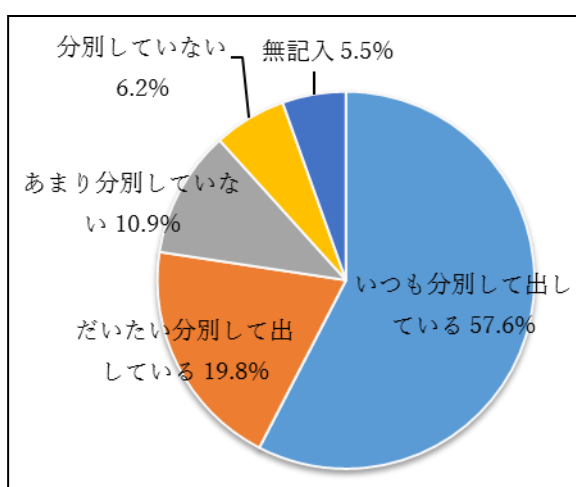


図 23

紙パックの分別実行状況

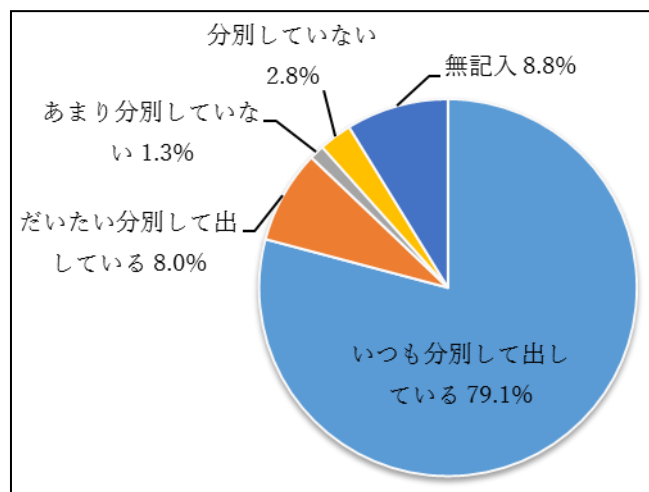


図 24

新聞の分別実行状況

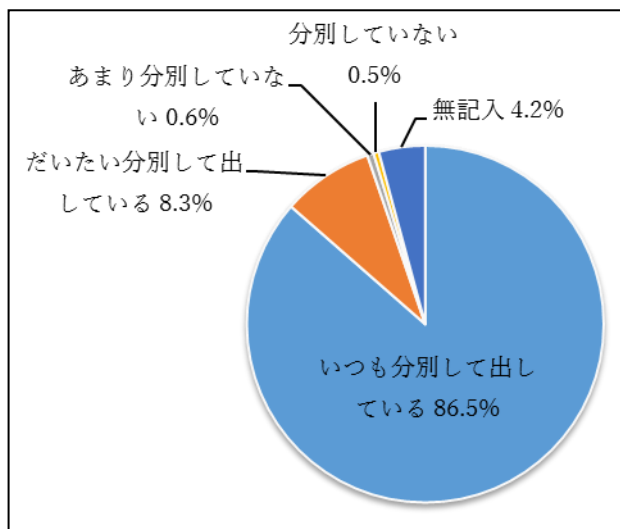


図 25
ダンボールの分別実行状況

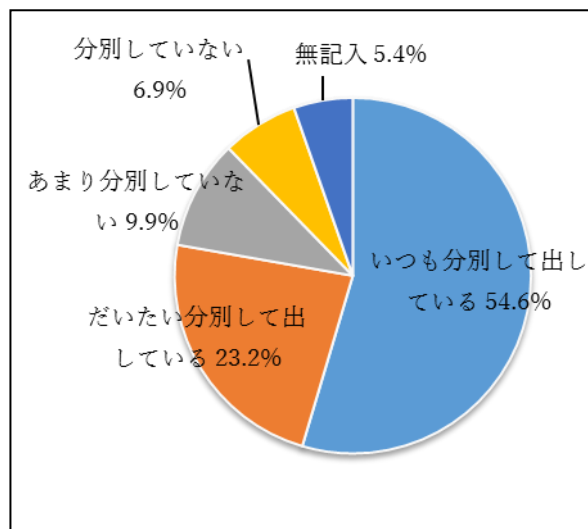


図 26
雑がみの分別実行状況

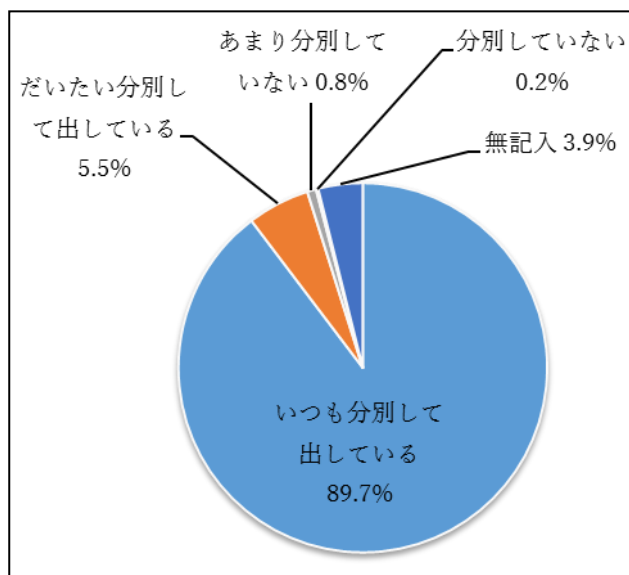


図 27
ペットボトルの分別実行状況

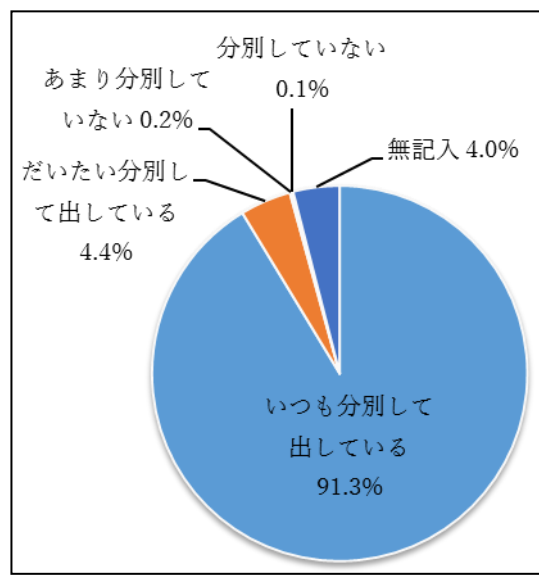


図 28
缶の分別実行状況

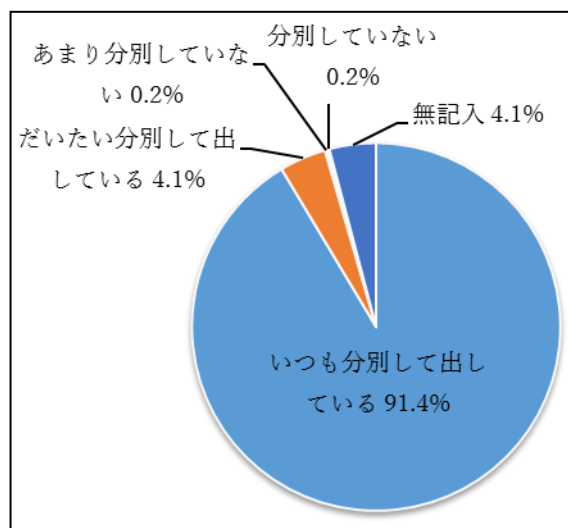


図 29

びん類の分別実行状況

問30 リサイクルやごみ処理の取組などに対する自由意見

「ごみの収集システムに関すること」(26.4%)の主な意見として、「ごみの収集頻度を増やしてほしい」(49件)、「利用しやすい一時多量ごみ収集制度の確立」(5件)などの意見があり、「ごみの排出機会(場所)の拡充について」(13.4%)の主な意見として、「びんの排出機会の拡充について」(18件)という意見がありました。

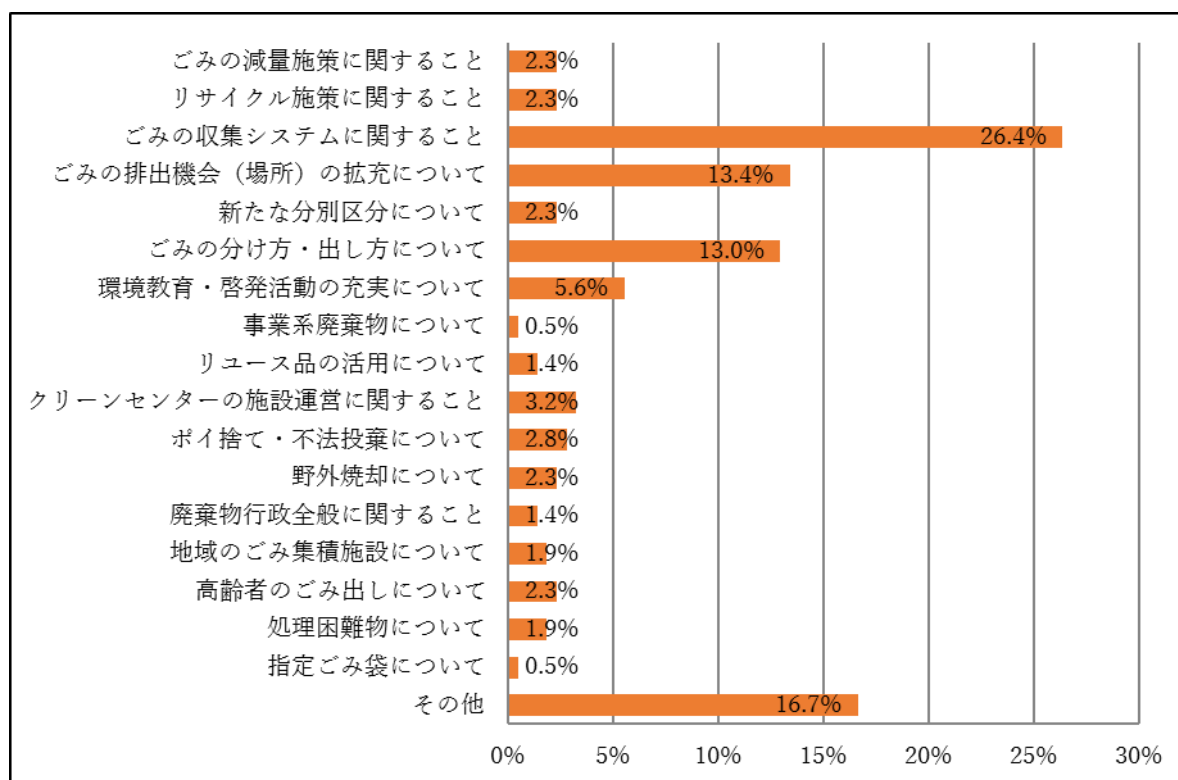


図 30 リサイクルやごみ処理の取組などに対する自由意見

(3) プラスチックごみ削減について

問2 ごみの減量やリサイクルへの行動

「マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない」割合は、「いつも実行している」(72.5%)と「どちらかといえば実行している」(20.2%)を合わせると、92.7%となっており、前回アンケートの 91.0%を上回る結果となりました。令和2年7月から全国で開始となったレジ袋有料化も一つの要因と考えられます。

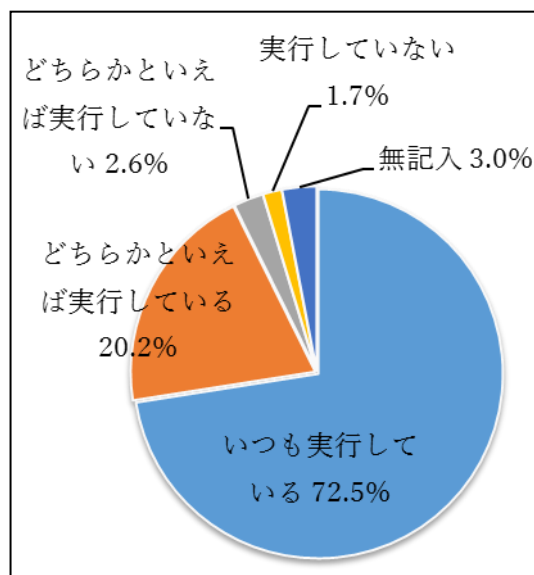


図 31 マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない割合

問8 バイオプラスチック※製のごみ袋の導入について

「ごみ袋の価格が上がっても導入したほうがよい」(30.3%)、「ごみ袋の価格が変わらないなら導入したほうがよい」(45.9%)を合わせると 76.2%となり、導入について肯定的な意見が多い結果となりました。

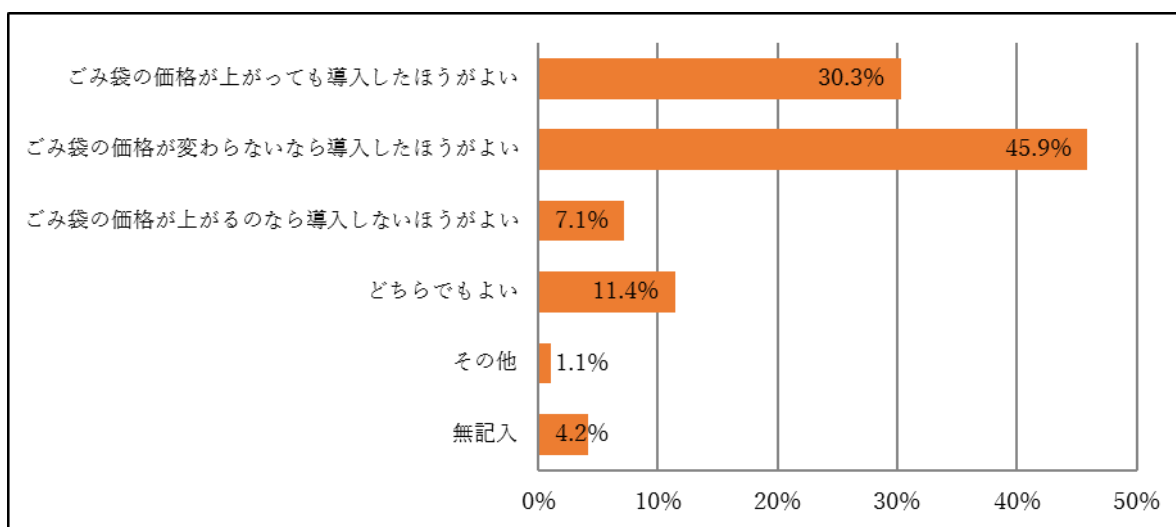


図 32 バイオプラスチック製のごみ袋の導入について

問2-4 プラスチック製品の分別回収・分別方法変更の必要性

「変更する必要がある」(31.7%)と「どちらかといえば変更する必要がある」(52.5%)を合わせて84.2%と高い割合を示す結果となり、プラスチックの資源化に向け、高い意識があることが分かります。

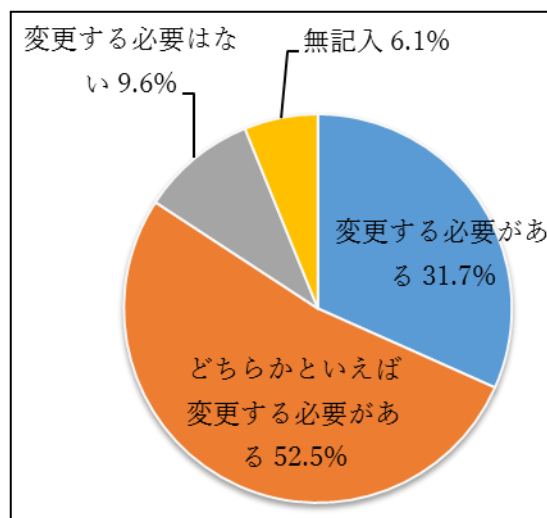


図33 プラスチック製品の分別回収・分別方法変更の必要性

(4) 食品ロスの削減について

問4-7 フードドライブ※の認知度・利用度

「知っているし、利用したことがある」が6.8%、「知っているが、利用したことがない」が51.5%となっており、認知度に比べ利用したという人が少ないということが分かります。

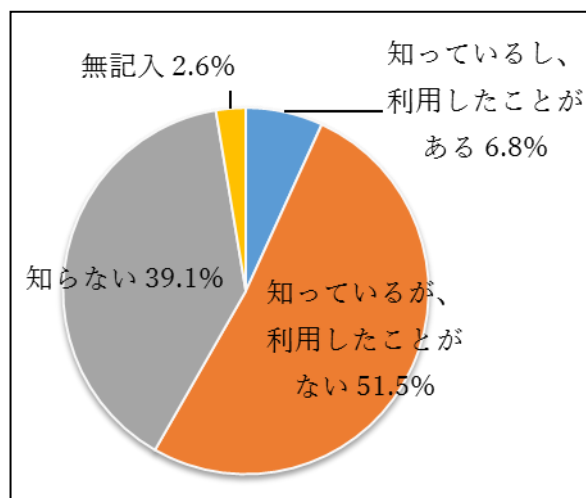


図34 フードドライブの認知度・利用度

問20 食品や食材がごみにならないように気を付けていること

「賞味期限や消費期限をよく確認して購入している」(24.4%)、「食品を買い過ぎないようにしている」(22.0%)、「残さず食べるようにしている」(20.8%)が高い割合となりました。

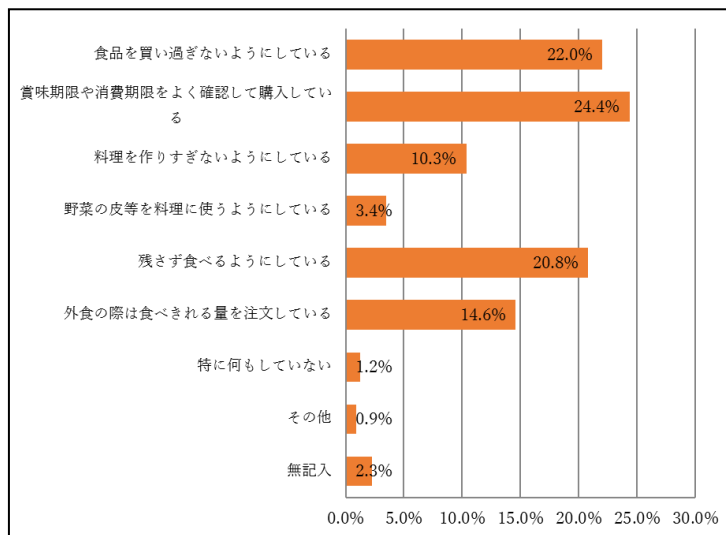


図35 食品や食材がごみにならないように気を付けていること

(5) 効率的な収集体制について

問12 家庭系一時多量ごみ有料収集※の民間許可業者による実施について

「手数料が変わらないのなら賛成だ」(48.5%)という意見が高い割合を占めており、市民にとって料金が重要な要素であることが分かります。一方で、「手数料が高くなっても、利便性が向上するのであれば賛成だ」(20.2%)という意見もかなりあり、金額よりも排出機会の拡充を重視する意見も一定数あるということが分かります。

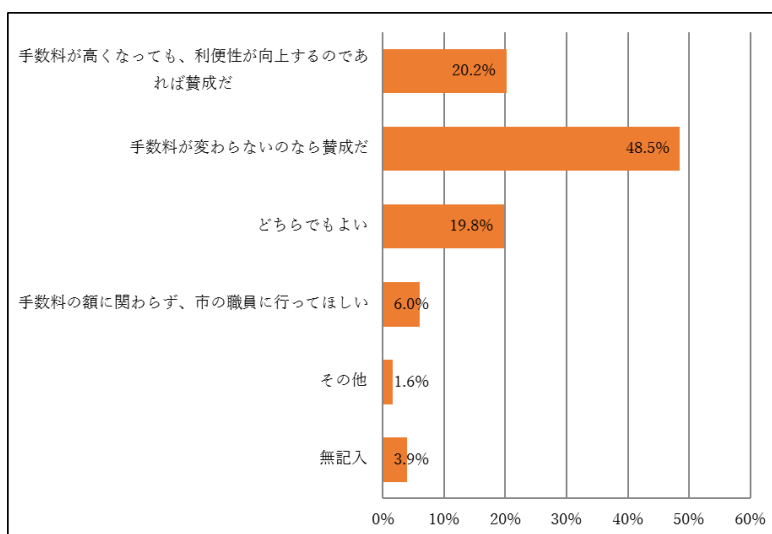


図36 家庭系一時多量ごみ有料収集の民間許可業者による実施について

(6) 複数の課題に関連したものについて

問27 ごみについて知りたい情報

ごみの減量に関する項目としては、「ごみの分別方法や捨て方」(20.2%)、「家庭でできるごみ減量方法」(15.4%)などが高い割合を示しました。リサイクルに関する項目としては「資源ごみの行方」(14.8%)、「スーパー等で店頭回収している品目や回収場所」(12.2%)などが高い割合を示しました。

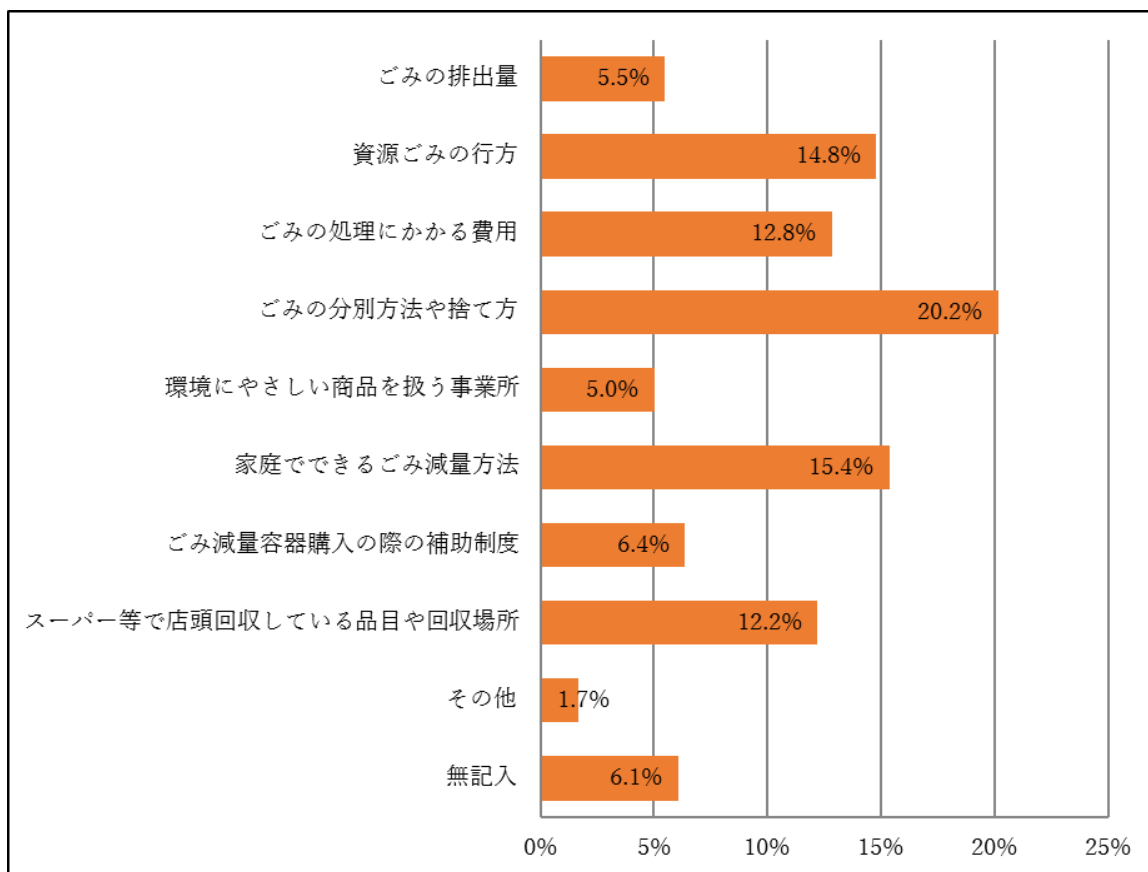


図37 ごみについて知りたい情報

問29 今後「ごみの減量化」・「リサイクル」・「適正処理」を進めるために必要と思う取組

ごみの減量化に関する項目としては、「家庭ごみの分別を徹底し、減量化を進めること」(16.8%)が最も高い割合を示す結果となりました。リサイクルに関する項目としては、「資源物の回収場所を新たに設置すること」(10.3%)が高い割合を示す結果となりました。プラスチックごみに関連する項目としては、「プラスチックごみの資源化を進めること」(11.6%)や「ポイ捨て・不法投棄や野外焼却などに対する取締を強化すること」(14.3%)が高い割合を示す結果となりました。

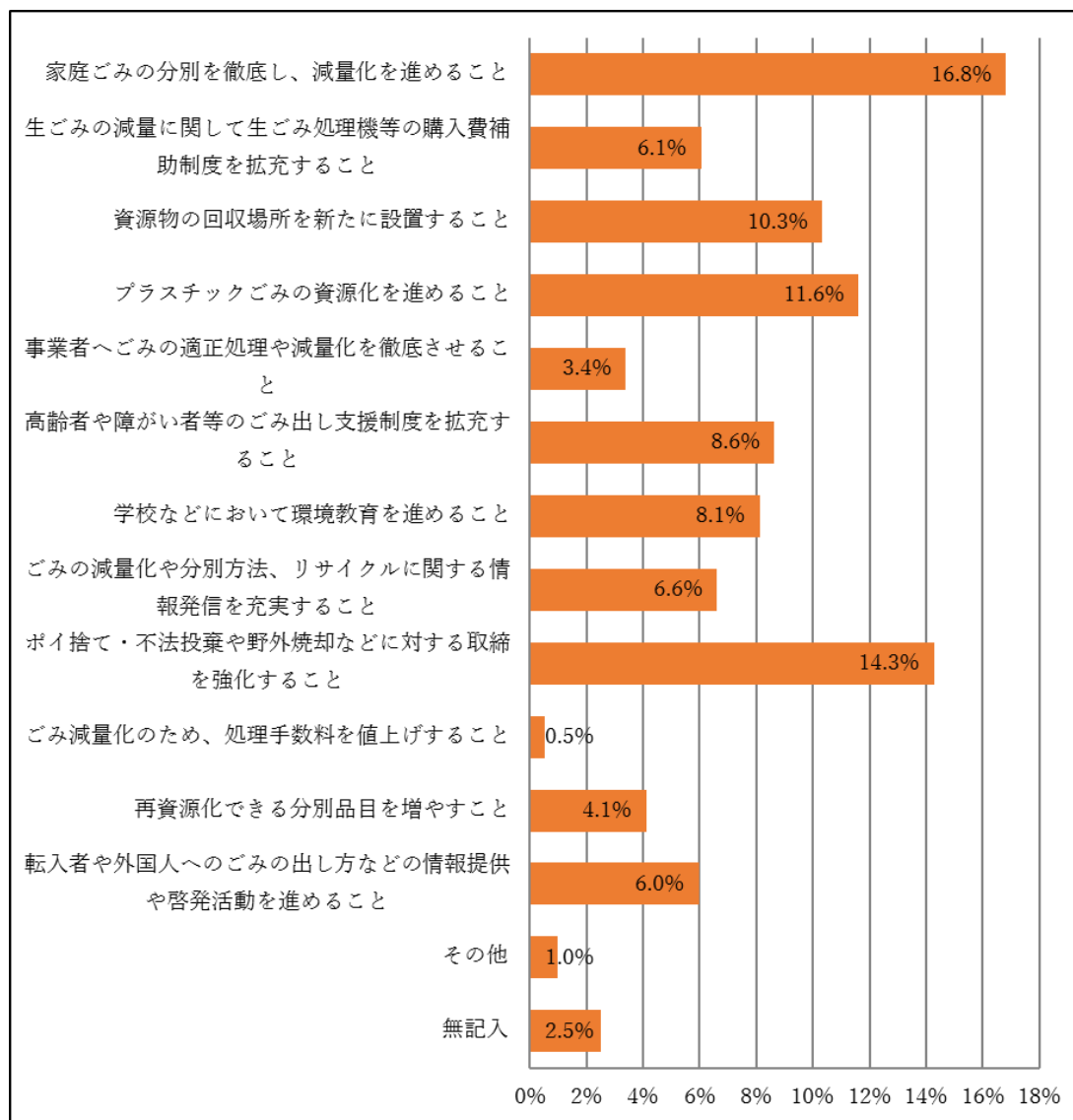


図38 今後「ごみの減量化」・「リサイクル」・「適正処理」を進めるために、必要と思う取組

第8節 ごみ処理の課題

1 ごみの減量に関する課題

本市におけるごみ総排出量は、平成26年度の資源ごみ等の分別品目拡大等により、大幅に減少しました。しかし、平成26年度と令和2年度との排出量を比較すると大きく減少しておらず、今後も継続して減量化に努める必要があります。

家庭系ごみの排出量については、令和2年度実績における、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）が600gとなっており、令和3年度の最終目標値520gの達成は困難であり、令和元年度の全国平均509g、山口県平均523gの数値と比較しても、上回る状況となっています。

また、事業系ごみの排出量については、処理施設への搬入基準の明確化や適正処理に関する周知を行ったこと等により、令和2年度実績で11,859tまで減少しており、令和3年度の最終目標値11,565tの達成を目指しています。

なお、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）について、国の第四次循環型社会形成推進基本計画においては、令和7年度を目標年次として約440gとすること、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）においては、令和7年度を目標年次として462g以下とすることとされており、これらの目標値に達するためには大幅な家庭系ごみの減量が必要となります。

また、令和2年度に実施した市民アンケート問4-4（本計画 P26）によると、ごみ減量容器購入費助成制度について、あまり認知されていないことや、問21（本計画 P27）によると、家庭でできる様々な水切り方法について実践の余地が残されているという結果となりました。

今後は、ごみ減量化のため、3Rのうち国が示す優先順位の高い発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rの浸透を図り、ごみそのものを出さないための施策に特に重点的に取り組む必要があります。

2 リサイクルに関する課題

本市におけるリサイクル率は、平成26年度から容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施、生ごみ等からのバイオガス回収、焼却灰のセメント原料化の拡大等を行った結果、大幅に向上しました。しかし、中間処理施設における資源回収量が見込みよりも少ない量となったことや、資源品目の集団回収量が大幅に減少したこと等から、近年は低下してきており、令和2年度実績で26.4%と、令和3年度の最終目標値31.8%の達成は困難な状況となっています。

また、市民アンケート問17（本計画 P28）によると、紙製容器包装などの紙類の分別排出が徹底できていないことから、紙類の分別排出の積極的な啓発を行う必要があります。さらに、市民アンケート問30（本計画 P30）によると、「ごみの排出機会（場所）の拡充について」の意見や、市民アンケート問29（本計画 P35）において、「資源物の回収場所を新たに設置すること」などの意見も多数あり、今後検討していく必要があります。

3 プラスチックごみの削減に関する課題

プラスチックについては、生活に浸透し利便性をもたらしている一方で、海洋流出による環境汚染等が課題となっていることから、国が令和元年策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの排出抑制、海岸漂着物等の回収処理やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック※製ごみ袋の導入などを推進しており、低炭素社会※に向けた取組も重要になっています。

また、本戦略を具体化するため、令和3年6月には「プラスチック資源循環促進法」が公布され、市区町村の行う新法に即したプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の効率的な分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられているところです。

市は市民・事業者へプラスチックごみ削減に向けたライフスタイルへの転換を促すとともに、プラスチック資源の回収・再生利用の促進、海岸漂着物等の回収活動の支援などに積極的に取り組む必要があります。

また、市は効率的なプラスチック資源の分別収集・リサイクルの手法の検討を進める必要があります。

なお、市民アンケート問8（本計画 P31）、問24（本計画 P32）によると、「バイオプラスチック製ごみ袋の導入」、「プラスチック製品の分別回収・分別方法変更」いずれについても肯定的な意見が多い結果となりました。

4 食品ロスの削減に関する課題

国内では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、平成30年度の食品ロスは約600万t発生していると推計されています。国は、食品ロスの発生量を令和12年度までに平成12年度比で半減させる目標を設定しており、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行されました。

市民アンケート問4-7（本計画 P32）によると、フードドライブについて、認知度に比べ、利用したという人が少ないという結果となりました。本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は全国平均、山口県平均を上回っていることから、多くの食品ロスが発生していると考えられ、食品ロスは削減の余地が残されています。

食品ロスの発生抑制や食品の有効利用などに向け、市民や事業者等が理解と関心を深め、自ら行動に移すことが求められています。そのため、市民・事業者・市が連携し、食品ロス削減の取組の普及啓発や、更なる意識醸成を図る必要があります。

5 効率的な収集体制の構築に関する課題

近年では、高齢化社会等の進展によるごみ出し支援や、新型コロナウイルス感染症等の影響に対する廃棄物処理体制の維持を図るなど、社会情勢への対応が求められています。

また、市民アンケート問 12（本計画 P33）によると、家庭系一時多量ごみ有料戸別収集の民間事業者による実施について、排出機会の拡充を重視する意見も一定数あるという結果となりました。したがって、家庭系一時多量ごみ有料戸別収集制度について、民間事業者が取り扱うことも含め、より利用しやすい制度を構築する必要があります。

6 災害廃棄物の適正処理に関する課題

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、災害発生後、市民生活を早期に復旧、復興するため、平時から対策を講じる必要があります。

発災時の災害廃棄物※を処理するために策定した「防府市災害廃棄物処理計画※」について、迅速、的確に対応できるよう、マニュアルの整備や関係団体等との連携・協力体制の構築など、計画の実効性を高めていく必要があります。

第3章 ごみ処理の目標

第1節 基本目標

本市では、平成26年度の新たなごみ処理施設の稼働に伴い、新しい分別区分による収集を開始した結果、ごみの総排出量は大幅に削減されました。しかしながら、平成26年度と令和2年度との排出量を比較すると大きく減少しておらず、今後も継続してごみの減量化や資源化を始めとする3Rの実践を推進していく必要があります。

廃棄物処理における優先順位は、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の順となっていることから、これらの優先順位を考慮した3Rの推進に係る取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

市民・事業者・市が「循環の量」のみならず「循環の質」に着目し連携・協働していくことで、現状よりも一歩も二歩も進んだ3Rの実践活動を展開していくことが可能となります。

3Rの実践活動については、まだ発展の余地が残されていることから、前計画に引き続き、「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標に掲げ、将来世代に確かな未来を引き継いでいくことができる循環型社会の実現を目指します。

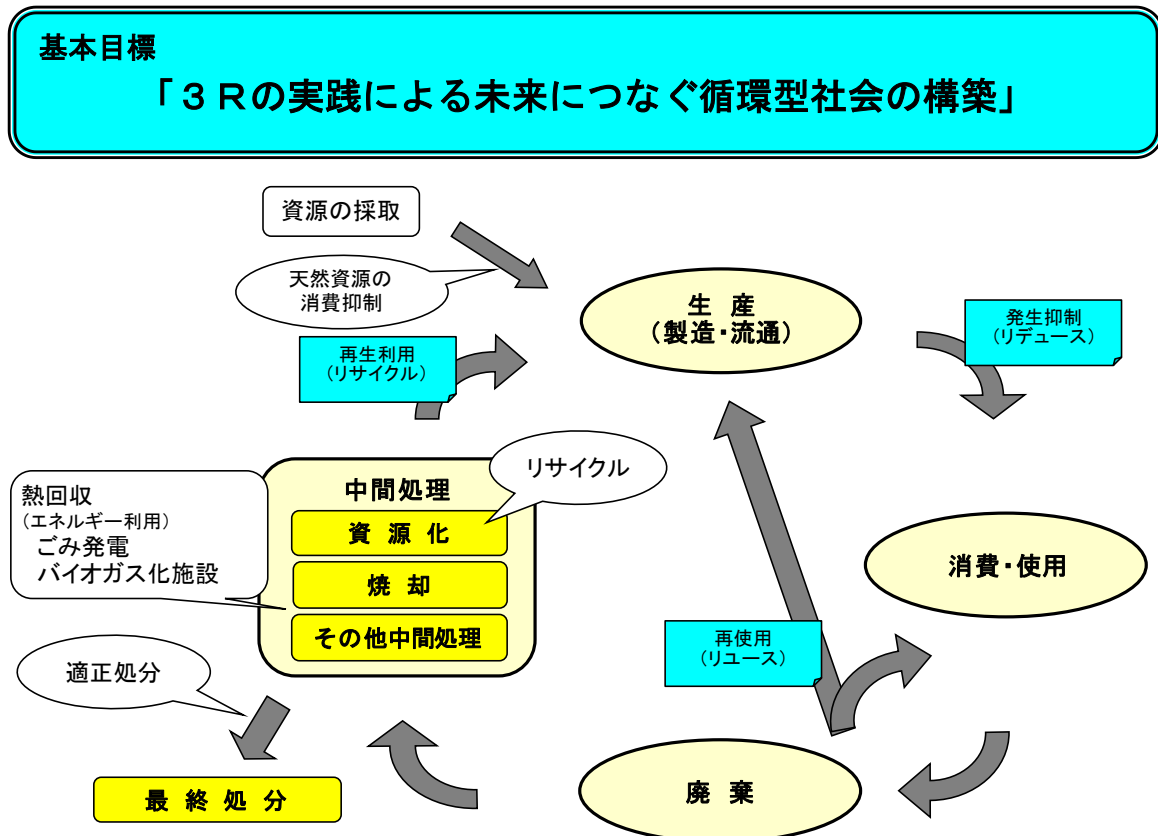


図39 本市の目指す循環型社会のイメージ

第2節 各主体（市民・事業者・市）の役割

循環型社会の実現を目指して、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を認識し、個々あるいは連携・協働して3Rの実践活動に取り組み、更にその取組の輪を広げていきます。

市民・事業者・市の主な役割と責任

1 市民の主な役割

- ・一人ひとりが、循環型社会の担い手であることを自覚し、必要なものを必要なだけ購入するなど、ごみを減らしていく生活様式に見直します。
- ・ごみを出すときは、市や地域のルールを守り、適正な分別を実施します。
- ・地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。

2 事業者の主な役割

- ・自己処理責任の下、ごみ排出者としての責任を持ち、事業活動のあらゆる場面でごみの発生抑制に努めるとともに、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進します。
- ・生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をするとともに、リサイクルが容易な製品やリサイクル製品の提供、店頭回収等、ごみ減量化・適正処理への貢献に積極的に取り組みます。
- ・産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により適正処理します。

3 市の主な役割

- ・ごみの減量化や資源化の推進のための仕組みづくりを行うとともに、ごみ処理過程における環境負荷の低減と最大限の再生利用に取り組みます。
- ・市民や事業者の自主的な3Rの取組に対する支援や積極的な情報提供を行います。
- ・率先して、地球環境に配慮した再生品等の購入に取り組みます。

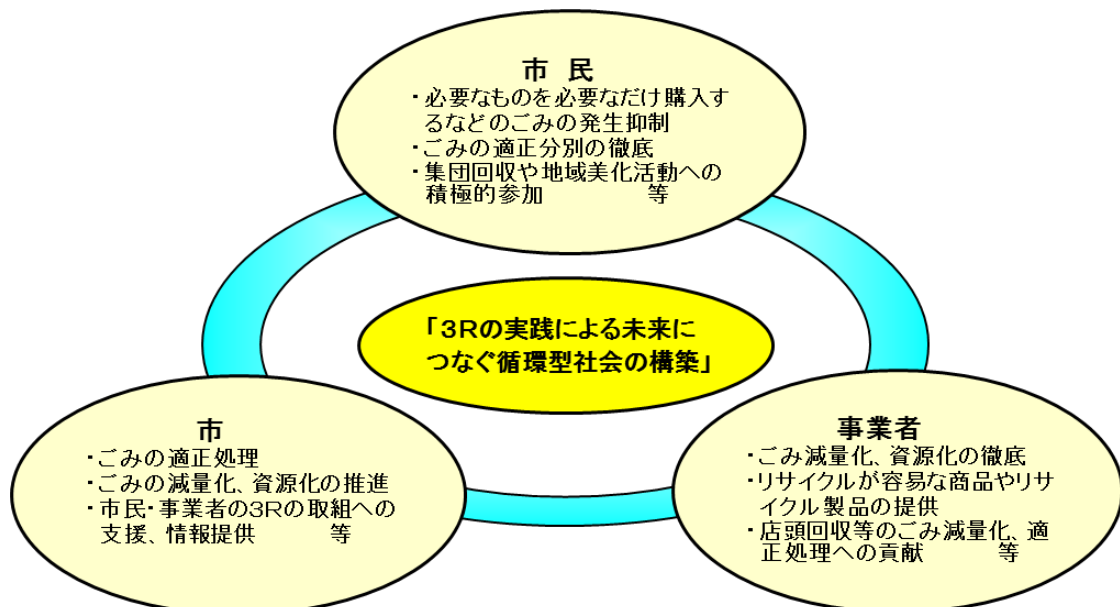


図40 市民・事業者・市の主な役割と責任

第3節 数値目標

計画の進捗状況を確認し、各種施策の実効性を確実なものとするため、国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）を参考とし、次の3項目の数値目標を定めます。

表 17 ごみ量等の数値目標

区 分	〔基準年度〕 令和2年度	〔中間目標〕 令和8年度	〔最終目標〕 令和13年度
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) ※1	600g/人・日	432g/人・日 (対基準年度比約△28%)	405g/人・日 (対基準年度比約△33%)
増減	—	△168g	△195g
数値目標2 事業系ごみ排出量	11,859t/年	11,062t/年 (対基準年度比約△7%)	9,883t/年 (対基準年度比約△17%)
増減	—	△797t	△1,976t
数値目標3 リサイクル率 ※2	26.4%	35%	38%

※1 国、県の計画目標値との整合性を図るとともに資源化を推進するため、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算し、目標値とします。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

$$= (\text{家庭系ごみ排出量} - \text{集団回収量} - \text{分別収集により収集した資源ごみ量}) \div \text{総人口} \div 365 \text{日または} 366 \text{日}$$

※2 リサイクル率=リサイクル量÷ごみ総排出量×100

数値目標1、2、3を達成することで、最終目標年度（令和13年度）には、令和2年度に比して、ごみ総排出量を約20%削減、最終処分量を約52%削減することができます。

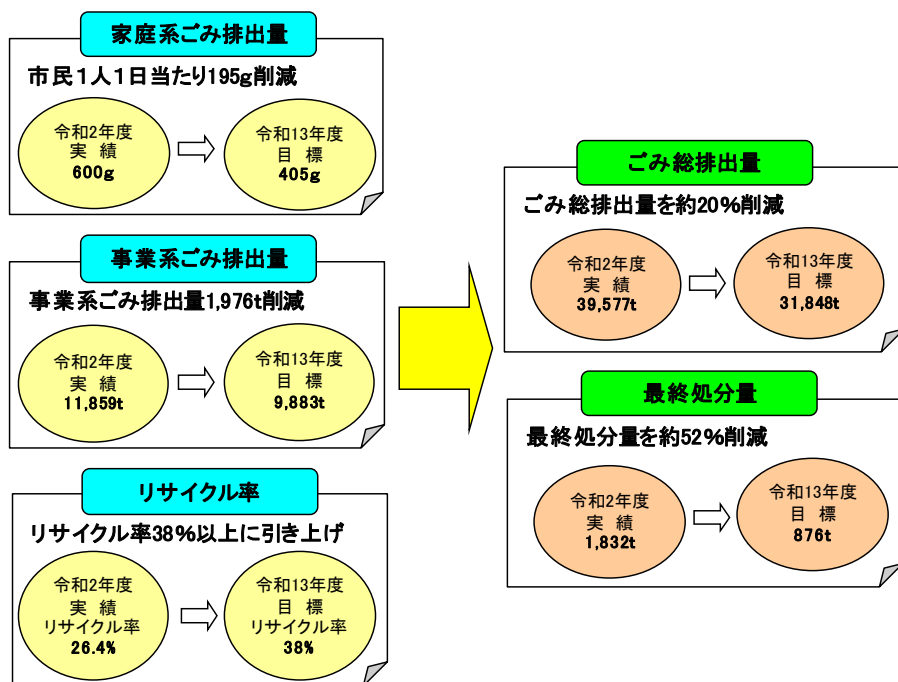


図 41 数値目標とごみ総排出量及び最終処分量の関係

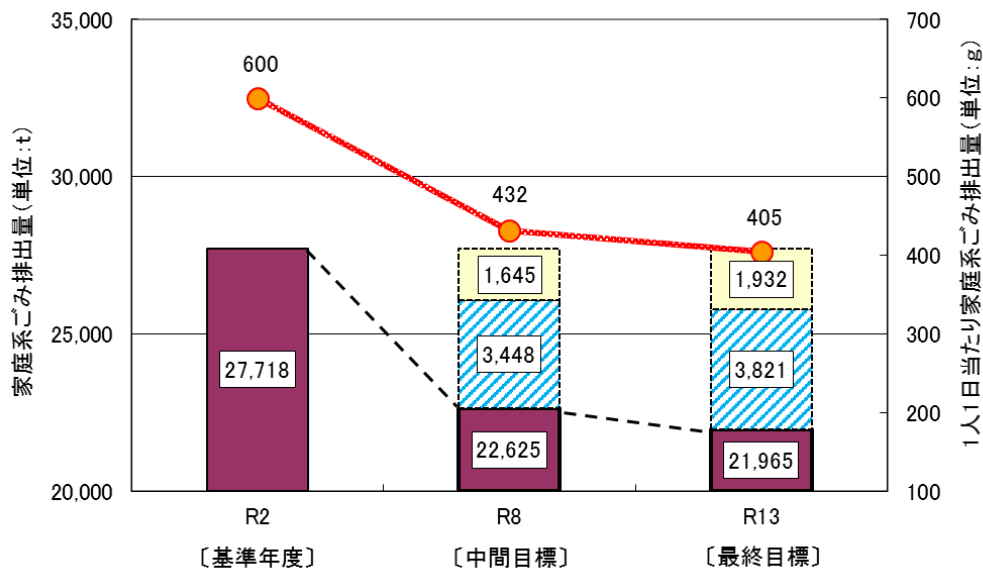
数値目標 1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）

本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）の令和2年度実績は600gとなっており、令和元年度の全国平均509gと比べ約90gの開きがあります。

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年度までに、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を約440gとすることを目標としています。また、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）においては、山口県平均を令和7年度には462g以下とする目標が掲げられています。

本市においても更なる家庭系ごみの減量化や資源ごみの分別強化を図るため、本市の現状と、国の数値目標を参考にし、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を令和8年度までに168g、令和13年度までにさらに27g削減し、405g以下にすることを目標とします。

**1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和2年度に比して
約33%削減することを目指します。**



■ 家庭系ごみ排出量 〰 減量施策効果 - - - 人口減分 ● 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

※ 棒グラフは「家庭系ごみ排出量」を、折れ線グラフは「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」を表します。

図 42 家庭系ごみ排出量の目標

数値目標2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量については、全国、山口県ともに減量化が進んでいる中で、本市においても順調な減少傾向にあり、平成26年度の新施設の稼働に併せ、搬入基準の明確化や適正処理に関する周知活動を積極的に展開したことにより、令和2年度実績は11,859tとなり、基準年度の平成23年度実績18,565tから6,706t減少しています。

本計画の数値目標の設定に当たっては、本市の現状と国の数値目標を参考にしつつ、計画期間内に約17%の事業系ごみの減量化を目指すこととし、令和8年度までに797t、令和13年度までに更に1,179t削減し、事業系ごみ排出量を9,883t以下にすることを目標とします。

**事業系ごみ排出量を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和2年度に比して
約17%削減することを目指します。**

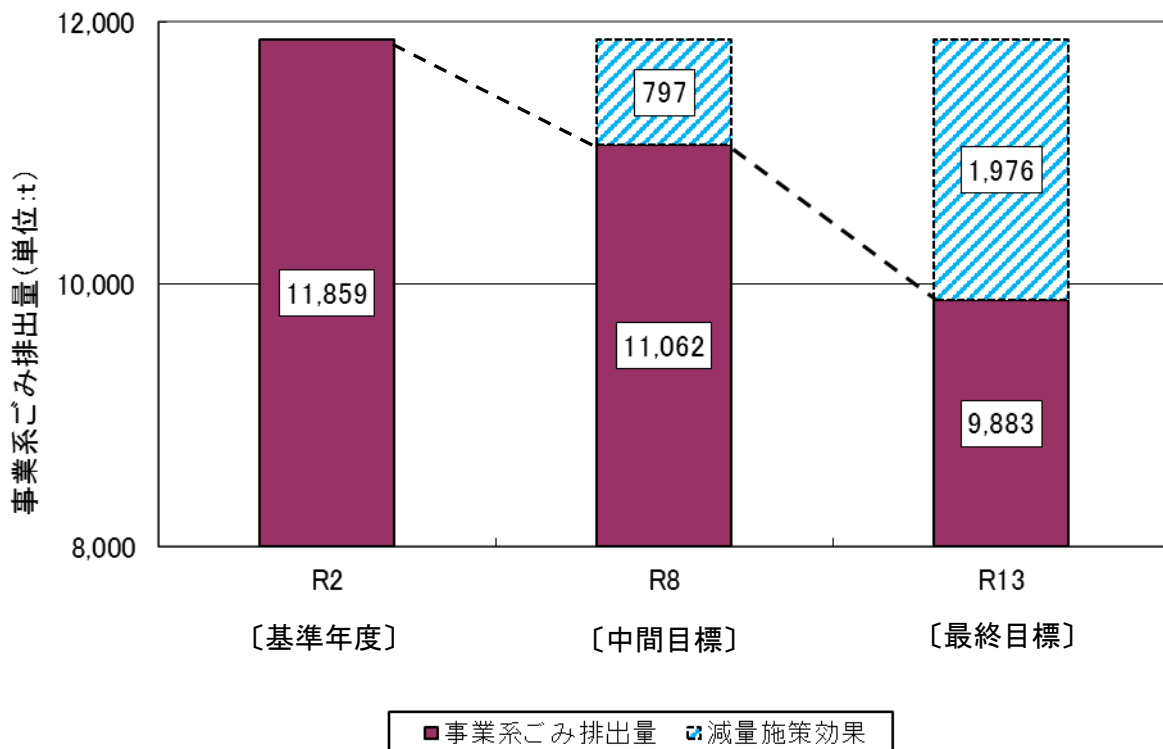


図43 事業系ごみ排出量の目標

数値目標3 リサイクル率

本市の令和2年度におけるリサイクル率は、26.4%と令和元年度の全国平均 19.6%と比べ高い水準となっています。平成26年度の新施設稼働を契機に、市民の協力の下、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施など排出時の初期分別を充実・強化することをはじめ、生ごみ等からのバイオガスの回収、焼却灰のセメント原料化量の拡大等、新規の資源化施策に取り組んだことによりリサイクル率は大幅に上昇しました。

しかしながら、中間処理施設における資源回収量や、分別収集品目による資源回収量が計画より少ない量となったことや、集団回収量が大幅に減少したことが要因となり、現状のリサイクル率は現行計画の令和3年度最終目標値の31.8%と比べると大きな開きがあります。

また、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）においては、山口県平均を令和7年度には35%以上とする目標が掲げられており、この数値目標とも大きな開きがあり、資源ごみの分別排出によるリサイクルの取組の強化が必要です。本計画の数値目標の設定に当たっては、本市の現状と県の数値目標を参考としながら設定することとし、市民や事業者の適正分別によるリサイクルと中間処理施設の適正管理による施設におけるリサイクルの両立を図ることにより資源回収量の拡大を進め、リサイクル率を令和8年度までに35%以上に、令和13年度までに38%以上に引き上げることを目標とします。

**リサイクル率を
最終目標年度（令和13年度）までに
38%以上に引き上げることを目指します。**

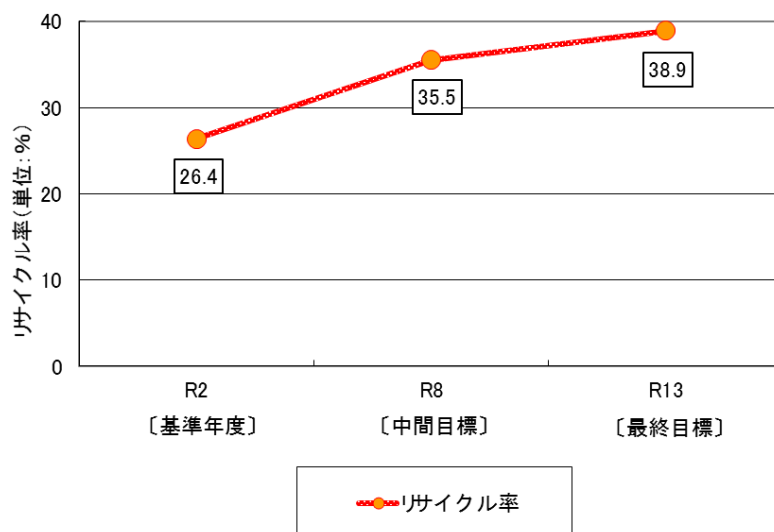


図44 リサイクル率の目標

第5次防府市総合計画における目標指標との比較

令和3年3月策定の第5次防府市総合計画において、家庭系及び事業系ごみの減量化を目指す総合的な目標指標として、「1人1日当たりごみ排出量」を定めており、令和7年度までに850g以下にすることを目標としています。

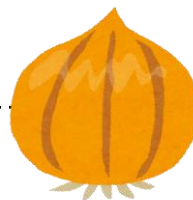
本計画における同指標との比較は下記のとおりです。

表18 防府市総合計画と防府市ごみ処理基本計画における1人1日当たりごみ排出量※の比較

	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
防府市総合計画	938 g	850 g		
防府市ごみ処理基本計画		820 g		
			812 g	776 g

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

コラム どれくらいごみを減らせばいいの？



本計画では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を600g／人・日（令和2年度）から405g／人・日（令和13年度）まで減らすことを目標にしています。

目標達成には、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を195グラム減らす必要があるのですが、195グラムの目安としては玉ねぎ約1個分です。

「なんだ、そんなものか！」と思いませんか？

防府市の人口は、約12万人です。市民の皆様、1人ひとりが、ほんの少し努力して、それを12万人分掛け合わせれば、ごみを減らして目標を達成することができます。収集する費用や施設を維持管理する費用などを抑えることができます。

目標の達成に向けて、ごみの減量化・資源化に向けた施策事業（46～60ページ）について、市民の皆様が当事者意識を持って、取組を推進していくことが大切です。

◆ごみ減量の目安

1人で年間どれくらいのごみを減らす必要があるの？

1日 195g



1週間約 1.4kg



1か月約 5.9kg

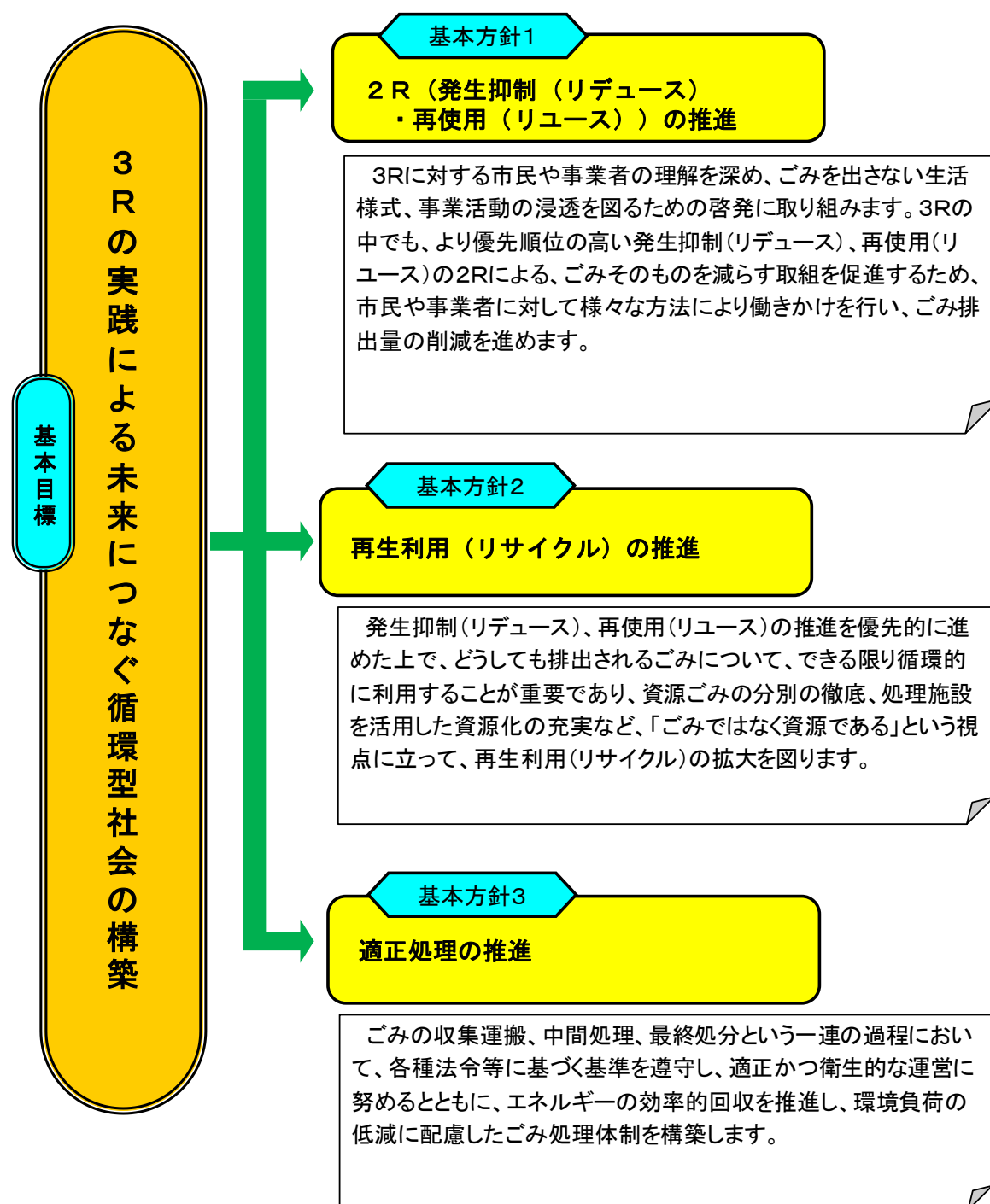


年間約 71kg

第4章 目標達成に向けた施策の展開

第1節 施策展開の基本方針

市民・事業者・市の三者が、基本目標の達成に向けた取組を進めていくため、「2R（発生抑制・再使用）の推進」、「再生利用の推進」、「適正処理の推進」を柱とする各種施策を、総合的かつ計画的に展開していきます。



第2節 2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 情報発信による意識啓発

① 施設を活用した環境教育・環境学習

防府市クリーンセンターへの学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、可燃ごみ処理工程や資源化処理工程の見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育・環境学習や市民工房での体験学習等を通じ、見学者のごみ・環境問題に対する知識や理解を深めます。

さらに、クリーンセンターエコまつりを継続実施することで、幅広い世代に対する意識啓発に努めます。

② 出前講座等の実施

自治会や市民団体、事業所等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発、意見交換などによる市民ニーズの把握に努めます。また、将来を担う子どもたちが環境を大切にする意識を持ち、幅広い理解を深め、家庭においても、自ら行動が実践できるよう、学校等において環境副読本の活用や体験学習などによる講座内容の充実を図ります。

③ 分かりやすい情報発信 **拡充**

ごみ減量化・再資源化の必要性やごみ出しルール、制度に関する情報提供に加え、市のごみ処理の現状や課題、市民や事業者が取り組んでいる3Rの実践活動の紹介など、必要な情報を分かりやすく、より効果的な内容となるように情報発信を行います。また、可燃ごみの種類別組成を分析し、適宜公表することにより、排出者の分別意識の向上を図ります。

市広報やホームページ、ごみ分別アプリ等のほか、イベントにおいても情報発信を行い、多様な情報媒体を活用し、周知を図ります。



クリーンセンターエコまつり



小学校出前講座



詳細(二次元コード)

ごみ分別アプリ(イメージ)

基本施策2 家庭系ごみの減量化

④ プラスチックごみ削減の推進 **新規**

ワンウェイプラスチックの使用抑制に向け、マイバッグ持参運動によるレジ袋削減や、不必要なものは買わない・もらわない・何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、プラスチックごみ削減のための周知啓発を重点的にを行い、市民のライフスタイルの転換を促します。

また、令和3年6月に公布された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、今後は効率的なプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の分別収集・リサイクルの手法の検討を進めます。

⑤ 食品ロス削減の推進 **新規**

「防府市食品ロス削減推進計画」（第5章）に基づき、市民、事業者等が食品ロスの削減の必要性について理解を深め、自らが行動を移すことができるよう、市民・事業者・市の三者が連携して、食べ残しなど食品ロスを減らすための実践活動や、フードドライブの実施やフードバンクポスト※の利用周知など、未利用食品の提供等の取組を普及啓発します。また、山口県食品ロス削減推進協議会※と連携・協働し、「やまぐち3きっちる運動※」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らし、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。



フードバンクポスト



食べきっちる (食べきり)

使いきっちる (使いきり)

水きっちる (水きり)

⑥ 生ごみの減量化・水切りの徹底 **拡充**

生ごみは、家庭から出るごみのうち、大きな割合を占め、また、生ごみの約80%は水分が含まれています。この生ごみと水分を減らすことがごみの減量化につながります。そのため、水切りの方法や水切りネット、水切りグッズの活用等についての情報提供を通じて、排出段階における「水切り」の徹底を励行し、また、食材の「使い切り」や「食べ切り」など食品ロスを出さないための意識啓発に努めます。

⑦ 生ごみ等の堆肥化の促進 **拡充**

生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施し、ごみ減量容器の普及を更に促進するため、機器の紹介や生ごみ減量化の必要性、助成制度について周知を図るとともに、ダンボールコンポスト※の講習会を開催するなど、生ごみの堆肥化を促進します。

また、家庭から多く排出される剪定枝等木質ごみの堆肥化の手法の検討に取り組みます。



生ごみ減量容器



電動生ごみ処理機



ダンボールコンポスト

基本施策3 事業系ごみの減量化

⑧ 自己処理責任・ごみの減量化等の周知徹底

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正に処理する責務があり、ごみの減量化や市の搬入基準に基づいた分別排出、防府市クリーンセンターに搬入できない廃棄物について、「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き（冊子）」等を活用し、排出事業者に周知徹底します。

⑨ 排出事業者への指導

事業者ごとの搬入実績をもとに、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進するため、訪問指導を行います。

⑩ 許可業者への指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導します。また、指導に従わない許可業者等に対しては、廃棄物処理法や防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の規定により、許可の取消し等の処分を行います。

⑪ 事業系ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみの排出抑制や再生利用に向けた経済的誘導策として、受益者負担の観点から、事業系ごみ処理手数料を検証し、事業系ごみ処理手数料の適正化について検討します。

基本施策4 再使用の推進

⑫ 粗大ごみ再生事業の実施

市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等の提供を継続するとともに、クリーンセンターエコまつり等のイベントにおいても提供します。提供する家具等については、ホームページ等により、市民に分かりやすい方法で情報発信を行います。

⑬ リユース製品の利用促進

使用済み製品をその形状のまま再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルびん^{*}等リユース製品の積極的な利用を呼びかけるとともに、フリーマーケットやリユースショップの利用、知人等との衣類や家具などの交換、イベント等で繰り返し使える食器等の使用など、その普及促進に努めます。

第3節 再生利用（リサイクル）の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 市民が取り組むリサイクルの推進

① 分別排出の周知徹底 **拡充**

可燃ごみの中には未だ再生可能な資源物が含まれており、リサイクルによる資源循環の取組が継続的に必要であることから、市広報やホームページ等において、更なる分別排出の徹底を図ります。

また、ごみの分別になじみの薄い外国人に対して、多言語の「ごみの分け方・出し方」の活用や、学校や事業所等と連携した出前講座の実施等により、分別排出について適切な周知に努めます。

② 紙類の分別推進 **拡充**

可燃ごみには、資源化可能な紙類がまだ多く含まれていることから、さらなる紙類の適正排出を促す取り組みが必要です。市民向けには、紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、積極的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫

します。また、事業所向けには、事業所から排出される紙類が適正に資源化されるよう、可燃ごみ処理施設における搬入規制を徹底します。

③ 廃棄物減量等推進員等との連携強化

各自治会でごみの分別指導等を行っている廃棄物減量等推進員※向けの説明会を継続して実施するとともに、市と推進員とで積極的に情報交換を行うことにより、連携を強化し、ごみステーションでの適正な分別排出の徹底を図ります。

④ 自主搬入、集団回収（資源化推進事業）の推進

約70の自治会で毎月実施している自主搬入や、自治会、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、環境に対する意識啓発の観点から、実施団体による地域活動を引き続き支援し、地域コミュニティに支えられた活動を推進します。



自治会による自主搬入の様子

基本施策2 事業者が取り組むリサイクルの推進

⑤ 店頭回収等の推進

資源物の回収は、行政による収集だけでなく、民間事業者が実施する店頭回収など様々な資源化ルートがあります。その回収資源の種類、量等の把握に努めるとともに、事業者のリサイクルへの取組を市民へ紹介するなど、店頭回収等を推進します。

また、プラスチック資源等の回収・再生利用を図るため、店頭回収のほか、簡易包装の推奨や詰め替え商品の販売など容器包装・製品の削減に向け、民間事業者と連携した取組を行います。

⑥ 事業系資源ごみの無料受入れ等

事業者の分別意識を促進するため、事業系ごみのうち、本来業務以外で発生した資源ごみの無料受入れを継続します。また、資源ごみの適正な分別について助言・指導を行

い、事業系ごみのリサイクルを推進します。

基本施策3 行政が取り組むリサイクルの推進

⑦ 市による資源回収の推進 **拡充**

分別収集による資源回収量の拡大や資源としての品質確保に向け、より一層の啓発活動を行います。また、小型家電リサイクル法に規定される家電製品の拠点回収を引き続き実施することで、鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタル^{*}等の再生利用の促進を図ります。さらに、市民の利便性の向上を図るため、分別状況の動向を注視しながら、小型家電リサイクル法に規定される家電製品の拠点回収場所の増設や、新たな資源回収品目やびん類等の排出機会の拡充などについて検討します。

⑧ 処理施設における資源回収

不燃ごみ等から金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収します。また、可燃ごみから生ごみ等の有機物を選別し、メタン発酵処理によるバイオガス回収を行い、焼却施設でのごみ発電と一体となった高効率発電に活用するなど、処理施設におけるリサイクルを推進します。

⑨ 焼却灰の資源化の推進

資源化不適物除去後の焼却灰の全量セメント原料化を継続し、資源としての有効活用と最終処分量の削減を図ります。

⑩ 再生品の利用促進

市で使用する製品について、率先して環境負荷の低減に資する製品を取り入れるとともに、市民・事業者への普及啓発を行います。

第4節 適正処理の推進

1 施策体系

基本方針3		適正処理の推進	
	基本施策1		効率的な収集運搬体制の構築
	個別施策①	家庭系ごみの適切な収集運搬体制の確保	
	個別施策②	処理困難物の適正処理の推進	
	個別施策③	ごみステーションの適正管理の推進	
	個別施策④	在宅医療廃棄物の適正処理の推進	
	個別施策⑤	事業系ごみ適正処理の推進	
	個別施策⑥	一般廃棄物収集運搬業の許可制度	
	個別施策⑦	環境負荷の少ない収集運搬の推進	
	個別施策⑧	高齢者等ふれあい戸別収集の実施	
	個別施策⑨	家庭系一時多量ごみの有料戸別収集制度の拡充	新規
	個別施策⑩	新型コロナウイルス感染症等に対する処理体制の安定確保	新規
	基本施策2		環境負荷の低減に配慮した中間処理の推進
	個別施策⑪	処理過程における資源化・減容化・エネルギー回収の推進	
	個別施策⑫	安定的かつ効率的な中間処理施設の運営	
	個別施策⑬	温室効果ガス排出量の削減	
	個別施策⑭	バイオマスプラスチックの利用促進	新規
	基本施策3		適正な最終処分の推進
	個別施策⑮	最終処分量の削減	
	基本施策4		その他の適正処理対策の推進
	個別施策⑯	環境美化活動の推進	拡充
	個別施策⑰	不法投棄及び野外焼却の防止対策の徹底	
	基本施策5		災害廃棄物の適正処理の推進
	個別施策⑱	災害廃棄物の適正処理	拡充
	個別施策⑲	災害廃棄物の広域的な処理体制の整備	

2 施策内容

基本施策1 効率的な収集運搬体制の構築

① 家庭系ごみの適切な収集運搬体制の確保

家庭系ごみの収集運搬については、作業効率、安全性、衛生面等を考慮し、収集状況の変化に対応した効率的な収集業務に取り組むなど、適切な収集運搬体制を確保します。また、3R施策の実施に伴う収集量の変動などに合わせ、収集頻度や分別区分については、適宜必要な見直しを行います。

表19 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分		ごみの内容	収集頻度	収集方法	
可燃ごみ	燃やせるごみ		厨芥類、草木、プラスチックなど	週2回	ステーション方式	
不燃ごみ	燃やせないごみ		金属類、電化製品、石油器具など	月1回		
危険ごみ	スプレー缶類		スプレー缶、カセットボンベ	月1回		
	乾電池類		アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など			
	水銀体温計		水銀体温計			
	蛍光管		蛍光管			
	ライター類		使い捨てライター、大型ライター			
	陶磁器・ガラス類		陶磁器、ガラス			
資源ごみ	缶(アルミ缶・スチール缶)		飲料や食品(ペットフード含む。)が入っていた缶(飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)	月1回		
	ペットボトル		ペットボトル			
	びん類	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん			
		茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん			
		その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん			
	古紙類	新聞	新聞、折込広告			
		雑誌がみ	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーごみ、はがきなど			
		ダンボール	ダンボール			
	紙製容器包装		紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど			
	紙パック		飲料用紙パック			
プラスチック製容器包装		プラスチック製の容器や包装(ボトル類、ポリ袋、トレイなど)	週1回			
申込制 収集ごみ	一時多量ごみ		家具等粗大ごみ、その他上記品目	申込制 (随時)	戸別収集	
	特定家庭用機器		テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫			
	犬や猫などのペットの死体		犬や猫などのペットの死体			

② 処理困難物の適正処理の推進

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するなどの適正処理について周知を図ります。

特に、農薬類等の有害物については、バイオガス化施設での処理に重大な支障を生ずるおそれがあるため、市民・事業者に対し適正処理を周知徹底します。

③ ごみステーションの適正管理の推進

・ ごみステーション整備への補助

ごみステーションについては、自治会等により清潔・安全かつ適正な維持管理が行われるよう設置等を支援します。

・ ごみ排出マナーの徹底

ごみ排出マナーについては、現行どおり警告シールを貼付し、注意を促すとともに、市広報、ホームページ、冊子、啓発看板等により排出ルール of 徹底を図ります。

また、資源ごみに関する分別指導等を担っている廃棄物減量等推進員と連携し、啓発・指導体制の充実に努めます。

④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

在宅医療廃棄物は、収集作業中の感染防止等適正な収集運搬を実施するため、国の定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、医療機関と連携を図り、適正処理を推進します。



ごみ収集の様子



ごみ出しマナー啓発看板

⑤ 事業系ごみ適正処理の推進

事業系ごみについては、ごみ質や事業者ごとの搬入量の調査・分析を鋭意進めるとともに、市の搬入区分に応じ、分別の徹底を図るよう排出事業者及び収集運搬許可業者に対し指導します。また、随時、搬入物検査を実施し、違反事業者に対して指導や処分を行うことで、搬入基準の遵守を徹底します。

⑥ 一般廃棄物収集運搬業の許可制度

事業系ごみの収集運搬については、許可制度による適正な収集運搬体制を確保するため、事業系ごみの減量化施策による排出量の動向や許可業者の収集運搬状況等を勘案し、許可の方針や許可の対象について検討を行います。

⑦ 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷の低減を図るため、収集車両への低公害車の導入やエコドライブの実践に努めます。

⑧ 高齢者等ふれあい戸別収集の実施

指定された集積場所に自らごみを出すことが困難で、身近な人などの協力も得られない高齢者や障がい者等を対象として、「高齢者等ふれあい戸別収集」を継続して実施します。玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行うとともに、ごみ出しがない場合などには安否確認を行います。

⑨ 家庭系一時多量ごみの有料戸別収集制度の拡充 **新規**

家庭系一時多量ごみの有料戸別収集については、引っ越しや家屋の整理等による申込が多いことや、市民アンケートでも一定数の賛成意見があったことから、民間事業者が取り扱うことも含め、収集体制の拡充を検討します。



搬入物検査の様子

⑩ 新型コロナウイルス感染症等に対する処理体制の安定確保 **新規**

廃棄物処理は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下においても、必要不可欠な業務であることから、国の示した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に従い、排出時や廃棄物処理を行う際の感染防止策を講じることにより、廃棄物処理体制の安定確保を図ります。

基本施策2 環境負荷の低減に配慮した中間処理の推進

⑪ 処理過程における資源化・減容化・エネルギー回収の推進

・ 可燃ごみ処理施設【バイオガス化施設】

処理施設に搬入される可燃ごみの中から、生ごみや紙類などの有機物（バイオマス）を機械選別し、バイオガス化施設において発酵させることで、メタンガスを発生させ、発電設備で有効活用することにより、ごみ処理過程における資源化を推進します。

また、隣接するし尿処理施設及び浄化センター（下水道処理施設）で発生する汚泥をバイオガス化施設で併せて処理することにより、バイオガス発生量の向上を目指します。

・ 可燃ごみ処理施設【焼却施設】

焼却施設におけるエネルギー回収として、バイオガス化施設で発生するバイオガスを有効利用した、高効率発電（発電効率：23.5%）を行い、エネルギー回収を推進します。

さらに、燃焼効率の向上等により減容化を進め、焼却灰の発生量の削減に努めます。また、発生した焼却灰については、資源化不適物以外の全量をセメント原料化します。

・ リサイクル施設

リサイクル施設においては、不燃ごみ等の中から小型家電リサイクル法に基づく家電製品の選別・回収や、金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収し、より高い資源化を推進します。



廃棄物発電施設

表 20 中間処理施設におけるリサイクル量の見通し

(単位:t/年)

項 目	実績値		計画値	
	H23年度	R2年度	R8年度 〔中間目標値〕	R13年度 〔最終目標値〕
可燃ごみ処理施設リサイクル量(A)	1,374	7,200	6,709	6,551
バイオガス化廃棄物 ※1	－	4,174	4,263	4,264
焼却灰セメント原料化 ※2	1,374	3,026	2,446	2,287
リサイクル施設リサイクル量(B)	607	862	543	476
前選別金属類 ※3	453	419	255	223
小型家電リサイクル※4	－	290	209	183
羽毛布団リサイクル ※5	－	4	2	2
破碎処理金属類 ※6	154	149	77	68
破碎鉄	154	138	71	63
破碎アルミ	－	11	6	5
中間処理リサイクル量(A+B)	1,981	8,062	7,252	7,027
ごみ総排出量	49,106	39,577	33,687	31,848
中間処理リサイクル率 ※7	4.0%	20.4%	21.5%	22.1%

※1 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化する生ごみ等の廃棄物です。

※2 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルするものです。

※3 「前選別金属類」とは、搬入される不燃ごみ等から、手選別により回収する金属類です。

※4 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルする家電製品です。

※5 「羽毛布団リサイクル」とは、搬入される羽毛布団等を再び羽毛製品へリサイクルするものです。

※6 「破碎処理金属類」とは、搬入される不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別する鉄及びアルミニウムです。

※7 「中間処理リサイクル率」＝中間処理リサイクル量÷ごみ総排出量×100

⑫ 安定的かつ効率的な中間処理施設の運営

可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設は、PFI※手法により、平成26年度より令和15年度末まで20年間の運営を一体の事業として行っており、ごみ処理事業に精通した民間事業者の技術力や経営能力などを活用し、密接な連携と適切な役割分担の下、安定的かつ効率的な中間処理施設の運営に努めます。

⑬ 温室効果ガス排出量の削減

ごみ減量化により、温室効果ガス発生を伴う焼却ごみの削減を進めるとともに、引き続きごみ発電により施設内電力を賄うことで、温室効果ガス排出量について、令和2年度と比較して約3割の削減を目指します。

なお、ごみ発電の余剰電力については、電力会社等へ売却しており、その効果は、国策定の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき、図45の将来目標値には算入していませんが、購入した電力会社等は発電量を減らすことができ、社会全体としては温室効果ガス排出量の削減につながっています。

(単位：t-CO₂)

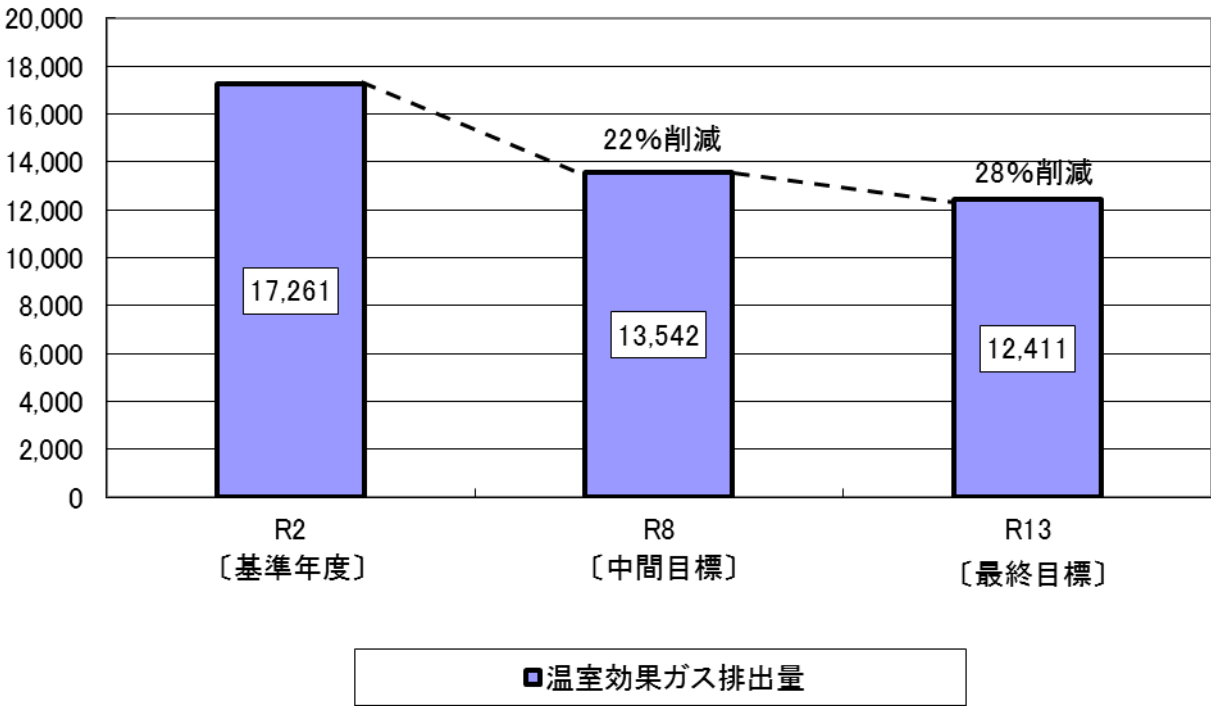


図45 中間処理施設における温室効果ガス排出量の見通し

⑭ バイオマスプラスチックの利用促進 **新規**

可燃ごみ指定ごみ袋は焼却せざるを得ないため、温室効果ガス削減の観点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入を検討します。

基本施策3 適正な最終処分の推進

⑮ 最終処分量の削減

焼却残さ（焼却灰）については、セメント原料化や中間処理による徹底した再資源化・減容化を進め、最終処分量を削減することにより、最終処分場の延命化を図ります。

表 21 最終処分量の見通し

(単位:t)

項目	実績値		計画値	
	H23年度	R2年度	R8年度 〔中間目標値〕	R13年度 〔最終目標値〕
焼却残さ量	6,944	617	495	463
破碎残さ量	703	344	219	191
直接埋立量	329	871	256	222
最終処分量合計	7,976	1,832	970	876

基本施策4 その他の適正処理対策の推進

⑩ 環境美化活動の推進 **拡充**

「ごみのないきれいなまちづくり」の実現に向け、清掃活動の実施など様々な機会を捉えて啓発活動等を行うとともに、市内各地域で行われる市民一斉清掃のボランティア清掃活動など、市民・事業者による環境美化活動を積極的に支援します。

また、近年問題になっている海洋ごみについても、陸域で発生したプラスチックごみ等が海域に流出することが一因であることから、ポイ捨て・不法投棄等の不適正処理防止や、環境美化意識の向上を図るとともに、山口県海岸漂着物対策推進協議会※、市民及び事業者と連携した海岸漂着物等の回収活動に取り組みます。

⑪ 不法投棄及び野外焼却の防止対策の徹底

不法投棄※を防止するため、監視パトロールを継続実施し、監視カメラの設置や防止看板の無料配布等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、防止看板の設置等の対策を呼びかけるなど、土地の適正管理を推進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行います。

また、野外焼却等の不適正処理に対しては、違反者への直接指導による啓発に努め、市広報やホームページにより野外焼却が法律で原則禁止されている旨の周知を徹底します。これらの対策にあたっては警察、環境保健所等関係機関と連携して行います。



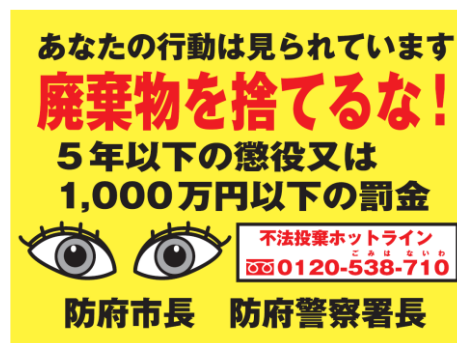
市民一斉清掃の様子



佐波川一斉清掃の様子



ポイ捨て禁止啓発看板



不法投棄禁止啓発看板

基本施策5 災害廃棄物の適正処理の推進

⑱ 災害廃棄物の適正処理 **拡充**

大規模災害の発生による災害廃棄物を迅速・的確に処理するために策定した「防府市災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、対応マニュアルを整備するなど、発災時に備えた対策の検討を進めます。

⑲ 災害廃棄物の広域的な処理体制の整備

他の自治体で自然災害が発生し、ごみ処理に関する要請があった場合は、本市のごみ処理能力の範囲内で災害廃棄物の受入れ及び適正処理を実施し、同様に本市で発生した災害廃棄物の適正処理が困難な場合は、他の自治体にごみ処理の要請を行うことができるよう、平時からごみ処理を含め、災害時の相互協力について、周辺自治体や関係機関との連携・協力体制の整備に取り組みます。

第5章 防府市食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、この食品ロスが大量に発生しています。

平成27年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」で食料廃棄の減少が重要な柱と位置付けられているなど、食品ロスの削減が重要な課題となっています。また、世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本は大量の食料を輸入し、廃棄しており、食品ロスの問題は、真摯に取り組むべき課題となっています。

国において、食品ロス量を令和12年度までに平成12年度比で半減させる目標を設定しており、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行されました。この法律において、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割が定められています。

県は、令和3年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」に盛り込む個別計画として、「山口県食品ロス削減推進計画※」を策定し、消費者や事業者等への普及啓発や教育、フードバンク活動※の支援など食品ロス削減の取組を推進することとしています。

本市では、こうした国・県の動向を踏まえ、市民・事業者・市の三者が連携し、本市の区域内における食品ロスの削減を計画的に推進するため、「防府市食品ロス削減推進計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針及び山口県食品ロス削減推進計画を踏まえ、本市が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、本計画は、「第5次防府市総合計画」を上位計画とし、「防府市ごみ処理基本計画」における食品ロスの削減に関する事項の個別計画として位置付けるとともに、「防府市環境基本計画（第三次）」、「第二次防府市健康増進計画※」等と調和を図ります。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、「防府市ごみ処理基本計画」に合わせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、令和8年度に計画を見直すこととします。

なお、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

第4節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロス量の状況

環境省及び農林水産省の推計によると、平成30年度の日本国内における食品廃棄物等の発生量は年間約2,531万t、このうち食品ロス量は約600万t（家庭系食品ロス量276万t、事業系食品ロス量324万t）発生しているとされています。これは国民1人1日当たりに換算すると約130g、茶碗約1杯分のご飯の量に相当します。

本市では、可燃ごみの組成調査及び環境省実態調査を基に算出すると、令和元年度の家庭系食品ロス量は、約989tと推計しています。

2 食品ロス削減に関する課題

本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は全国平均、山口県平均を上回っていることから、多くの食品ロスが発生していると考えられ、削減の余地が残されています。

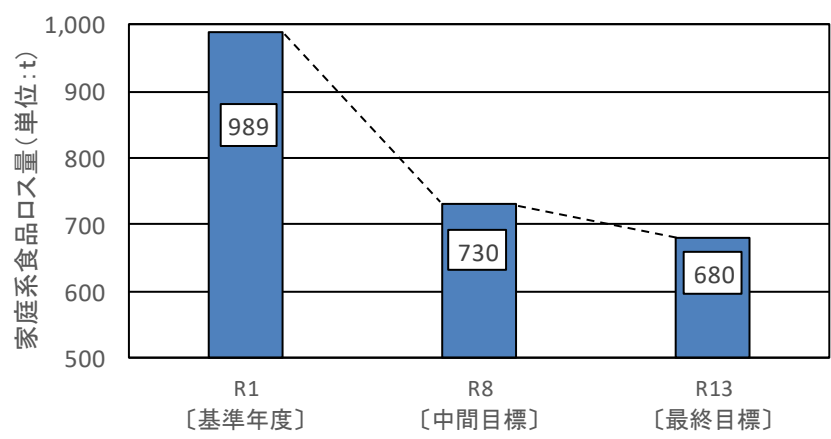
家庭から発生する食品ロスは、料理の作りすぎなどで食べ残されるもの（食べ残し）や、野菜の皮の厚むきなど食べられる部分まで取り除くもの（過剰除去）、賞味期限切れ等により食べずにそのまま廃棄されるもの（直接廃棄）が主な要因です。

食品ロスの発生抑制や食品の有効利用などに向け、市民や事業者等が理解と関心を深め、自ら行動に移すことが求められています。そのため、市民、事業者、市が連携し、食品ロス削減の取組の普及啓発や、更なる意識の醸成を図る必要があります。

第5節 食品ロス削減の目標

国の削減目標を踏まえ、食品ロス削減の目標を、家庭系食品ロス量を令和8年度までに730t以下、令和13年度までに680t以下にすることとします。

**家庭系食品ロス量を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和元年度に比して約31%削減
することを目指します。**



※家庭系可燃ごみ量に、本市の可燃ごみの組成調査による厨芥類の割合(令和元年度)を乗じて、食品廃棄物発生量を推計。
※食品廃棄物発生量に、環境省実態調査による食品廃棄物に占める食品ロス量の割合(令和元年度)を乗じて食品ロス量を推計。

図 46 家庭系食品ロス量の目標

第6節 基本方針

市民、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的な取組が進展することを目指します。そのためには、「もったいない」という意識を再認識し、食品ロス削減の必要性を理解し、行動に移すことができるよう、市民、事業者、市が連携し、施策を実施します。なお、食品ロスの削減を十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用するように努めます。

第7節 施策の展開

食品ロスの削減を進めるため、市民・事業者・市の三者が連携し、以下の施策を展開していきます。

基本施策1	発生抑制の推進
食品ロス削減の必要性を理解し、自ら行動に移すことができるよう、市民・事業者と連携し、普及啓発に取り組めます。	
基本施策2	未利用食品等有効活用の推進
未利用食品の有効活用や、フードバンク活動への理解を促進します。	
基本施策3	再生利用の推進
食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用に取り組めます。	
基本施策4	推進体制の整備
市民、事業者、関係団体、協議会等と連携し、食品ロス削減の意識醸成や施策を実施します。	

1 発生抑制の推進

	市民(消費者)	事業者	市
	・食べ残しをしないなど、食への感謝や食品ロス削減の必要性の理解を深め、自らが考え行動に移す。 ・「やまぐち3きっちる運動」(食べきり、食材の使いきり、生ごみの水きり)へ協力する。	・食品ロス削減の必要性の理解を深める。生産、製造、販売等の各段階において、食品原料の無駄のない利用や適正管理など、食品ロス削減に努める。	・食への感謝の心を育むための情報提供、食品ロス削減の取組事例の提供や意識して実践できる内容の普及啓発 ・県民運動として展開の「やまぐち3きっちる運動」の推進 ・可燃ごみの種類別組成(生ごみ等)の分析、公表による意識高揚 ・市広報やホームページ、ごみ分別アプリ等のほか、イベントにおける情報発信 ・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)等の周知による意識醸成 ・出前講座や学校等における環境副読本の活用等による環境教育・環境学習の実施
(行動例) 買物の際	・期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、期限の近いものから購入する。 ・食材の適切な保存を行い、必要量購入する。	・期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組を行う。	・食品の賞味期限・消費期限の理解向上、陳列順(手前取り)の優先購入の促進(啓発資材等の活用、提供)
(行動例) 調理の際	・生ごみの水切りを徹底する。 ・食材を無駄なく使い切り、過剰除去を減らす。 ・食べきれぬ量を作り、残さず食べきる。		・水切りの徹底とその必要性の周知
(行動例) 外食の際	・食品ロス削減に取り組む店舗等を利用する。 ・食べきれぬ量を注文する。 ・宴会時に最初と最後に料理を楽しむ時間を設け食べきりを呼び掛ける「3010(さんまるいちまる)運動」等を実践する。	・食品ロス削減に取り組む「やまぐち食べきり協力店」(※1)に登録する。 ・仕入れ、品出しの工夫、小盛・小分けメニューや要望に応じた量の調整等を行う。 ・「3010運動」等の取組を行う。	・山口県食品ロス削減推進協議会が実施する「やまぐち食べきり協力店」の登録推進、登録店舗の紹介 ・宴会シーズンなど季節にあわせた「3010運動」の周知

※1 「やまぐち食べきり協力店」とは、食べきりメニューの提示や食材の使い切りなど、食品ロスの削減に向けた取組を実践する旅館・ホテル、飲食店を協力店として登録する制度です。

2 未利用食品等有効活用の推進

市民(消費者)	事業者	市
・未利用食品を寄附する（フードバンク活動とその役割を理解）。	・規格外や未利用食品、災害時用備蓄食料を有効活用する（フードバンクへの提供を含む。）。 ・未利用食品を活用するための活動（フードバンク活動）の役割と普及啓発を行う。	・災害時用備蓄食料の有効活用（防災訓練等で提供） ・市民や事業者に対するフードバンク活動への理解促進 ・フードバンクと連携した「フードドライブ」の実施や「フードバンクポスト」の利用周知

3 再生利用の推進

市民(消費者)	事業者	市
・堆肥として再利用できるよう、コンポスト等を使用する。	・発生する食品廃棄物の再生利用（飼料、肥料化等）に努める。	・生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機購入助成の継続実施、生ごみ減量化の必要性や助成制度の周知 ・ダンボールコンポスト講習会の開催等による、生ごみ堆肥化の普及促進 ・食品廃棄物のリサイクル推進 ・事業者への訪問指導等による食品廃棄物の減量化促進 ・生ごみ等からのバイオガス回収を行い、クリーンセンター処理施設におけるリサイクルを継続実施 ・学校給食センターにおいて、給食の食品残渣の堆肥化を継続実施

4 推進体制の整備

市民(消費者)	事業者	市
・事業者の取組の理解を深め、食品ロス削減を意識して実践する。	・自ら行う食品ロス削減に資する取組を情報提供し、消費者理解を促進する。	・事業者、消費者団体、フードバンク等の連携による食品ロス削減の意識醸成、取組推進 ・「山口県食品ロス削減推進協議会」や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（※2）」と連携した施策の実施

※2 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」とは、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

第6章 計画の推進

循環型社会の構築に向け、本計画の目的や目標などを市民・事業者・市の三者が共有し、市民・事業者の理解と協力の下での全市的な協働の取組として計画を推進します。また、計画の進捗状況を把握し、適切な進行管理を行うことにより、計画の着実な推進を図ります。

なお、本計画の策定及び見直しに当たっては、議会へ説明を行います。

1 情報共有の推進

本計画の目標や施策、その進捗状況等について、市広報やパンフレット、ホームページ等を通じて随時、情報提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。また、本計画に基づく「防府市ごみ処理実施計画」を毎年度策定し、公表します。

2 適切な進行管理

本計画の実行性を確保して、着実な推進を図るために、PDCA サイクルに則り、数値目標の達成状況や具体的施策の進捗状況について、学識経験者や市民、事業者等の代表から構成する「防府市廃棄物減量等推進審議会」を中心とした管理体制により、点検・評価します。

また、評価の内容を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、本計画の見直しを行います。

進行管理の手順を図47に、推進体制図を図48に示します。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

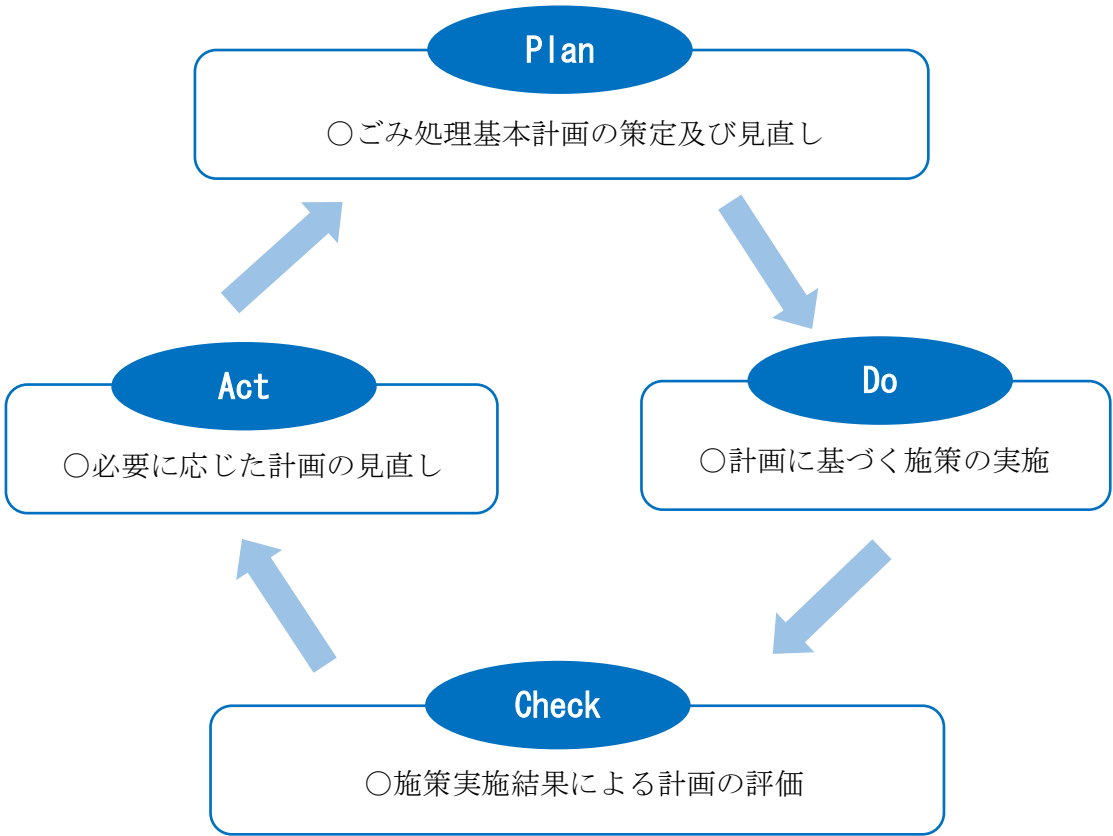


図 47 PDCA による進行管理の手順

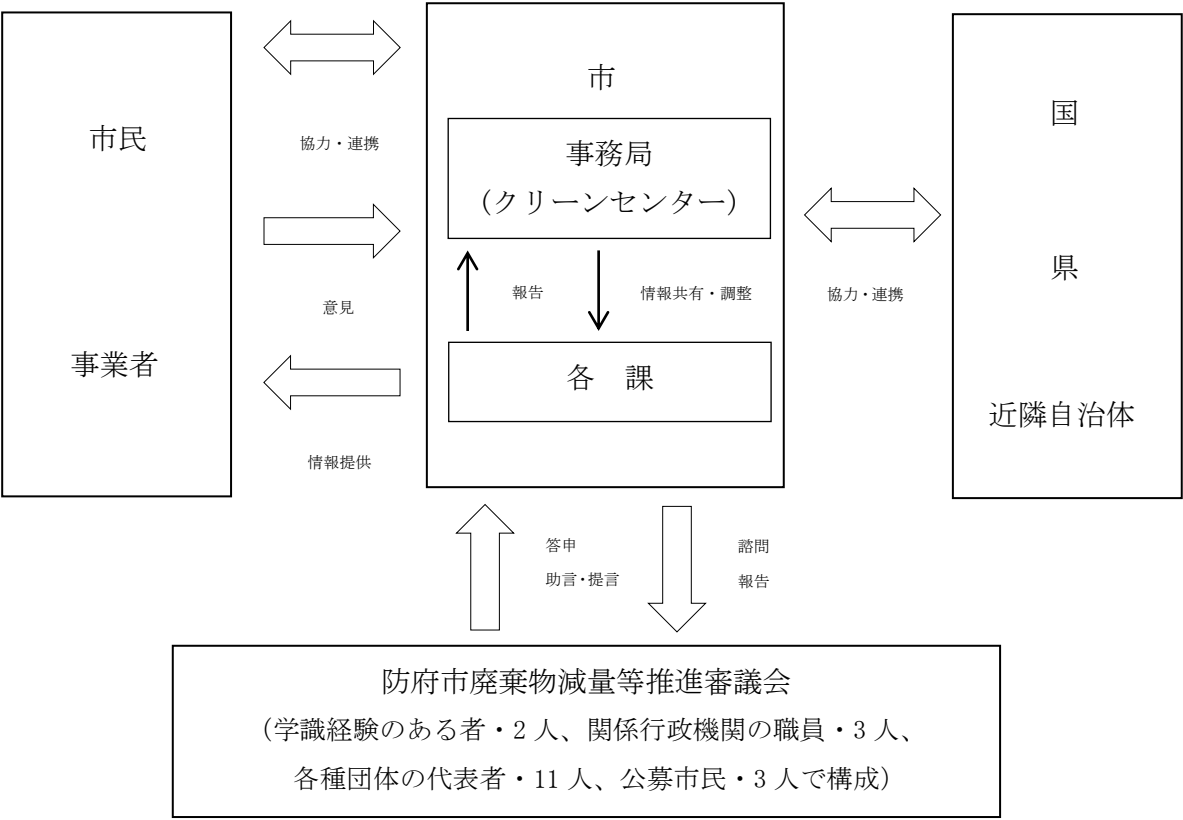


図 48 防府市ごみ処理基本計画 推進体制図

附 属 資 料

1 ごみ量推計の考え方

家庭系ごみのごみ量推計については、近年の実績を勘案し、家庭系ごみの1人1日当たり排出量を算出し、それらを推計人口の推移に合わせて増減して推計しました。また、事業系ごみのごみ量推計については、事業所数等に変動がないものとし、近年の実績を基に推計しました。

計画ごみ量については、上記推計に減量化や資源化の施策の実施を考慮して算出しました。なお、将来の推計人口については、防府市人口ビジョン※の推計人口を基に計画値としています。

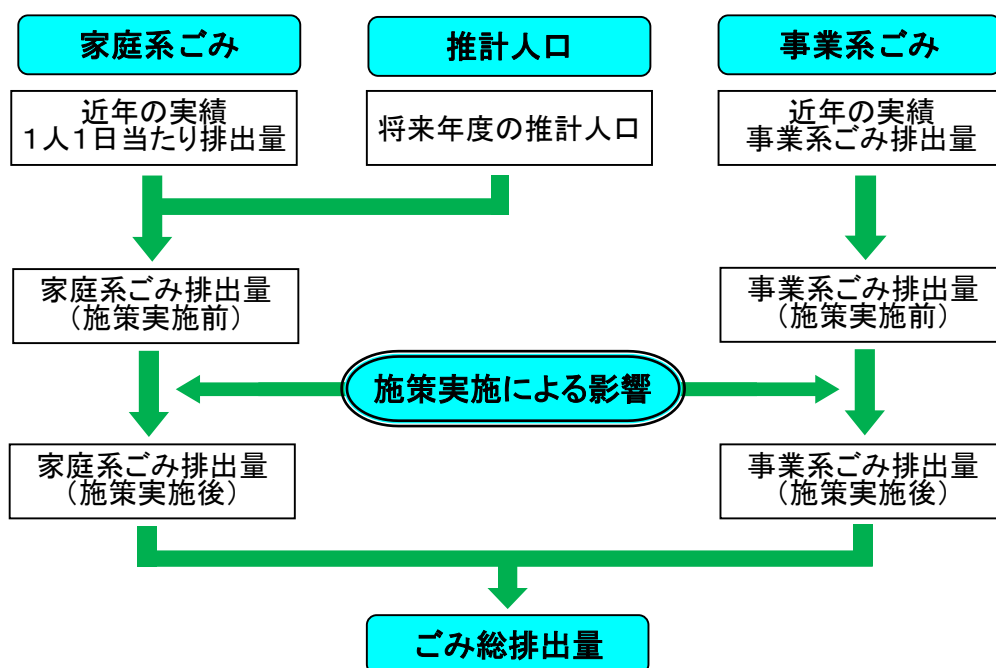


図 49 計画ごみ排出量の推計方法

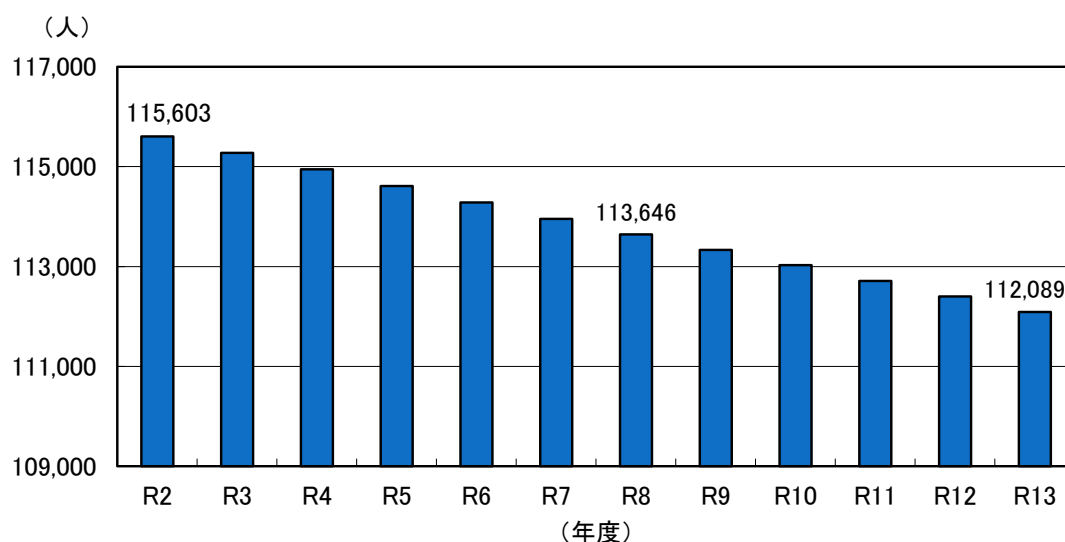


図 50 将来推計人口

2 実績と将来推計

ごみ量推計の考え方に基づく将来推計は、表 22 のとおりです。

表 22 実績と将来推計

項 目	単位	実績	予測値 ※1	目標達成時 ※2	予測値 ※1	目標達成時 ※2
		R2年度	R8年度	R8年度	R13年度	R13年度
人 口	人	115,603	113,646	113,646	112,089	112,089
ごみ総排出量(A)	t	39,577	38,525	33,687	38,238	31,848
家庭系ごみ排出量	t	27,718	26,073	22,625	25,786	21,965
事業系ごみ排出量	t	11,859	12,452	11,062	12,452	9,883
リサイクル量(B)	t	10,461	10,234	11,967	10,102	12,389
中間処理によるリサイクル量	t	8,062	7,883	7,252	7,778	7,027
分別収集によるリサイクル量	t	2,089	1,967	4,106	1,945	4,669
集団回収によるリサイクル量	t	310	384	609	379	693
リサイクル率(B/A×100)	%	26.4	26.6	35.5	26.4	38.9
1人1日当たりごみ排出量	g	938	929	812	932	776
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	g	600	572	432	572	405
最終処分量	t	1,832	1,177	970	1,163	876

※1 「予測値」: 近年の実績値から将来推計人口に基づき家庭系ごみ排出量の減少のみを見込み、ほかは現状のまま推移とした場合の数値

※2 「目標達成時」: 施策実施により、数値目標を達成した場合の推計値

3 ごみ排出量予測

(1) 人口減少分のみ見込んだ予測値

表 23 人口減少分のみ見込んだ予測値

		単位	H23	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
処理区域内人口		人	118,512	115,603	115,274	114,945	114,615	114,286	113,957	113,646	113,335	113,025	112,714	112,403	112,089		
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	25,545	21,904	21,795	21,733	21,730	21,608	21,546	21,487	21,487	21,370	21,311	21,252	21,251		
		g/人・日	590.5	519.1	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	518.0	
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,082	2,544	1,973	1,968	1,967	1,956	1,951	1,945	1,945	1,935	1,929	1,924	1,924	1,924	
		g/人・日	48.1	60.3	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	
	3.埋立ごみ	t/年	329	871	295	294	294	292	291	290	290	289	288	287	287	287	
		g/人・日	7.6	20.6	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	4.資源ごみ	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	1,511	2,089	1,994	1,990	1,989	1,977	1,970	1,967	1,967	1,956	1,949	1,945	1,945	
			g/人・日	34.9	49.5	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4
		紙パック	t/年	781	579	530	529	529	526	524	523	523	520	518	517	517	517
			g/人・日	18.1	13.7	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6
		紙製容器包装	t/年		7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			g/人・日		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		ペットボトル	t/年		77	80	80	80	79	79	79	79	78	78	78	78	78
			g/人・日		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
		プラスチック製容器包装	t/年	56	44	38	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37
			g/人・日	1.3	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
		スチール缶	t/年		668	640	638	638	634	632	631	631	627	625	624	624	624
			g/人・日		15.8	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2
		アルミ缶	t/年	25	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
			g/人・日	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		びん類 (無色・茶色・その他色びん)	t/年	31	21	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16
			g/人・日	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		乾電池類・蛍光管等	t/年	603	592	593	592	591	588	586	585	585	582	580	578	578	578
			g/人・日	13.9	14.0	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1
		古着・古布	t/年	15	40	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
			g/人・日	0.3	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	5.集団回収	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)	t/年		39	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	
			g/人・日		0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
		布類	t/年	1,074	310	388	387	387	385	384	384	384	382	380	379	379	
			g/人・日	24.8	7.3	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.3	9.3	9.3	9.2	9.2	9.2
		金属類 (アルミ缶・スチール缶等)	t/年	965	252	328	327	327	325	324	324	324	322	321	320	320	
			g/人・日	22.3	6.0	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
		びん類	t/年	8	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			g/人・日	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	78	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	49
			g/人・日	1.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
		7.事業系合計(7+8)	t/年	23	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
			g/人・日	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	30,541	27,718	26,445	26,372	26,367	26,218	26,142	26,073	26,073	25,932	25,857	25,787	25,786	
		g/人・日	706.0	656.9	628.5	628.6	628.5	628.5	628.5	628.5	628.6	628.6	628.6	628.5	628.5	628.6	
8.不燃・粗大・危険ごみ		t/年	17,666	11,741	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	
排出量	8.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	899	118	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	
	9.事業系合計(7+8)	t/年	18,565	11,859	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	
	10.家庭系ごみ排出量(6)	t/年	30,541	27,718	26,445	26,372	26,367	26,218	26,142	26,073	26,073	25,932	25,857	25,787	25,786	25,786	
11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) (10-4-5)	g/人・日	706.0	656.9	628.5	628.6	628.5	628.5	628.5	628.5	628.6	628.6	628.6	628.5	628.5	628.6		
	t/年	27,956	25,319	24,063	23,995	23,991	23,856	23,788	23,722	23,722	23,594	23,528	23,463	23,462	23,462		
	g/人・日	646.3	600.0	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9	571.9		
	t/年	18,565	11,859	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452	12,452		
	g/人・日	49,106	39,577	38,897	38,824	38,819	38,670	38,594	38,525	38,525	38,384	38,309	38,239	38,238	38,238		
12.ごみ総排出量(10+12)	t/年	1,135.2	938.0	924.5	925.4	925.4	927.0	927.9	928.7	928.7	930.4	931.2	932.0	932.0	932.1		
	g/人・日																

(2) 施策実施による目標達成時の推計値

表 24 施策実施による目標達成時の推計値

		単位	H23	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
処理区域内人口		人	118,512	115,603	115,274	114,945	114,615	114,286	113,957	113,646	113,335	113,025	112,714	112,403	112,089
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	25,545	21,904	21,107	19,817	18,606	17,469	16,402	16,177	15,956	15,737	15,521	15,308	15,097
		g/人・日	590.5	519.1	501.7	472.3	443.5	418.8	394.3	390.0	384.7	381.5	377.3	373.1	368.0
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,082	2,544	1,971	1,847	1,730	1,621	1,519	1,477	1,436	1,397	1,358	1,320	1,284
		g/人・日	48.1	60.3	46.8	44.0	41.2	38.9	36.5	35.6	34.6	33.9	33.0	32.2	31.3
	3.埋立ごみ	t/年	329	871	342	320	300	281	263	256	249	242	235	229	222
		g/人・日	7.6	20.6	8.1	7.6	7.2	6.7	6.3	6.2	6.0	5.9	5.7	5.6	5.4
	4.資源ごみ	t/年	1,511	2,089	2,379	2,710	3,085	3,516	4,002	4,106	4,212	4,322	4,435	4,550	4,669
		g/人・日	34.9	49.5	56.5	64.6	73.5	84.3	96.2	99.0	101.5	104.8	107.8	110.9	113.8
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	781	579	659	751	855	974	1,109	1,138	1,168	1,198	1,229	1,261	1,294
		g/人・日	18.1	13.7	15.7	17.9	20.4	23.3	26.7	27.4	28.2	29.0	29.9	30.7	31.5
	紙パック	t/年		7	8	9	10	12	13	14	14	14	15	15	16
		g/人・日		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
	紙製容器包装	t/年		77	88	100	114	130	148	151	155	159	163	168	172
		g/人・日		1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.6	3.6	3.7	3.9	4.0	4.1	4.2
	ペットボトル	t/年	56	44	50	57	65	74	84	86	89	91	93	96	98
		g/人・日	1.3	1.0	1.2	1.4	1.5	1.8	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4
	プラスチック製容器包装	t/年		668	761	866	987	1,124	1,280	1,313	1,347	1,382	1,418	1,455	1,493
		g/人・日		15.8	18.1	20.6	23.5	26.9	30.8	31.7	32.5	33.5	34.5	35.5	36.4
	スチール缶	t/年	25	22	25	29	32	37	42	43	44	46	47	48	49
		g/人・日	0.6	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
	アルミ缶	t/年	31	21	24	27	31	35	40	41	42	43	45	46	47
		g/人・日	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
	びん類 (無色・茶色・その他色びん)	t/年	603	592	674	768	874	996	1,134	1,164	1,194	1,225	1,257	1,289	1,323
		g/人・日	13.9	14.0	16.0	18.3	20.8	23.9	27.3	28.1	28.8	29.7	30.6	31.4	32.2
	乾電池類・蛍光灯等	t/年	15	40	46	52	59	68	77	79	80	83	85	87	90
		g/人・日	0.3	0.9	1.1	1.2	1.4	1.6	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2
	古着・古布	t/年		39	44	51	58	66	75	77	79	81	83	85	87
		g/人・日		0.9	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1
	5.集団回収	t/年	1,074	310	353	402	457	522	594	609	625	640	658	675	693
			g/人・日	24.8	7.3	8.4	9.6	10.9	12.5	14.3	14.7	15.1	15.5	16.0	16.5
古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)		t/年	965	252	287	327	372	424	483	495	508	521	535	549	563
		g/人・日	22.3	6.0	6.8	7.8	8.9	10.2	11.6	12.0	12.2	12.6	13.0	13.4	13.7
布類		t/年	8	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		g/人・日	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類 (アルミ缶・スチール缶等)		t/年	78	50	57	65	74	84	96	98	101	103	106	109	112
		g/人・日	1.8	1.2	1.4	1.5	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7
びん類		t/年	23	7	8	9	10	12	13	14	14	14	15	15	16
		g/人・日	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	30,541	27,718	26,152	25,096	24,178	23,409	22,780	22,625	22,478	22,338	22,207	22,082	21,965	
	g/人・日	706.0	656.9	621.6	598.2	576.4	561.2	547.7	545.4	541.9	541.5	539.8	538.2	535.4	
事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	17,666	11,741	12,391	12,081	11,779	11,485	11,197	10,948	10,704	10,465	10,232	10,003	9,780
	8.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	899	118	126	123	121	118	116	114	111	109	107	105	103
	9.事業系合計(7+8)	t/年	18,565	11,859	12,517	12,204	11,900	11,603	11,313	11,062	10,815	10,574	10,339	10,108	9,883
排出量	10.家庭系ごみ排出量(6)	t/年	30,541	27,718	26,152	25,096	24,178	23,409	22,780	22,625	22,478	22,338	22,207	22,082	21,965
		g/人・日	706.0	656.9	621.6	598.2	576.4	561.2	547.7	545.4	541.9	541.5	539.8	538.2	535.4
	11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) (10-4-5)	t/年	27,956	25,319	23,420	21,984	20,636	19,371	18,184	17,910	17,641	17,376	17,114	16,857	16,603
		g/人・日	646.3	600.0	556.6	524.0	491.9	464.4	437.2	431.8	425.3	421.2	416.0	410.9	404.7
	12.事業系ごみ排出量(9)	t/年	18,565	11,859	12,517	12,204	11,900	11,603	11,313	11,062	10,815	10,574	10,339	10,108	9,883
	13.ごみ総排出量(10+12)	t/年	49,106	39,577	38,669	37,300	36,078	35,012	34,093	33,687	33,293	32,912	32,546	32,190	31,848
	g/人・日	1,135.2	938.0	919.0	889.0	860.0	839.3	819.7	812.1	802.6	797.8	791.1	784.6	776.3	

(3) 目標達成時のごみ処理フロー（令和8年度）

(単位:t)

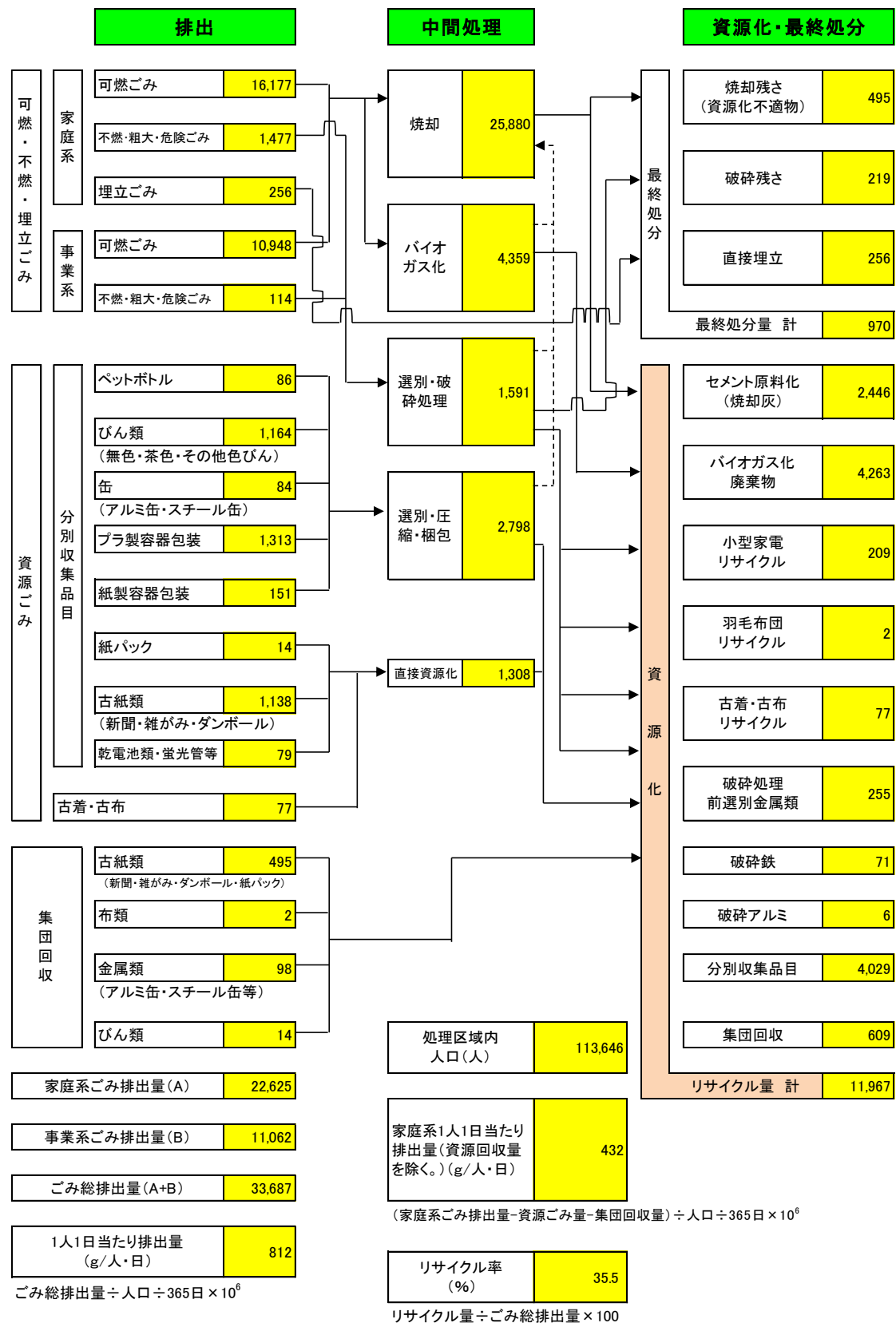


図 51 目標達成時のごみ処理フロー（令和8年度）

(4) 目標達成時のごみ処理フロー (令和13年度)

(単位:t)

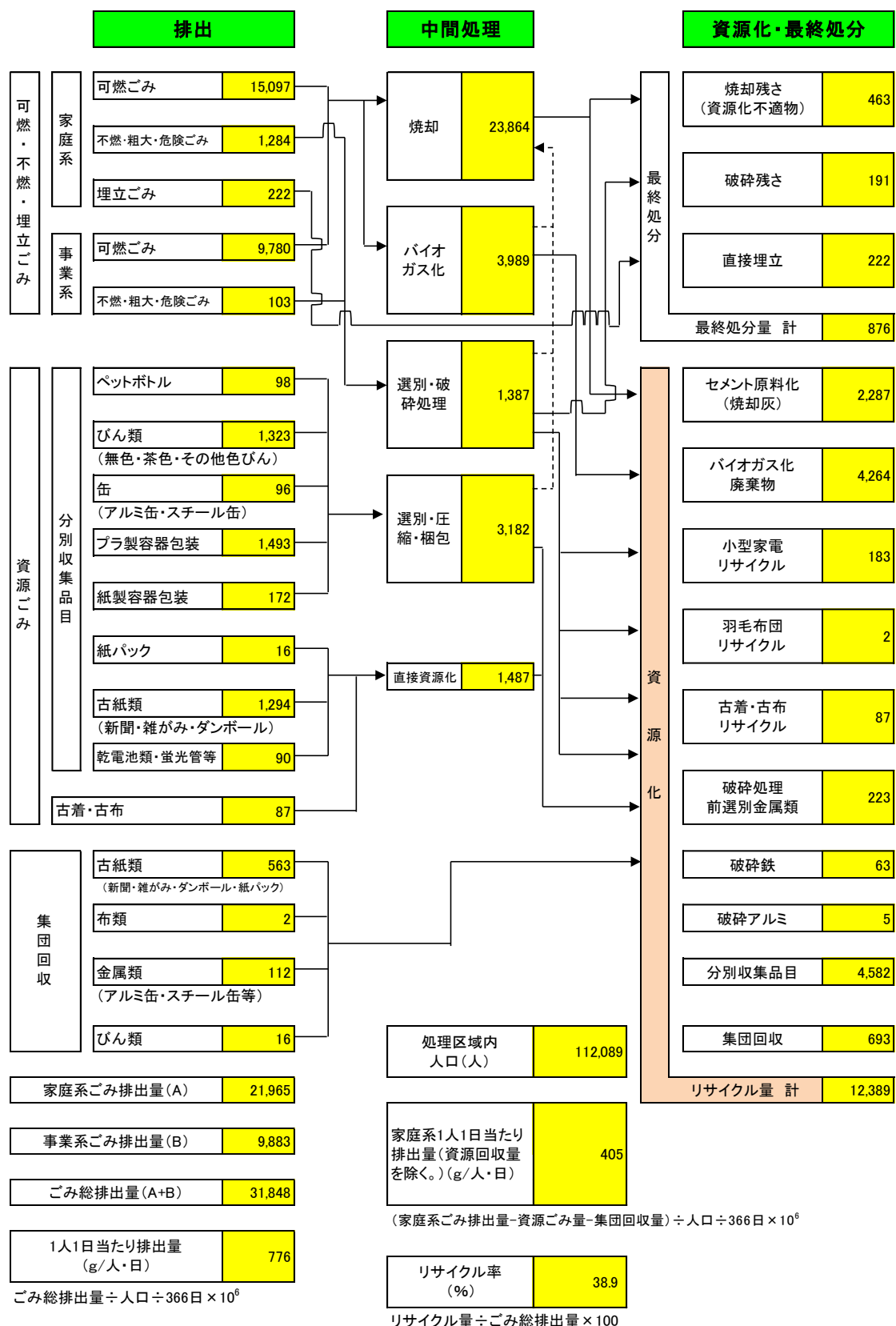


図 52 目標達成時のごみ処理フロー (令和13年度)

4 上位計画の目標値との比較

上位計画の目標値と防府市ごみ処理基本計画の目標値を比較すると次の表のとおりとなります。

表 25 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項目	循環型社会形成推進基本計画 目標値(令和7年度)	防府市ごみ処理基本計画 中間目標値(令和8年度)
1人1日当たりごみ排出量※	平成30年度 919g → 850g (平成30年度比で約8%削減)	①+②+③ 平成30年度 915g → 812g (平成30年度比で約11%削減)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成30年度 506g → 440g (平成30年度比で約13%削減)	①平成30年度 556g → 432g (平成30年度比で約22%削減)
事業系ごみ排出量	平成30年度 1,304万t → 1,100万t (平成30年度比で約16%削減)	平成30年度 12,643t → 11,062t (平成30年度比で約13%削減)
【参考】1人1日当たり換算	—	②平成30年度 297g → 267g (平成30年度比で約10%削減)
【参考】資源回収量 1人1日当たり換算	—	③平成30年度 62g → 113g (平成30年度比で約82%増)

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

表 26 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の目標値との比較

項目	山口県循環型社会形成推進 基本計画目標値(令和7年度)	防府市ごみ処理基本計画 中間目標値(令和8年度)
ごみ総排出量	平成30年度 499千t → 424千t (平成30年度比で約15%削減)	平成30年度 38,920t → 33,687t (平成30年度比で約13%削減)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成30年度 527g → 462g (平成30年度比で約12%削減)	平成30年度 556g → 432g (平成30年度比で約22%削減)
リサイクル率	平成30年度 30.6% → 35%	平成30年度 26.9% → 35%
最終処分量	平成30年度 26千t → 22千t (平成30年度比で約15%削減)	平成30年度 1,206t → 970t (平成30年度比で約20%削減)

表 27 第5次防府市総合計画の目標値との比較

項目	防府市総合計画	防府市ごみ処理基本計画	
	最終目標値 (令和7年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりごみ排出量※	850g	812g	776g

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

表 28 防府市環境基本計画（第三次）の目標値との比較

項目	防府市環境基本計画		防府市ごみ処理基本計画	
	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)	中間目標値 (令和8年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりごみ排出量※	812g	776g	812g	776g
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	432g	405g	432g	405g
事業系ごみ排出量	11,062t	9,883t	11,062t	9,883t
リサイクル率	35%	38%	35%	38%

※ 年間ごみ総排出量をその年度の人口と日数で除した量

5 その他

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成8年12月24日

（廃棄物減量等推進審議会）

第4条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者 2人以内
 - 二 公共的団体を代表する者 6人以内
 - 三 市内に事業所を有する事業者（法人にあっては、当該法人を代表する者） 5人以内
 - 四 関係行政機関の職員 3人以内
 - 五 公募の手続により決定した者 4人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成8年12月27日

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第2条 条例第4条第1項に規定する防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、審議会の委員（以下単に「委員」という。）の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第4条 審議会の庶務は、生活環境部クリーンセンターにおいて処理する。

防府市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	役職名
市民代表者	防府市快適環境づくり推進協議会	土井 章	会長
	防府市自治会連合会	内田 元夫	総務
	防府市女性団体連絡協議会	藤井 三枝子	会計
	防府市消費生活研究会	阿部 幹恵	会長
	防府市子ども会育成連絡協議会	松永 小夜子	事務局長
	防府市老人クラブ連合会	國澤 雅彦	理事
	一般公募	弘中 和夫	
	一般公募	田中 元昭	
	一般公募	中司 美佐子	
事業者	防府商工会議所（大型店代表）	大谷 浩彦	㈱丸久 総務部 マネージャー
	防府市商店街連合会	梅田 和夫	うめだ時計店 店主
	防府リサイクル協同組合	磯野 晶則	副理事長
	防府商工会議所	山本 憲司	中小企業相談所長
	防府青年会議所	田中 宏明	理事長
学識経験者	山口大学	阿部 新	国際総合科学部 教授
	山口県立大学	今村 主税	看護栄養学部 准教授
行政	山口県山口健康福祉センター	大嶋 裕司	保健環境部 副部長
	山口県立農業大学校	福田 浩久	副校長
	防府市教育委員会	山本 純也	教育部 学校教育課長

防府市ごみ処理基本計画 見直しの経過

年月日		策定経過	内容
令和2年度	10月12日（月）	令和2年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○諮問「防府市ごみ処理基本計画の策定について」 ○ごみ処理基本計画の実施状況について ○ごみ処理基本計画の策定について ○ごみに関する市民アンケートについて
	11月30日（月） ～12月16日（水）	市民アンケートの実施	○ごみに関する市民アンケート
	3月22日（月）	令和2年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみに関する市民アンケートの結果について ○新たな防府市ごみ処理基本計画の策定方針について
令和3年度	8月17日（火）	令和3年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○新たな防府市ごみ処理基本計画（素案）について
	11月26日（金）	令和3年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○新たな防府市ごみ処理基本計画（案）について
	12月22日（水） ～1月21日（金）	新たな防府市ごみ処理基本計画（案）の パブリックコメントの実施	○パブリックコメントの実施 （提出者数 2人 6件）
	2月〇日（ ）	防府市廃棄物減量等推進審議会长から 防府市長への答申	
	3月 日（ ）	市議会定例会での議決	

6 用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれます。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

温室効果ガス

太陽エネルギーから地上が受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体で、地球温暖化の原因とされており、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）が規制対象として指定されています。ごみ処理施設では、重油等の燃料の使用、電力会社から供給された電気の使用、可燃ごみに含まれる合成繊維や廃プラスチック類の焼却による二酸化炭素（CO₂）の排出が大部分を占めます。

【か行】

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出と吸収がプラスマイナスゼロになることをいいます。

海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称をいいます。

輝き！ほうふプラン

防府市自治基本条例第 13 条に規定する本市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画です。令和 3 年 3 月に第 5 次防府市総合計画が策定されました。

家庭系一時多量ごみ有料収集

家庭で一度に多量に出たごみを有料で市クリーンセンターが戸別収集する制度のことです。

ごみ減量容器等購入費補助金制度

防府市内に住所を有し、居住している方が、市内販売店で購入した生ごみ減量容器、電動生ごみ処理機、紙おむつ保管容器の購入費に対して 1 基につき、購入価格の 2 分の 1 を補助金（限度額あり）として交付する制度をいいます。

【さ行】

災害廃棄物

地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物（倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等）及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物をいいます。

再使用（リユース）

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

再生利用（リサイクル）

廃棄物を資源として再利用することです。

集団回収

自治会、子ども会、PTA等で行う、古紙、缶、びん等の資源物を回収し、資源回収事業者に引き取ってもらう活動で、本市では「防府市廃棄物資源化推進事業」として実施団体へ補助金を交付しています。

自主搬入

毎月自治会自らが、一般家庭から排出された廃棄物のうち、資源ごみ（プラスチック製容器包装を除く。）、危険ごみ及び不燃ごみについて市が行う定期収集を受けず、市の指定する処理施設へ搬入することをいいます。本市では防府市清掃補助金として実施団体に補助金を交付しています。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

食品ロス削減推進計画

令和元年 10 月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」において定めるよう努めることとされている計画をいいます。食品ロスをなくすための取組や各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じることとされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 10 月に施行された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

3 R（スリーアール）

廃棄物の「リデュース（Reduce 発生抑制）」、「リユース（Reuse 再使用）」、「リサイクル（Recycle 再生利用）」の略称であり、循環型社会を構築するための行動 3 原則として位置づけられています。

【た行】

第二次防府市健康増進計画

健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」と食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」を統合し、新たに「健やかほうふ 21 計画」とし、各世代に応じた健康づくりと食育を一体的に取り組むことができるよう策定したものです。平成 28 年 3 月に第二次計画が策定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成 30 年 6 月に第四次計画が閣議決定されました。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化（堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させること）することです。

低炭素社会

二酸化炭素の排出量が少ない社会のことをいいます。低炭素社会では、産業、行政、国民など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化（カーボン・ミニマム）を図ります。

店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレイ、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に、消滅、堆肥化又は減量化する電動式処理機等をいいます。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除きます。

【な行】

生ごみ減量容器

微生物等の活動を利用することにより、生ごみを分解し、減量化又は堆肥化するものをいいます。

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国が令和 2 年 10 月に宣言した「2050 年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）」の目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として令和 2 年 12 月に策定されたものをいいます。

熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。防府市クリーンセンターでは、ごみの焼却から得られる熱を利用して電気をつくり、施設で利用しています。

【は行】

バイオガス

生ごみなどを発酵させて発生したメタンなどの可燃性のガスのことで、近年、化石燃料に代わるエネルギー源としての活用が、地球温暖化防止に有効であるとして注目されています。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称のことをいいます。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがあります。

バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

廃棄物減量等推進員

地域における資源ごみ・危険ごみの適正排出や減量・リサイクル等の取り組みを推進する役として活動している方々で、自治会等からの推薦に基づき市長が委嘱しています。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生自体を減らすことです。3 Rの中で最も優先順位が高いものです。

P F I

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。その手法の中で、本市のごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施行・運営を一括して民間に委託するD B O方式（Design Build Operate）で実施しています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

フードバンクポスト

家庭で消費する機会のない食べものを寄付できるポストのこと입니다。集められた食品は、フードバンク団体によって食べ物を必要とする人たちの元へ届けられています。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第 16 条の規定に違反する行為のことをいいます。同法第 25 条第 1 項第 14 号の規定により、5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則があります。

プラスチック資源循環戦略

令和元年 5 月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3 R + Renewable）を促進するための措置を講じようとする法律のことをいいます。令和 3 年 6 月に公布されました。

防府市環境基本計画

「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画です。

防府市災害廃棄物処理計画

本市で大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理方針を定めたものです。

防府市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と将来展望を提示するものであり、人口に関する認識を市全体で共有し、今後、地方創生の実現に向けた取組を進めていくうえでの指針となるものです。

【や行】

山口県海岸漂着物対策推進協議会

学識経験者、県民活動団体、業界団体、国・県・市町からなる協議会で、山口県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進協議会

学識経験者並びに事業者、消費者及び行政機関の実務者で構成された協議会で、山口県の食品ロス削減に関する取組の検討や情報交換を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」に基づき、食品ロス削減に向けた山口県の方針や推進施策をとりまとめたものをいいます。

山口県循環型社会形成推進基本計画

（第 4 次計画）

「廃棄物処理法第 5 条の 5」及び「山口県循環型社会形成推進条例第 8 条」の規定に基づき、山口県における循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画をいいます。令和 3 年 3 月に第 4 次計画が策定されました。

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約 6 割（容積比）を占める容器包装廃棄物の削減を図る実践活動を推進しています。

やまぐち 3 きっちる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

容器包装リサイクル法

平成 12 年 4 月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことをいい、家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

リターナブルびん

そのままのびんを洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返して使うことができるびんのことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生・排出抑制にも役立ちます。

レアメタル

地球上にほとんどない金属や、経済的、技術的な理由から抽出することが困難な金属類のことで、僅かな量を加えることで製品の機能を飛躍的に増大できる特徴があり、家庭用品から産業機械まで多くの分野で活用されています。中国、インド等の新興国の需要が世界的に増大しており、携帯電話や小型家電などの使用済み製品からのリサイクルの取組が求められています。

【お行】

ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

防府市ごみ処理基本計画

令和4年3月

編集・発行

防府市生活環境部クリーンセンター

〒747-0825

防府市大字新田 364 番地

T E L 0835-22-4742

F A X 0835-24-4389

E - m a i l clean@city.hofu.yamaguchi.jp